

法人税法施行令等の一部を改正する政令（令和二年政令第二百七号）の一部を改正する政令（令和三年政令第三百十号）新旧対照表

改 正 後

（法人税法施行令の一部改正）

第一条 法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）の一部を次のように改正する。

第三百三十九条の十第一項中「同条第七項（同条第十三項）を「同条第四項（同条第七項）に、「金額に、」を「金額に」に、「をいう」を「から同項第一号イに掲げる金額に百分の十・四を乗じて計算した金額を控除した金額をいう」に改め、同条第二項第一号中「第六十六条第一項又は第二項」を「第六十六条第一項、第二項及び第六項」に改め、同号イを次のように改める。

イ 法第六十九条第十八項（外国税額の控除）（同条第二十一項において準用する場合を含む。）の規定により当該法人税の額に加算する金額

第三百三十九条の十第二項第二号中「（平成二十三年法律第二十九号）」を削り、同号イ中「（外国税額の控除）」を削り、同号ロ中「若しくは第七項（試験研究を行った場合の法人税額の特別控除）（同条第四項に規定する）」を、「第七項若しくは第十三項（同項の規定を同条第十八項において準用する場合を含むものとし、」に改め、「（ロにおいて「中小企業者等」という。）」を削り、「、第四十二条の九第一項若しくは第二項」を「（中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）、第四十二条の九第一項若しくは第二項（沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）」に改め、「、第四十二条の十二の四第二項若しくは第三項」の下に「（中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）」を加える。

第四百二十二条第一項中「第六十九条まで及び第七十条」を「第七十条まで」に改め、「及び所得税額の控除」を削り、「第四十二条の六第五項（中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除

改 正 前

（法人税法施行令の一部改正）

第一条 同上

第三百三十九条の十第一項中「同条第七項（同条第十三項）を「同条第四項（同条第七項）に改め、同条第二項第一号中「第六十六条第一項又は第二項」を「第六十六条第一項、第二項及び第六項」に改め、同号イを次のように改める。

イ 法第六十九条第十八項（外国税額の控除）（同条第二十一項において準用する場合を含む。）の規定により当該法人税の額に加算する金額

第三百三十九条の十第二項第二号中「（平成二十三年法律第二十九号）」を削り、同号イ中「（外国税額の控除）」を削り、同号ロ中「若しくは第七項（試験研究を行った場合の法人税額の特別控除）（同条第四項に規定する）」を、「第七項若しくは第十三項（同項の規定を同条第十八項において準用する場合を含むものとし、」に改め、「（ロにおいて「中小企業者等」という。）」を削り、「、第四十二条の九第一項若しくは第二項」を「（中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）、第四十二条の九第一項若しくは第二項（沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）」に、「、第四十二条の十二の四第二項若しくは第三項」を「（特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）、第四十二条の十二の四第二項若しくは第三項（中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）」に改める。

第四百二十二条第一項中「第六十九条まで及び第七十条」を「第七十条まで」に改め、「及び所得税額の控除」を削り、「第四十二条の六第五項（中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除

）、第四十二条の九第四項（沖繩の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）、第四十二条の十二の四第五項（中小企業等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）を「第四十二条の十四第一項（通算法人の仮装経理に基づく過大申告の場合等の法人税額）（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十七条の四の二第一項（通算法人の仮装経理に基づく過大申告の場合等の法人税額）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第四項」に、「並びに第六十三条第一項」を、「第六十三条第一項」に、「」の規定を「）、第六十六条の七第四項（内国法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例）並びに第六十六条の九の三第三項（特殊関係株主等である内国法人に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例）の規定」に改め、「の法人税の額」の下に「から、法第九条の二並びに租税特別措置法第六十六条の七第四項及び第六十六条の九の三第三項の規定による控除をされるべき金額の合計額を控除した金額」を加え、同条第二項中「青色申告書を提出した事業年度の」及び「第五十八条（青色申告書を提出しなかつた事業年度の災害による損失金の繰越し）」を削り、「特例」並びに「」を「特例」、「」に改め、同条第三項中「第五十八条」を削り、「第五十九条の二並びに」を「第五十九条の二、」に改める。

第四百十二条の二第二項第一号中「及び第四項」及び「納付事業年度開始の前二年内に開始した各事業年度に連結事業年度に該当するものがある場合には、当該各連結事業年度を含む。」を削り、同条第四項中「、第三号、第四号及び第六号」を「及び第三号」に、「第二十四号」を「第二十六号」に、「第五十七条（青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越し）」を「第六十四条の八（通算法人の合併等があつた場合の欠損金の損金算入）」に、「第八項及び第十項」を「第七項及び第九項」に、「第七項及び第九項」を「第六項及び第八項」に改め、「（納付事業年度開始の前二年内に開始した各連結事業年度の第五十五条の二十七第四項（外国税額控除の対象とならない外国法人税の額）に規定する調整個別所得金額を含む。）」を削り、同条第八項第一号中「第八項」を「第七項」に改め、同条第二号中「第十項」を「第九項」に改め、同条第三号中「第七項」を「第六項」に改め、同条第四号中「第九項」を「第八項」に改める

）、第四十二条の九第四項（沖繩の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）、第四十二条の十二の三第五項（特定中小企業等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）、第四十二条の十二の四第五項（中小企業等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）を「第四十二条の十四第一項（通算法人の仮装経理に基づく過大申告の場合等の法人税額）（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十七条の四の二第一項（通算法人の仮装経理に基づく過大申告の場合等の法人税額）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第四項」に、「並びに第六十三条第一項」を「第六十三条第一項」に、「」の規定を「）、第六十六条の七第四項（内国法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例）並びに第六十六条の九の三第三項（特殊関係株主等である内国法人に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例）の規定」に改め、「の法人税の額」の下に「から、法第六十九条の二並びに租税特別措置法第六十六条の七第四項及び第六十六条の九の三第三項の規定による控除をされるべき金額の合計額を控除した金額」を加え、同条第二項中「青色申告書を提出した事業年度の」及び「第五十八条（青色申告書を提出しなかつた事業年度の災害による損失金の繰越し）」を削り、「特例」並びに「」を「特例」、「」に改め、同条第三項中「第五十八条」を削り、「第五十九条の二並びに」を「第五十九条の二、」に改める。

第四百十二条の二第二項第一号中「及び第四項」及び「納付事業年度開始の前二年内に開始した各事業年度に連結事業年度に該当するものがある場合には、当該各連結事業年度を含む。」を削り、同条第四項中「、第三号、第四号及び第六号」を「及び第三号」に、「第二十四号」を「第二十六号」に、「第五十七条（青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越し）」を「第六十四条の八（通算法人の合併等があつた場合の欠損金の損金算入）」に、「第八項及び第十項」を「第七項及び第九項」に、「第七項及び第九項」を「第六項及び第八項」に改め、「（納付事業年度開始の前二年内に開始した各連結事業年度の第五十五条の二十七第四項（外国税額控除の対象とならない外国法人税の額）に規定する調整個別所得金額を含む。）」を削り、同条第八項第一号中「第八項」を「第七項」に改め、同条第十一項を「同条第十項」に改め、同条第二号中「第十項」を「第九項」に改め、同条第三号中「第七項」を「第六項」に改め、同条第四号中「第九項」を「第八項」に改め、同条第十

（地方法人税法施行令の一部改正）

第二条 地方法人税法施行令（平成二十六年政令第三百三十九号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「及び第十二条の二」を削り、「この条」を「この項及び第五項」に、「第四十二条の六第五項、第四十二条の九第四項、第四十二条の十二の四第五項」を「第四十二条の十四第一項（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）第十七条の四の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）若しくは第四項」に改め、「第五節の二の規定」の下に「（以下この項において「税額加算規定」という。）」を加え、「残額」を「金額」に、「第九条、」を「第九条及び」に改め、「金額」の下に「から、法人税法第六十七条の規定及び税額加算規定の適用がないものとして同法第六十九条の二、法第十二条の二並びに租税特別措置法第六十六条の七第四項及び第十項並びに第六十六条の九の三第三項及び第九項の規定を適用した場合に法第十二条の二並びに租税特別措置法第六十六条の七第十項及び第六十六条の九の三第九項の規定により控除をされるべき金額の合計額を控除した金額」を加え、同条第二項を削り、同条第三項中「第十二条第三項」を「第十二条第二項」に改め、「及び第十二条の二」を削り、「第五節の二の規定」の下に「（以下この項において「税額加算規定」という。）」を加え、「残額」を「金額」に、「第九条、」を「第九条及び」に改め、「金額」の下に「から、税額加算規定の適用がないものとして法人税法第四十四条の二及び法第十二条の二の規定を適用した場合に同条の規定により控除をされるべき金額を控除した金額（次項において「地方法人税額」という。）」を加え、同項を同条第二項とし、同条第四項中「第十二条第三項」を「第十二条第二項」に、「前項に規定する地方法人税の額」を「地方法人税額」に改め、同項を同条第三項とし、同項の次に次の一項を加える。

4 法第十二条第四項に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、同項の通算法人の通算課税事業年度（同項に規定する通算課税事業

項」を「同条第九項」に改め、同項第四号中「第九項」を「第八項」に改める。

（地方法人税法施行令の一部改正）

第二条 同上

第三条第一項中「及び第十二条の二」を削り、「この条」を「この項及び第五項」に、「第四十二条の六第五項、第四十二条の九第四項、第四十二条の十二の三第五項、第四十二条の十二の四第五項」を「第四十二条の十四第一項（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）第十七条の四の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）若しくは第四項」に改め、「第五節の二の規定」の下に「（以下この項において「税額加算規定」という。）」を加え、「残額」を「金額」に、「第九条、」を「第九条及び」に改め、「金額」の下に「から、法人税法第六十七条の規定及び税額加算規定の適用がないものとして同法第六十九条の二、法第十二条の二並びに租税特別措置法第六十六条の七第四項及び第十項並びに第六十六条の九の三第三項及び第九項の規定を適用した場合に法第十二条の二並びに租税特別措置法第六十六条の七第十項及び第六十六条の九の三第九項の規定により控除をされるべき金額の合計額を控除した金額」を加え、同条第二項を削り、同条第三項中「第十二条第三項」を「第十二条第二項」に改め、「及び第十二条の二」を削り、「第五節の二の規定」の下に「（以下この項において「税額加算規定」という。）」を加え、「残額」を「金額」に、「第九条、」を「第九条及び」に改め、「金額」の下に「から、税額加算規定の適用がないものとして法人税法第四十四条の二及び法第十二条の二の規定を適用した場合に同条の規定により控除をされるべき金額を控除した金額（次項において「地方法人税額」という。）」を加え、同項を同条第二項とし、同条第四項中「第十二条第三項」を「第十二条第二項」に、「前項に規定する地方法人税の額」を「地方法人税額」に改め、同項を同条第三項とし、同項の次に次の一項を加える。

4 法第十二条第四項に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、同項の通算法人の通算課税事業年度（同項に規定する通算課税事業

年度をいう。以下この条において同じ。）の調整前控除限度額から当該通算課税事業年度の控除限度調整額を控除した金額（当該調整前控除限度額が零を下回る場合には、零）とする。

（租税特別措置法施行令の一部改正）

第三条 租税特別措置法施行令（昭和三十三年政令第四十三号）の一部を次のように改正する。

「第九節 その他の特例（第三十九条の二十一―第三十九条の三）
第九節の二 中小企業者等である連結法人の法人税率の特例（第十節 連結法人の特別税額控除及び減価償却の特例（第三十）
第十一節 連結法人の準備金等（第三十九条の七十二―第三十二節 削除
第十三節 連結法人の鉱業所得の課税の特例（第三十九条の八）
第十三節の二 対外船舶運航事業を営む連結法人の日本船舶に
第十四節 連結法人である沖繩の認定法人の課税の特例（第三十四節の二 国家戦略特別区域における連結法人である指定
第十五節 連結法人である認定農地所有適格法人の課税の特例
第十六節 連結法人の交際費等の課税の特例（第三十九条の九）
第十七節 連結法人に用途秘匿金の支出がある場合の課税の特
第十八節 連結法人の土地の譲渡等がある場合の特別税率（第
第十九節 連結法人の収用等の場合の課税の特例（第三十九条
第二十節 連結法人の特定事業の用地買収等の場合の連結所得
第二十節の二 連結法人の特定の長期所有土地等の連結所得の
第二十一節 連結法人の資産の譲渡に係る特別控除額の特例（
第二十二節 連結法人の特定の資産の買換えの場合等の課税の
第二十三節 株式会社等を対価とする株式の譲渡に係る連結所得の
第二十四節 連結法人の景気調整のための課税の特例（第三十
第二十五節 連結法人の国外関連者との取引に係る課税の特例
第二十六節 連結法人の支払利子等に係る課税の特例
第一款 連結法人の国外支配株主等に係る負債の利子等の課
第二款 連結法人の対象純支払利子等に係る課税の特例（第
第二十七節 連結法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例

年度をいう。以下この条において同じ。）の調整前控除限度額から当該通算課税事業年度の控除限度調整額を控除した金額（当該調整前控除限度額が零を下回る場合には、零）とする。

（租税特別措置法施行令の一部改正）

第三条 同 上

「第九節 その他の特例（第三十九条の二十一―第三十九条の三）
第九節の二 中小企業者等である連結法人の法人税率の特例（第十節 連結法人の特別税額控除及び減価償却の特例（第三十）
第十一節 連結法人の準備金等（第三十九条の七十二―第三十二節 削除
第十三節 連結法人の鉱業所得の課税の特例（第三十九条の八）
第十三節の二 対外船舶運航事業を営む連結法人の日本船舶に
第十四節 連結法人である沖繩の認定法人の課税の特例（第三十四節の二 国家戦略特別区域における連結法人である指定
第十五節 連結法人である認定農地所有適格法人の課税の特例
第十六節 連結法人の交際費等の課税の特例（第三十九条の九）
第十七節 連結法人に用途秘匿金の支出がある場合の課税の特
第十八節 連結法人の土地の譲渡等がある場合の特別税率（第
第十九節 連結法人の収用等の場合の課税の特例（第三十九条
第二十節 連結法人の特定事業の用地買収等の場合の連結所得
第二十節の二 連結法人の特定の長期所有土地等の連結所得の
第二十一節 連結法人の資産の譲渡に係る特別控除額の特例（
第二十二節 連結法人の特定の資産の買換えの場合等の課税の
第二十三節 特別事業再編を行う法人の株式を対価とする株式
第二十四節 連結法人の景気調整のための課税の特例（第三十
第二十五節 連結法人の国外関連者との取引に係る課税の特例
第二十六節 連結法人の支払利子等に係る課税の特例
第一款 連結法人の国外支配株主等に係る負債の利子等の課
第二款 連結法人の対象純支払利子等に係る課税の特例（第
第二十七節 連結法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例

第二十八節 特殊関係株主等である連結法人に係る外国関係法
第二十九節 連結法人のその他の特例（第三十九条の百二十一

十八）

第三十九条の三十八の二）

九条の三十九―第三十九条の七十一）

九条の八十六）

十八・第三十九条の八十九）

よる収入金額の課税の特例（第三十九条の八十九の二）

九条の九十）

法人の課税の特例（第三十九条の九十の二）

（第三十九条の九十一・第三十九条の九十二）

十三―第三十九条の九十五）

例（第三十九条の九十六）

三十九条の九十七・第三十九条の九十八）

の九十九―第三十九条の百一）

の特別控除（第三十九条の百二―第三十九条の百四）

特別控除（第三十九条の百四の二）

第三十九条の百五）

特例（第三十九条の百六―第三十九条の百九の二）

計算の特例（第三十九条の百十）

九条の百十一）

等（第三十九条の百十二・第三十九条の百十二の二）

税の特例（第三十九条の百十三）

三十九条の百十三の二・第三十九条の百十三の三）

（第三十九条の百十四―第三十九条の百二十）

人に係る所得の課税の特例（第三十九条の百二十の二―第三十九条の百二

―第三十九条の百三十一）

第二十八節 特殊関係株主等である連結法人に係る外国関係法
第二十九節 連結法人のその他の特例（第三十九条の百二十一

十八）

第三十九条の三十八の二）

九条の三十九―第三十九条の七十一）

九条の八十六）

十八・第三十九条の八十九）

よる収入金額の課税の特例（第三十九条の八十九の二）

九条の九十）

法人の課税の特例（第三十九条の九十の二）

（第三十九条の九十一・第三十九条の九十二）

十三―第三十九条の九十五）

例（第三十九条の九十六）

三十九条の九十七・第三十九条の九十八）

の九十九―第三十九条の百一）

の特別控除（第三十九条の百二―第三十九条の百四）

特別控除（第三十九条の百四の二）

第三十九条の百五）

特例（第三十九条の百六―第三十九条の百九の二）

等]の譲渡に係る連結所得の計算の特例（第三十九条の百十）

九条の百十一）

等（第三十九条の百十二・第三十九条の百十二の二）

税の特例（第三十九条の百十三）

三十九条の百十三の二・第三十九条の百十三の三）

（第三十九条の百十四―第三十九条の百二十）

人に係る所得の課税の特例（第三十九条の百二十の二―第三十九条の百二

―第三十九条の百三十一）

を「第九節 その他の特例（第三十九条の二十一―第三十九条

十の九）
」に改める。
の三十七）」に改める。

第一条の二第二項中「第十四条の十第一項」を「第十四条の六第一項」に改め、同条第三項中「第四条の七」を「第四条の三」に、「（次項」を「（他の通算法人（法第二条第二項第十号の六に規定する通算法人をいう。以下この項において同じ。）のうちいずれかの法人が法人税法第四条の三に規定する受託法人に該当する場合における通算法人を含む。次項」に改め、同項の表法第四十二条の四第三項第一号の項中「第四条の七」を「第四条の三」に、「受託法人」を「受託法人（他の通算法人のうちいずれかの法人が同条に規定する受託法人に該当する場合における通算法人を含む。）」に改め、同表法第六十八条の九第三項第一号の項から法

を「第九節 その他の特例（第三十九条の二十一―第三十九条

十の九）
」に改める。
の三十七）」に改める。

第一条の二第二項中「第十四条の十第一項」を「第十四条の六第一項」に改め、同条第三項中「第四条の七」を「第四条の三」に、「（次項」を「（他の通算法人（法第二条第二項第十号の六に規定する通算法人をいう。以下この項において同じ。）のうちいずれかの法人が法人税法第四条の三に規定する受託法人に該当する場合における通算法人を含む。次項」に改め、同項の表法第四十二条の四第二項の項中「第四条の七」を「第四条の三」に、「受託法人」を「当該法人が通算法人である場合には、他の通算法人のうちいずれかの法人が同条に規定する受託法人に該当するものを含む。」に改め、同表法第六十八条の九第二項の項から

第六十八條の九十七第一號の項までを次のように改める。

第二十七條の四第一項 第二十七條の四第二十五項	該当するものを	該当するもの及び法人税法第四條の三に規定する受託法人を
	法人以外の法人又は	法人以外の法人（法人税法第四條の三に規定する受託法人を除く。）又は
	（当該）	（法人税法第四條の三に規定する受託法人及び当該
第二十七條の四第二十五項第三號	には、	における
第二十七條の四第二十五項第三號	該当しない 法人（	該当せず、又は法人税法第四條の三に規定する受託法人に該当する 法人（法人税法第四條の三に規定する受託法人及び
第二十八條の九第十項	又は出資金	若しくは出資金
	法人に	法人又は同法第四條の三に規定する受託法人に

第一條の二三第三項の表第二十七條の四第二十一項及び第二十八條の九第十項の項を削り、同表第二十八條の九第十項第一號、第十七項第一號、第十九項第一號及び第二十一項第一號の項中「五百万円（当該法人が次に掲げる法人に該当する場合には、それぞれ次に定める金額）」を「該当する法人」に、「二千万円」を「該当する法人及び法人税法第四條の三に規定する受託法人（他の通算法人のうちいずれかの法人が同條に規定する受託

法第六十八條の九十七第一號の項までを次のように改める。

第二十七條の四第十七項	ものを	もの及び法人税法第四條の三に規定する受託法人を
	法人以外の法人又は	法人以外の法人（法人税法第四條の三に規定する受託法人を除く。）又は
	（当該）	（法人税法第四條の三に規定する受託法人及び当該
第二十七條の四第十七項第三號	には、	における
第二十七條の四第十七項第三號	該当しない 法人（又は	該当せず、又は法人税法第四條の三に規定する受託法人に該当する 法人（法人税法第四條の三に規定する受託法人を除く。）又は
第二十七條の六第一項第三號	（当該）	（法人税法第四條の三に規定する受託法人及び当該
	には、	における

第一條の二三第三項の表第二十七條の四第十二項、第二十七條の六第一項及び第二十八條の九第十項の項中「第二十七條の四第十二項、第二十七條の六第一項及び」を削り、同項の前に次のように加える。

第二十七條の六第一項第三號	該当しない	該当せず、又は法人税法第四條の三に規定する受託法人に
---------------	-------	----------------------------

託法人に該当する場合における通算法人を含む。」に改め、同表第三十九條の三十九第二十項及び第三十九條の五十六第三項の項から第三十九條の九十五第一項の項までを削る。

第五條の三第十一項第三号イ中「連結親法人」を「通算親法人」に、「当該法人による同条第十二号の七の七に規定する連結完全支配関係にある同条第十二号の七に規定する連結子法人」を「他の通算法人（同条第十二号の七の二に規定する通算法人をいう。）」に改め、同項第九号中「法第四十二條の四第八項第七号」を「及び法第四十二條の四第十九項第七号」に、「第二條第三十七号」を「第二條第三十六号」に改め、「及び法第六十八條の九第八項第六号に規定する中小連結法人に該当するもの」を削り、「法人税法」を「同法」に改める。

第二十七條の四第三十三項中「第八項から第十一項まで、第十四項から第十八項まで、第二十三項、第二十四項及び第二十九項から第三十一項まで」を「第四項、第十二項から第十五項まで、第十八項から第二十二項まで、第二十七項、第二十八項及び第三十五項から第三十七項まで」に改め、同項を同条第三十九項とし、同条第三十二項中「第三十項各号」を「第三十六項各号」に改め、「（当該被現物分配法人の当該現物分配の日（当該現物分配が残余財産の全部の分配である場合には、その残余財産の確定の日の翌日）を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、第三十九條の三十九第三十一項の届出をしたときを含む。）」を削り、「第三十項」を「第三十六項」に改め、同項を同条第三十八項とし、同条第三十一項中「第二十九項」を「第三十五項」に改め、「（当該分割法人等の分割又は現物出資（以下この項において「分割等」という。）の日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、第三十九條の三十九第三十項の認定を受けた合理的な方法を含む。）」及び「（当該分割法人等の連結事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該分割法人等の連結事業年度（度）」を削り、「、当該分割等」を「、その分割等（分割又は現物出資をいう。以下この項において同じ。）」に改め、「（当該分割法人等又は分割承継法人等の当該分割等の日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、第三十九條の三十九第三十項の届出をしたときを含む。）」を削り、同項第二号イ中「第十八項」を「第二十二項」に改め、同項を同条

該当する

第一條の二第三項の表第三十九條の三十九第十一項、第三十九條の四十一第一項及び第三十九條の五十六第三項の項から第三十九條の九十五第一項の項までを削る。

第五條の三第十項第三号イ中「連結親法人」を「通算親法人」に、「当該法人による同条第十二号の七の七に規定する連結完全支配関係にある同条第十二号の七に規定する連結子法人」を「他の通算法人（同条第十二号の七の二に規定する通算法人をいう。）」に改め、同項第八号中「法第四十二條の四第八項第七号」を「及び法第四十二條の四第十九項第七号」に、「第二條第三十七号」を「第二條第三十六号」に改め、「及び法第六十八條の九第八項第六号に規定する中小連結法人に該当するもの」を削り、「法人税法」を「同法」に改める。

第二十七條の四第二十七項中「第七項」を「第五項、第十二項」に、「第十項」を「第十五項」に、「第十四項、第十五項及び第二十一項」を「第十九項、第二十項及び第二十六項」に、「第二十五項」を「第三十項」に改め、同項を同条第三十二項とし、同条第二十六項中「第二十二項」を「第二十七項」に改め、「（当該被現物分配法人の当該現物分配の日（当該現物分配が残余財産の全部の分配である場合には、その残余財産の確定の日の翌日）を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、第三十九條の三十九第二十五項の届出をしたときを含む。）」を削り、同項を同条第三十一項とし、同条第二十五項中「（当該分割法人等の事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該分割法人等の連結事業年度。以下この項において「事業年度等」という。）」を削り、「各事業年度等」を「各事業年度」に、「事業年度等（」を「事業年度（」に、「分割事業年度等」を「分割等事業年度」に、「分割等事業年度等」を「分割等事業年度」に改め、同項を同条第三十項とし、同条第二十四項中「第二十一項」を「第二十六項」に改め、「（当該分割法人等の分割又は現物出資（以下この項及び次項において「分割等」という。）の日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、第三十九條の三十九第二十三項の認定を受けた合理的な方法）」及び「（当該分割法人等の事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該分割法人等の連結事業年度）」を削り、「その分割等」の下に「（

第三十七項とし、同条第三十項第一号中「第八項第一号」を「第十二項第一号」に、「第七項」を「第十項」に改め、同項第二号中「（当該前日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該前日を含む連結事業年度）」を削り、同項を同条第三十六項とし、同条第二十九項中「第十二条の四第八項第十一号」を「第四十二条の四第十九項第十四号」に改め、「は、適用年度」の下に「（同条第八項第三号の通算法人にあつては、同項第二号に規定する適用対象事業年度。以下この項において同じ。）」を加え、「適用年度開始の日前三年以内」を「適用年度（同条第八項第三号の通算法人にあつては、当該通算法人に係る通算親法人の適用年度）」開始の日の三年前の日から適用年度開始の日の前日までの期間内」に、「その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該開始の日前三年以内に開始した連結事業年度。以下第三十一項」を「以下第三十七項」に改め、同項を同条第三十五項とし、同条第二十八項中「第四十二条の四第八項第十号」を「第四十二条の四第十九項第十号」に改め、同項第一号中「第四十二条の四第八項第一号」を「第四十二条の四第十九項第一号」に改め、同項第三号中「第二項第三号」を「第五項第三号」に改め、同項第四号中「第四十二条の四第八項第一号イ(1)」を「第四十二条の四第十九項第一号イ(1)」に改め、同項を同条第三十三項とし、同項の次に次の一項を加える。

分割又は現物出資をいう。以下この項及び次項において同じ。」を加え、「（当該分割法人等又は分割承継法人等の当該分割等の日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、第三十九条の三十九第二十三項の届出をしたときを含む。）」を削り、同項を同条第二十九項とし、同条第二十三項中「（当該被合併法人等の事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該被合併法人等の連結事業年度。以下この項において「事業年度等」という。）」を削り、「事業年度等（）」を「事業年度（）」に、「分割事業年度等（）」を「分割等事業年度（）」に、「分割等事業年度（）」を「分割等事業年度（）」に、「各事業年度等（）」を「各事業年度（）」に改め、同項を同条第二十八項とし、同条第二十二項中「同条第八項第十一号」を「同条第十九項第十一号」に改め、「（当該法人の事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該法人の連結事業年度の法第六十八条の九第八項第九号に規定する売上金額（）」を削り、「第二十四項まで」を「第二十九項まで」に改め、同項第一号中「第七項第一号」を「第十二項第一号」に、「第二十四項第二号」を「第二十九項第二号」に、「第六項」を「第十項」に改め、同項第二号中「（当該前日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該前日を含む連結事業年度）」を削り、同項を同条第二十七項とし、同条第二十一項中「第四十二条の四第八項第十一号」を「第四十二条の四第十九項第十一号」に、「適用年度開始の日前三年以内」を「適用年度開始の日の三年前の日から当該適用年度開始の日の前日までの期間（同条第八項第三号の通算法人にあつては、当該通算法人に係る通算親法人の適用年度開始の日の三年前の日から当該前日までの期間）内」に、「その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該開始の日前三年以内に開始した連結事業年度。以下第二十四項」を「以下第二十九項」に改め、「当該売上調整年度が連結事業年度に該当する場合には、法第六十八条の九第八項第九号に規定する売上金額とし、」を削り、「とする。）の（）」に改め、同項を同条第二十六項とし、同条第二十項中「第四十二条の四第八項第十一号」を「第四十二条の四第十九項第十一号」に改め、同項を同条第二十五項とし、同条第十九項中「第四十二条の四第八項第十号」を「第四十二条の四第十九項第十号」に改め、同項第三号中「第三項第一号ハ」を「第七項第一号ハ」に改め、同項第四号中「第四十二条の四第八項第一号」を「第四十二条の四第十九項第一号」に改め、同項を同条第二十四項と

法第四十二条の四第八項第三号の通算法人及び同号イの他の通算法人の基準事業年度がない場合（第十八項第一号若しくは第二号又は第二十一項第一号ハ若しくはニの規定により当該通算法人又は他の通算法人の基準事業年度とみなされる事業年度がある場合を除く。）には、当該通算法人の同条第十九項第十三号に規定する基準年度比合算売上金額減少割合（第四十項において「基準年度比合算売上金額減少割合」という。）は、零とする。

第二十七条の四第二十七項中「第四十二条の四第八項第十号に規定する政令」を「第四十二条の四第十九項第十号に規定する政令」に改め、同項第三号イ中「当該法人」の下に「（法第四十二条の四第八項第三号の通算法人にあつては、同号イの他の通算法人を含む。）」を加え、「連結親法人」を「通算親法人」に、「当該他の法人による連結完全支配関係にある各連結子法人」を「他の通算法人」に改め、同号ロを次のように改める。

ロ 当該法人（法第四十二条の四第八項第三号の通算法人にあつては、当該通算法人に係る通算親法人）の発行済株式又は出資の総数又は総額の百分の二十五以上を有している他の者（当該他の者が通算法人である場合には、他の通算法人を含む。）

第二十七条の四第二十七項第九号中、「法第四十二条の四第八項第七号」を「及び法第四十二条の四第十九項第七号」に改め、「及び法第六十八条の九第八項第六号に規定する中小連結法人に該当するもの」を削り、同項第十号ロ及び第十三号中「第四十二条の四第八項第十号」を「第四十二条の四第十九項第十号」に改め、同項を同条第三十二項とし、同条第二十六項中「第二十四項第一号ハ(2)」を「第二十八項第一号ハ(2)」に、「第一百十三条の二第十三項及び第十四項」を「第一百十三条の三第十二項及び第十三項」に、「同条第十三項」を「同条第十二項」に、「第二十七条の四第二十四項第一号ハ(2)」を「第二十七条の四第二十八項第一号ハ(2)」に、「同条第二十四項第五号イ」を「同条第二十八項第五号イ」に、「同条第二十四項第五号ロ」を「同条第二十八項第五号ロ」に、「同条第二十四

し、同条第十八項中「第四十二条の四第八項第十号に規定する政令」を「第四十二条の四第十九項第十号に規定する政令」に改め、同項第三号イ中「連結親法人」を「通算親法人」に、「当該他の法人による連結完全支配関係にある各連結子法人」を「他の通算法人」に改め、同号ロを次のように改める。

ロ 当該法人の発行済株式又は出資の総数又は総額の百分の二十五以上を有している他の者（当該他の者が通算法人である場合には、他の通算法人を含む。）

第二十七条の四第十八項第八号中、「法第四十二条の四第八項第七号」を「及び法第四十二条の四第十九項第七号」に改め、「及び法第六十八条の九第八項第六号に規定する中小連結法人に該当するもの」を削り、同項第九号ロ及び第十一号中「第四十二条の四第八項第十号」を「第四十二条の四第十九項第十号」に改め、同項を同条第二十三項とし、同条第十七項中「第十五項第一号ハ(2)」を「第二十項第一号ハ(2)」に、「第一百十三条の二第十三項及び第十四項」を「第一百十三条の三第十二項及び第十三項」に、「同条第十三項」を「同条第十二項」に、「第二十七条の四第十五項第一号ハ(2)」を「第二十七条の四第二十項第一号ハ(2)」に、「同条第十五項第五号イ」を「同条第二十項第五号イ」に、「同条第十五項第五号ロ」を「同条第二十項第五号ロ」に、「同条第十五項第五号ハ」を「同条第二

項第五号ハ」を「同条第二十八項第五号ハ」に、「同条第二十六項」を「同条第三十項」に、「同条第十四項」を「同条第十三項」に、「第二十七条の四第二十二項第一号」を「第二十七条の四第二十六項第一号」に改め、同項を同条第三十項とし、同項の次に次の一項を加える。

31 法第四十二条の四第十九項第八号の二に規定する政令で定めるものは

、法人税法第六十四条の九第十一項又は第十二項の規定の適用を受けるこれらの規定に規定する他の内国法人（以下この項において「他の内国法人」という。）が当該他の内国法人について同条第一項の規定による承認の効力が生ずる日（以下この項において「加入日」という。）を含む事業年度（当該他の内国法人に係る通算親法人の事業年度終了の日に終了するものに限る。）において法第四十二条の四第十九項第八号に規定する適用除外事業者に該当する場合の当該加入日を含む事業年度における当該他の内国法人（第二十八項第一号ニに掲げる合併に係る合併法人、当該通算親法人の事業年度開始の日において行われた合併で同日の前日において当該通算親法人との間に通算完全支配関係があつた法人を被合併法人とする合併により設立したものと及び当該通算親法人の事業年度開始の時にいて当該通算親法人との間に通算完全支配関係があるもの並びに次に掲げる要件の全てを満たすものを除く。）とする。

一 他の内国法人の加入日において当該他の内国法人との間に通算完全支配関係がある他の通算法人のいずれかとの間に当該他の内国法人の当該加入日の前日以前のいずれかの日にいて通算完全支配関係があつたこと。

二 他の内国法人の加入日を含む当該他の内国法人に係る通算親法人の事業年度開始の日の前日において当該通算親法人との間に法人税法第二十二号の七の五に規定する支配関係があつたこと。

第二十七条の四第二十五項中「第二十三項」を「第二十七項」に改め、同項を同条第二十九項とし、同条第二十四項第一号ハ(2)中「第二十六項」を「第三十項」に改め、同号に次のように加える。

ニ 調整対象法人（判定対象年度（判定法人に係る通算親法人の事業年度終了の日に終了するものに限る。ニにおいて同じ。）開始の日を含む当該通算親法人の事業年度開始の日の翌日から判定対象年度

二十項第五号ハ」に、「同条第十七項」を「同条第二十二項」に、「同条第十四項」を「同条第十三項」に、「第二十七条の四第十三項第一号」を「第二十七条の四第十八項第一号」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条第十六項中「第十四項」を「第十九項」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第十五項第一号ハ(2)中「第十七項」を「第二十二項」に改め、同号に次のように加える。

ニ 調整対象法人（判定対象年度（判定法人に係る通算親法人の事業年度終了の日に終了するものに限る。ニにおいて同じ。）開始の日を含む当該通算親法人の事業年度開始の日の翌日から判定対象年度

終了の日までの間に行われた次に掲げる合併の区分に応じそれぞれ次に定める合併法人を含む。)を被合併法人とする合併で、当該翌日から判定対象年度終了の日までの間に行われたもの

(1) 調整対象法人を被合併法人とする合併 当該合併に係る合併法人

(2) (1)又は(3)に定める合併法人を被合併法人とする合併 当該合併に係る合併法人

(3) (2)に定める合併法人を被合併法人とする合併 当該合併に係る合併法人

第二十七条の四第二十四項第四号中「(当該被合併法人等の事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該被合併法人等の連結事業年度)」を削り、同号イからハまでの規定中「(当該特定合併等の日以前に開始した事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該特定合併等の日以前に開始した連結事業年度)」を削り、同項第五号イからハまでの規定中「合併等直前事業年度等」を「合併等直前事業年度」に、「合併等以後事業年度等」を「合併等以後事業年度」に改め、同項第六号中「合併等直前事業年度に該当する場合には、当該合併等の日を含む連結事業年度」及び「(当該事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該直前の連結事業年度)」を削り、「合併等以後事業年度等」を「合併等以後事業年度」に改め、「(その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該合併等の日以後に終了した連結事業年度)」を削り、同項に次の一号を加える。

七 調整対象法人 第一号ニの通算親法人の同号ニの事業年度開始の時間(当該通算親法人の当該事業年度開始の日に行われた法人を設立する間に通算完全支配関係があつた法人のうち法第四十二条の四第十九項第八号に規定する適用除外事業者に該当するものをいう)。

第二十七条の四第二十四項を同条第二十八項とし、同条第二十三項中「第四十二条の四第八項第八号」を「第四十二条の四第十九項第八号」に改め、同項第一号中「又は第四号」を削り、同項第二号中「又は第三号から第五号まで」を「、第三号又は第四号」に、「月数で」を「数で」に改め、同項第三号中「から第六号まで」を「又は第五号」に改め、「。次号イにおいて同じ」を削り、同号イ中「月数が」を「数が」に、「月数で」を

終了の日までの間に行われた次に掲げる合併の区分に応じそれぞれ次に定める合併法人を含む。)を被合併法人とする合併で、当該翌日から判定対象年度終了の日までの間に行われたもの

(1) 調整対象法人を被合併法人とする合併 当該合併に係る合併法人

(2) (1)又は(3)に定める合併法人を被合併法人とする合併 当該合併に係る合併法人

(3) (2)に定める合併法人を被合併法人とする合併 当該合併に係る合併法人

第二十七条の四第十五項第四号中「(当該被合併法人等の事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該被合併法人等の連結事業年度)」を削り、同号イからハまでの規定中「(当該特定合併等の日以前に開始した事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該特定合併等の日以前に開始した連結事業年度)」を削り、同項第五号イからハまでの規定中「合併等直前事業年度等」を「合併等直前事業年度」に改め、同項第六号中「合併等直前事業年度等」を「合併等以後事業年度」に改め、同項第六号中「合併等直前事業年度に該当する場合には、当該合併等の日を含む連結事業年度」及び「(当該事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該直前の連結事業年度)」を削り、「合併等以後事業年度等」を「合併等以後事業年度」に改め、「(その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該合併等の日以後に終了した連結事業年度)」を削り、同項に次の一号を加える。

七 調整対象法人 第一号ニの通算親法人の同号ニの事業年度開始の時間(当該通算親法人の当該事業年度開始の日に行われた法人を設立する間に通算完全支配関係があつた法人のうち法第四十二条の四第十九項第八号に規定する適用除外事業者に該当するものをいう)。

第二十七条の四第十五項を同条第二十項とし、同条第十四項中「第四十二条の四第八項第八号」を「第四十二条の四第十九項第八号」に改め、同項第一号中「又は第四号」を削り、同項第二号中「又は第三号から第五号まで」を「、第三号又は第四号」に、「月数で」を「数で」に改め、同項第三号中「から第六号まで」を「又は第五号」に改め、「。次号イにおいて同じ」を削り、同号イ中「月数が」を「数が」に、「月数で」を「数で

「数で」に改め、同号ロ(1)中「当該被合併法人等の事業年度が連結事業年度に該当する場合には当該被合併法人等の連結事業年度とし」、「(当該事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該修正基準期間内に終了した当該被合併法人等の連結事業年度を含む。)」を削り、「満たない場合には」を「満たない場合には、」に改め、「(当該事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該修正基準日を含む連結事業年度)」及び「(その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該開始の前一年以内に終了した連結事業年度)」を削り、「場合には同条」を「場合には、同条」に改め、「とし、連結事業年度にあつては連結所得の金額(当該連結所得に対する法人税の額につき同法第八十一条の三十一の規定の適用があつた場合には、同条の規定により還付を受けるべき金額の計算の基礎となつた連結欠損金額に相当する金額を控除した金額)とする。」を削り、同号ロ(2)中「(当該事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該設立の日を含む連結事業年度)」及び「(連結事業年度にあつては、連結所得の金額)」及び「(当該連結所得に対する法人税の額につき同法第八十一条の三十一の規定により還付を受けるべき金額の計算の基礎となつた連結欠損金額を含む。)」を削り、同項第四号を削り、同項第五号中「前項第五号」を「前項第四号」に改め、「又は第四号」を削り、「次に掲げる金額」を「イに掲げる金額及び合併等調整額(各被合併法人等のロに掲げる金額を合計した金額をいう。)」に改め、同号イ中「月数が」を「数が」に、「月数で」を「数で」に改め、同号ロを次のように改める。

ロ 各対象特定合併等に係る各被合併法人等ごとの前号ロ(1)及び(2)に掲げる金額の合計額(当該対象特定合併等に係る被合併法人等の当該合計額に加算調整額(イ(1)に掲げる金額又は他の対象特定合併等に係る被合併法人等の同号ロ(1)及び(2)に掲げる金額の合計額をいう。))の計算の基礎とされた金額がある場合には、当該金額を除く。

第二十七条の四第二十三項第五号を同項第四号とし、同項第六号中「前項第六号」を「前項第五号」に改め、同号イ中「月数が」を「数が」に、「月数で」を「数で」に改め、同号を同項第五号とし、同項を同条第二十七項とし、同条第二十二項中「第四十二条の四第八項第八号に規定する政令」を「第四十二条の四第十九項第八号に規定する政令」に改め、同項第

「に改め、同号ロ(1)中「当該被合併法人等の事業年度が連結事業年度に該当する場合には当該被合併法人等の連結事業年度とし」、「(当該事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該修正基準期間内に終了した当該被合併法人等の連結事業年度を含む。)」を削り、「満たない場合には」を「満たない場合には、」に改め、「(当該事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該開始の前一年以内に終了した連結事業年度)」を削り、「場合には同条」を「場合には、同条」に改め、「とし、連結事業年度にあつては連結所得の金額(当該連結所得に対する法人税の額につき同法第八十一条の三十一の規定の適用があつた場合には、同条の規定により還付を受けるべき金額の計算の基礎となつた連結欠損金額に相当する金額を控除した金額)とする。」を削り、同号ロ(2)中「(当該事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該設立の日を含む連結事業年度)」及び「(連結事業年度にあつては、連結所得の金額)」及び「(当該連結所得に対する法人税の額につき同法第八十一条の三十一の規定により還付を受けるべき金額の計算の基礎となつた連結欠損金額を含む。)」を削り、同項第四号を削り、同項第五号中「前項第五号」を「前項第四号」に改め、「又は第四号」を削り、「次に掲げる金額」を「イに掲げる金額及び合併等調整額(各被合併法人等のロに掲げる金額を合計した金額をいう。)」に改め、同号イ中「月数が」を「数が」に、「月数で」を「数で」に改め、同号ロを次のように改める。

ロ 各対象特定合併等に係る各被合併法人等ごとの前号ロ(1)及び(2)に掲げる金額の合計額(当該対象特定合併等に係る被合併法人等の当該合計額に加算調整額(イ(1)に掲げる金額又は他の対象特定合併等に係る被合併法人等の同号ロ(1)及び(2)に掲げる金額の合計額をいう。))の計算の基礎とされた金額がある場合には、当該金額を除く。

第二十七条の四第十四項第五号を同項第四号とし、同項第六号中「前項第六号」を「前項第五号」に改め、同号イ中「月数が」を「数が」に、「月数で」を「数で」に改め、同号を同項第五号とし、同項を同条第十九項とし、同条第十三項中「第四十二条の四第八項第八号に規定する政令」を「第四十二条の四第十九項第八号に規定する政令」に改め、同項第一号中

一号中「第二十六項」を「第三十項」に、「第二十四項」を「第二十八項」に改め、「及び第四号」を削り、同項第二号中「第四十二条の四第八項第八号」を「第四十二条の四第十九項第八号」に改め、同項第四号を削り、同項第五号中「基準日」を「判定対象年度開始の日から起算して三年前の日（第二十八項第一号において「基準日」という。）」に改め、同号を同項第四号とし、同項第六号を同項第五号とし、同項を同条第二十六項とし、同条第二十一項中「第四十二条の四第八項第七号」を「第四十二条の四第十九項第七号」に、「とする」を「（当該法人が通算親法人である場合には、第三号に掲げる法人を除く。）とする」に改め、同項第一号イ③中「第四条の七」を「第四条の三」に改め、同項に次の一号を加える。

三 他の通算法人のうちいずれかの法人が次に掲げる法人に該当しない場合における通算法人

イ 資本金の額又は出資金の額が一億円以下の法人のうち前二号に掲げる法人以外の法人

ロ 資本又は出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が千人以下の法人

第二十七条の四第二十一項を同条第二十五項とし、同条第二十項中「第十四項第一号」を「第十八項第一号」に、「第十七項第一号ハ」を「第二十一項第一号ハ」に改め、同項を同条第二十四項とし、同条第十九項中「第十六項各号」を「第二十項各号」に改め、「（当該被現物分配法人の当該現物分配の日（当該現物分配が残余財産の全部の分配である場合には、その残余財産の確定の日の翌日）を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合）は、第三十九条の三十九第十八項の届出をしたときを含む。」を削り、「、第十六項」を「第二十項」に改め、同項を同条第二十三項とし、同条第十八項中「（当該分割法人等の事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該分割法人等の連結事業年度。以下この項において「事業年度等」という。）」を削り、「各事業年度等」を「各事業年度」に、「事業年度等（）」を「事業年度（）」に、「分割事業年度等（）」を「分割等事業年度（）」に、「分割等事業年度（）」を「分割等事業年度（）」に、「分割等事業年度（）」を「分割等事業年度（）」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条第十七項中「同条第八項第六号の二」を「同条第十九項第六号の二」に改め、「（当該分割法人等の分割又は現物出資（以下この項及び次項において「分割等」という。）の日を含む事業年度が連結事業年度に

「第十七項」を「第二十二項」に、「第十五項」を「第二十項」に改め、「及び第四号」を削り、同項第二号中「第四十二条の四第八項第八号」を「第四十二条の四第十九項第八号」に改め、同項第四号を削り、同項第五号中「基準日」を「判定対象年度開始の日から起算して三年前の日（第二十項第一号において「基準日」という。）」に改め、同号を同項第四号とし、同項第六号を同項第五号とし、同項を同条第十八項とし、同条第十二項中「第四十二条の四第八項第七号」を「第四十二条の四第十九項第七号」に、「とする」を「（当該法人が通算親法人である場合には、第三号に掲げる法人を除く。）とする」に改め、同項第一号イ③中「第四条の七」を「第四条の三」に改め、同項に次の一号を加える。

三 他の通算法人のうちいずれかの法人が次に掲げる法人に該当しない場合における通算法人

イ 資本金の額又は出資金の額が一億円以下の法人のうち前二号に掲げる法人以外の法人

ロ 資本又は出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が千人以下の法人

第二十七条の四第十二項を同条第十七項とし、同条第十一項中「第七項」を「第十二項」に、「第三項各号」を「第七項各号」に、「第二十六項」を「第三十一項」に改め、「（当該被現物分配法人の当該現物分配の日（当該現物分配が残余財産の全部の分配である場合には、その残余財産の確定の日の翌日）を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、第三十九条の三十九第十項の届出をしたときを含む。）」を削り、同項を同条第十六項とし、同条第十項中「（当該分割法人等の事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該分割法人等の連結事業年度。以下この項において「事業年度等」という。）」を削り、「各事業年度等」を「各事業年度（）」に、「事業年度等（）」を「事業年度（）」に、「分割事業年度等（）」を「分割等事業年度（）」に、「分割等事業年度（）」を「分割等事業年度（）」に、「分割等事業年度（）」を「分割等事業年度（）」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第九項中「同条第八項第五号」を「同条第十九項第五号」に改め、「（当該分割法人等の分割又は現物出資（以下この項及び次項において「分割等」という。）の日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、第三十九条の三十九第八項の認定を受けた合理的な方法を含む。）」及び「（当該分割法人等の事業年度が連結事業年度に該当する

該当する場合には、第三十九条の第三十九第十六項の認定を受けた合理的な方法を含む。)」及び「(当該分割法人等の事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該分割法人等の連結事業年度)」を削り、「いるときは、当該分割等」を「いるときは、その分割等(分割又は現物出資をいう。以下この項及び次項において同じ。)」に改め、「(当該分割法人等又は分割承継法人等の当該分割等の日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、第三十九条の第三十九第十六項の届出をしたときを含む。)」を削り、「第十四項及び」を「第十八項及び」に改め、同項第一号イ及びロ中「第十四項第一号」を「第十八項第一号」に改め、同項第二号ハ中「第十一項」を「第十五項」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第十六項中「同条第八項第六号の三」を「同条第十九項第六号の三」に改め、同項第一号中「第九項」を「第十三項」に改め、同項第二号中「(当該前日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該前日を含む連結事業年度)」を削り、同項を同条第二十項とし、同条第十五項中「第三十項」を「第三十六項」に、「以下この項において同じ。」の当該」を「(」の当該」に改め、「(当該被合併法人等の事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該被合併法人等の連結事業年度。以下この項において「事業年度等」という。)」を削り、「事業年度等(」を「事業年度(」に、「分割事業年度等」を「分割等事業年度」に、「各事業年度」を「各事業年度」に、「分割等事業年度等に」を「分割等事業年度」に、「の当該分割事業年度等」を「の当該分割等事業年度」に、「各事業年度等」を「各事業年度」に、「分割等事業年度等に」を「分割等事業年度」に、「分割等事業年度の開始」を「分割等事業年度開始」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第十四項中「同条第八項第六号の二」を「同条第十九項第六号の二」に、「第十四項及び第二十項」を「以下この条」に、「法第四十二条の四第八項第六号の二」を「同項第六号の二」に、「第二十四項第五号イ」を「第二十八項第五号イ」に改め、同項第二号中「第十七項」を「第二十一項」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第十三項中「第四十二条の四第八項第六号の二」を「第四十二条の四第十九項第六号の二」に改め、「以下この項において「棚卸資産の販売等に係る収益の額」という」及び「(その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、棚卸資産の販売等に係る収益の額として連結所得の金額の計算上益金の額に算入される金額)」を削り、同項を同条第十七項とし、同条第十二項中「第八項の」を「第十二項の

場合には、当該分割法人等の連結事業年度)」を削り、「その分割等」の下に「(分割又は現物出資をいう。以下この項及び次項において同じ。)」を加え、「(当該分割法人等又は分割承継法人等の当該分割等の日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、第三十九条の第三十九第八項の届出をしたときを含む。)」を削り、同項第一号イ及びロ中「その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該期間の日を含む連結事業年度。」を削り、同項第二号イ及びロ中「その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該期間の日を含む連結事業年度」に該当する場合には当該期間の日を含む連結事業年度とし、「を削り、「には基準日から」を「には、基準日から」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第六項中「第四十二条の四第八項第四号

「に、同条第八項第一号イ(1)」を「同条第十九項第一号イ(1)」に改め、「(法第六十八条の九第八項第一号イ(1)に規定する当該固定資産又は繰延資産を含む。)」及び「(当該被現物分配法人の当該現物分配の日(当該現物分配が残余財産の全部の分配である場合には、その残余財産の確定の日の翌日)を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、第三十九条の三十九第十一項の届出をしたときを含む。)」を削り、同項を同条第十六項とし、同条第十一項中「(当該分割法人等の事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該分割法人等の連結事業年度。以下この項において「事業年度等」という。)」を削り、「各事業年度等」を「各事業年度」に、「事業年度等(」を「事業年度(」に、「分割事業年度等」を「分割等事業年度」に、「分割等事業年度」を「分割等事業年度」に改め、同項を同条第十項中「同条第八項第五号」を「同条第十九項第五号」とし、同条第十項中「同条第八項第五号」を「同条第十九項第五号」に改め、「(当該分割法人等の分割又は現物出資(以下この項及び次項において「分割等」という。))の日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、第三十九条の三十九第九項の認定を受けた合理的な方法を含む。)」及び「(当該分割法人等の事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該分割法人等の連結事業年度)」を削り、「その分割等」の下に「(分割又は現物出資をいう。以下この項及び次項において同じ。)」を加え、「(当該分割法人等又は分割承継法人等の当該分割等の日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、第三十九条の三十九第九項の届出をしたときを含む。)」を削り、「第八項の)」を「第十二項の)」に改め、同項第一号イ及びロ中「その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該期間内の日を含む連結事業年度。」を削り、同項第二号イ及びロ中「その事業年度が連結事業年度に該当する場合には当該期間内の日を含む連結事業年度とし、」を削り、「には基準日」を「には、基準日」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第九項中「(当該被合併法人等の事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該被合併法人等の連結事業年度。以下この項において「事業年度等」という。)」を削り、「事業年度等(」を「事業年度(」に、「分割事業年度等」を「分割等事業年度」に、「分割事業年度等」の終了」を「分割等事業年度終了」に、「の当該分割事業年度等」を「の当該分割等事業年度」に、「各事業年度等」を「各事業年度」に、「分割事業年度等の開始」を「分割等事業年度開始

」を「第四十二条の四第十九項第四号」に、「次項又は第九項」を「第十二項又は第十四項」に、「次項及び第九項第二号」を「第十二項及び第十四項第二号」に改め、同項を同条第十項とし、同項の次に次の一項を加える。

「に、「分割事業年度等に」を「分割等事業年度に」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第八項中「第四十二条の四第八項第五号」を「第四十二条の四第十九項第五号」に、「第十項」を「第十四項」に、「同条第八項第一号」を「同条第十九項第一号」に改め、「(その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、法第六十八条の九第八項第一号に規定する試験研究費の額)」を削り、「第十七項」を「第二十一項」に改め、同項第一号中「第二十四項」を「第二十八項」に、「第十項」を「第十四項」に改め、「その事業年度が連結事業年度に該当する場合には当該期間内の日を含む連結事業年度とし、」を削り、「には基準日」を「には、基準日」に改め、同号イ中「(その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該合併等の日前に開始した連結事業年度)」を削り、「又は連結事業年度」を削り、同号ロ中「事業年度等」という。)及び「又は連結事業年度」を削り、同項第二号中「(当該前日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該前日を含む連結事業年度)」及び「その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該期間内の日を含む連結事業年度とし、」を削り、「には基準日」を「には、基準日」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第七項中「第四十二条の四第八項第四号」を「第四十二条の四第十九項第四号」に、「次項又は第十項」を「第十二項又は第十四項」に、「次項及び第十項第二号」を「第十二項及び第十四項第二号」に改め、同項を同条第十項とし、同項の次に次の一項を加える。

11 法第四十二条の四第十九項第五号に規定する政令で定める場合は、同条第八項第三号の通算法人が次に掲げる法人のいずれにも該当しない場合とする。

- 一 次項の規定の適用を受ける同項第一号に掲げる合併法人等
- 二 第十四項の規定の適用を受ける同項第二号イに掲げる分割承継法人等

第二十七条の四第六項中「第四十二条の四第八項第二号ロ」を「第四十二条の四第十九項第二号ロ」に、「第六十六条の七第五項及び第六十六条の九の三第四項」を「第六十六条の七第四項及び第六十六条の九の三第三項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第五項中「第二項第二号」を「第五項第二号」に改め、「との間に連結完全支配関係がある他の連結法人

11 法第四十二条の四第十九項第五号に規定する政令で定める場合は、同条第八項第三号の通算法人が次に掲げる法人のいずれにも該当しない場合とする。

- 一 次項の規定の適用を受ける同項第一号に掲げる合併法人等
- 二 第十四項の規定の適用を受ける同項第二号イに掲げる分割承継法人等

第二十七条の四第五項中「第四十二条の四第八項第二号ロ」を「第四十二条の四第十九項第二号ロ」に、「第六十六条の七第五項及び第六十六条の九の三第四項」を「第六十六条の七第四項及び第六十六条の九の三第三項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第四項中「との間に連結完全支配関係がある他の連結法人及び当該法人」を削り、同項を同条第八項とし

及び当該法人」を削り、同項を同条第八項とし、同条第四項中「第四十二條の四第八項第一号イ(2)」を「第四十二條の四第十九項第一号イ(2)」に改め、同項を同条第七項とし、同条第三項中「第四十二條の四第八項第一号イ(2)」を「第四十二條の四第十九項第一号イ(2)」に改め、同項を同条第六項とし、同条第二項中「第四十二條の四第八項第一号イ(1)」を「第四十二條の四第十九項第一号イ(1)」に改め、同項を同条第五項とし、同条第一項中「第二十七項第一号」を「第三十二項第一号」に、「同条第八項第十号」を「同条第十九項第十号」に、「第二十七項第三号」を「第三十二項第三号」に改め、同項を同条第三項とし、同項の次に次の一項を加える。

4 法第四十二條の四第十一項第一号に規定する政令で定める金額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額とする。この場合において、法人税法第六十六條第七項に規定する軽減対象所得金額は八百万円（法第四十二條の四第十一項第一号の通算法人等の第一号及び第二号イの対象事業年度終了の日に終了する当該通算法人等に係る通算法人等の事業年度が一年に満たない場合には、八百万円を十二で除し、これに当該事業年度の月数を乗じて計算した金額）と、通算子法人である法第四十二條の四第十一項第一号の通算法人等の第一号及び第二号イの対象事業年度の月数は当該対象事業年度終了の日に終了する当該通算法人等に係る通算法人等の事業年度の月数として、当該各号に定める金額を計算するものとする。

一 法第四十二條の四第十一項第一号の通算法人等に係る通算法人等が普通法人（法第六十七條の二第一項の規定による承認を受けている同項に規定する医療法人（次号イ(2)において「特定の医療法人」という。）を除く。）である場合 法第四十二條の四第十一項第一号の欠損金増加合計額を同号の対象事業年度の所得の金額とみなして、当該所得の金額につき当該対象事業年度終了の時に当該通算法人等が次に掲げる法人のいずれに該当するかに応じそれぞれ次に定める規定を適用するものとした場合に計算される法人税の額に相当する金額

イ ロに掲げる法人以外の法人 法人税法第六十六條第一項
ロ 法人税法第六十六條第六項に規定する中小通算法人 同条第一項及び第六項

二 前号に掲げる場合以外の場合 イに掲げる金額をロに掲げる数で除して計算した金額

、同条第三項中「第四十二條の四第八項第一号」を「第四十二條の四第十九項第一号」に改め、同項を同条第七項とし、同条第二項中「第四十二條の四第八項第一号」を「第四十二條の四第十九項第一号」に改め、同項を同条第六項とし、同条第一項中「第十八項第一号」を「第二十三項第一号」に、「同条第八項第十号」を「同条第十九項第十号」に、「第十八項第三号」を「第二十三項第三号」に改め、同項を同条第四項とし、同項の次に次の一項を加える。

5 法第四十二條の四第十一項第一号に規定する政令で定める金額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額とする。この場合において、同項第一号の通算法人等が通算子法人であるときは、第一号及び第二号イに規定する対象事業年度の月数は当該通算法人等に係る通算法人等の当該対象事業年度終了の日に終了する事業年度の月数として、当該各号に定める金額を計算するものとする。

一 法第四十二條の四第十一項第一号の通算法人等に係る通算法人等が普通法人（法第六十七條の二第一項の規定による承認を受けている同項に規定する医療法人（次号イ(2)において「特定の医療法人」という。）を除く。）である場合 法第四十二條の四第十一項第一号の欠損金増加合計額を同号の対象事業年度の所得の金額とみなして、当該所得の金額につき当該対象事業年度終了の時に当該通算法人等が次に掲げる法人のいずれに該当するかに応じそれぞれ次に定める規定を適用するものとした場合に計算される法人税の額に相当する金額

イ ロに掲げる法人以外の法人 法人税法第六十六條第一項
ロ 法人税法第六十六條第六項に規定する中小通算法人 同条第一項、第二項及び第四項

二 前号に掲げる場合以外の場合 イに掲げる金額をロに掲げる数で除して計算した金額

イ 法第四十二条の四第十一項第一号の欠損金増加合計額を同号の対象事業年度の所得の金額とみなして、当該所得の金額につき当該対象事業年度終了の時に同号の通算法人等に係る通算親法人が次に掲げる法人のいずれに該当するかに応じそれぞれ次に定める規定を適用するものとした場合に計算される法人税の額に相当する金額に、当該所得の金額につき当該対象事業年度終了の時に当該通算法人等に係る通算子法人が前号イ又はロに掲げる法人のいずれに該当するかに応じそれぞれ同号イ又はロに定める規定を適用するものとした場合に計算される法人税の額に相当する金額に当該対象事業年度終了の日において当該通算法人等との間に通算完全支配関係がある他の通算法人（ロにおいて「他の通算法人」という。）の数を乗じて計算した金額を加算した金額

(1) 協同組合等 法人税法第六十六条第三項（法第六十八条第一項に規定する協同組合等にあつては、同項（法第四十二条の三の二）第三項第二号の規定により読み替えられた同条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により読み替えられた法人税法第六十六条第三項（

(2) 特定の医療法人 法第六十七条の二第一項

ロ 他の通算法人の数に一を加算した数

第二十七条の四に第一項及び第二項として次の二項を加える。

法第四十二条の四第四項に規定する他の通算法人の全てが中小企業者に該当するものとして政令で定めるものは、通算親法人である同条第九項第九号に規定する農業協同組合等の各事業年度終了の日において当該農業協同組合等との間に通算完全支配関係がある他の通算法人の全てが資本金の額又は出資金の額が一億円以下の法人（同項第八号に規定する適用除外事業者（同項第八号の二に規定する政令で定めるものを除く。）に該当するものを除く。）に該当する場合における当該農業協同組合等（次項において「中小通算農業協同組合等」という。）とする。

2 法第四十二条の四第四項の規定の適用を受けようとする通算子法人の各事業年度（当該通算子法人に係る通算親法人の同項に規定する事業年度終了の日を終了するものに限る。）終了の日において当該通算親法人が中小通算農業協同組合等に該当する場合には、当該通算子法人に対する同項の規定の適用については、当該通算子法人は、同項に規定する中

イ 法第四十二条の四第十一項第一号の欠損金増加合計額を同号の対象事業年度の所得の金額とみなして、当該所得の金額につき当該対象事業年度終了の時に同号の通算法人等に係る通算親法人が次に掲げる法人のいずれに該当するかに応じそれぞれ次に定める規定を適用するものとした場合に計算される法人税の額に相当する金額に、当該所得の金額につき当該対象事業年度終了の時に当該通算法人等に係る通算子法人が前号イ又はロに掲げる法人のいずれに該当するかに応じそれぞれ同号イ又はロに定める規定を適用するものとした場合に計算される法人税の額に相当する金額に当該対象事業年度終了の日において当該通算法人等との間に通算完全支配関係がある他の通算法人（ロにおいて「他の通算法人」という。）の数を乗じて計算した金額を加算した金額

(1) 協同組合等 法人税法第六十六条第三項（法第六十八条第一項に規定する協同組合等にあつては、同項の規定により読み替えられた法人税法第六十六条第三項（

(2) 特定の医療法人 法第六十七条の二第一項

ロ 他の通算法人の数に一を加算した数

第二十七条の四に第一項から第三項までとして次の三項を加える。

法第四十二条の四第四項に規定する政令で定めるものは、通算親法人である同条第九項第九号に規定する農業協同組合等の各事業年度終了の日において当該農業協同組合等との間に通算完全支配関係がある他の通算法人の全てが資本金の額又は出資金の額が一億円以下の法人（同項第八号に規定する適用除外事業者に該当するものを除く。）に該当する場合における当該農業協同組合等（次項において「中小通算農業協同組合等」という。）とする。

2 法第四十二条の四第四項の規定の適用を受けようとする通算子法人の各事業年度（当該通算子法人に係る通算親法人の事業年度終了の日を終了するものに限る。）終了の日において当該通算親法人が中小通算農業協同組合等に該当する場合には、当該通算子法人の同項の規定の適用については、同項中「中小企業者（」とあるのは「法人（）」と、「いず

小企業者に該当するものとする。

れか」とあるのは「当該通算法人である法人に係る通算親法人である農業協同組合等以外のいずれか」とする。

3 法第四十二条の四第四項の規定の適用を受けようとする通算法人のその適用を受けようとする事業年度（当該通算法人に係る通算親法人の事業年度終了の日に終了するものに限る。以下この項において「適用年度」という。）及び当該適用年度終了の日において当該通算法人との間に通算完全支配関係がある他の通算法人の同日に終了する事業年度のうち、いずれかが通算加入適用除外事業年度（法人税法第六十四条の九第十一項又は第十二項の規定の適用を受けるこれらの規定に規定する他の内国法人（以下この項において「他の内国法人」という。）のうち法第四十二条の四第十九項第八号に規定する適用除外事業者に該当するもの（第二十項第一号ニに掲げる合併に係る合併法人、当該他の内国法人に係る通算親法人の事業年度開始の日において行われた合併で同日の前日において当該通算親法人との間に通算完全支配関係があつた法人を被合併法人とする合併により設立したものと及び当該通算親法人の事業年度開始の時において当該通算親法人との間に通算完全支配関係があるもの並びに次に掲げる要件の全てを満たすものを除く。以下この項において「通算加入適用除外事業者」という。）の通算加入事業年度（他の内国法人について法人税法第六十四条の九第一項の規定による承認の効力が生ずる日を含む事業年度をいう。第一号において同じ。）をいう。以下この項において同じ。）に該当する場合には、当該通算法人の当該適用年度における第一項及び法第四十二条の四第四項の規定の適用については、その通算加入適用除外事業年度に係る通算加入適用除外事業者は、これらの規定の適用除外事業者に該当しないものとする。

一 他の内国法人の通算加入事業年度開始の日（以下この号及び次号において「加入日」という。）において当該他の内国法人との間に通算完全支配関係がある他の通算法人のいずれかとの間に当該他の内国法人の当該加入日の前日以前のいずれかの日において通算完全支配関係があつたこと。

二 他の内国法人の加入日を含む当該他の内国法人に係る通算親法人の事業年度開始の日の前日において当該通算親法人との間に法人税法第十二条第十二号の七の五に規定する支配関係があつたこと。

第二十七条の四に次の一項を加える。

第二十七条の四に次の二項を加える。

40) 法第四十二条の四第八項第三号の通算法人又は同号イの他の通算法人に係る第十二項から第十六項まで、第十八項から第二十三項まで及び第三十六項から前項までの規定の適用については、同条第一項又は第四項の規定の適用を受ける法人には同号イの他の通算法人を、適用年度には同号イの他の通算法人の同条第八項第二号に規定する他の事業年度を、基準年度比売上金額減少割合には基準年度比合算売上金額減少割合を、それぞれ含むものとする。

41) 法第四十二条の四第八項第六号ロ又は第七号（これらの規定を同条第十八項において準用する場合を含む。）の規定の適用がある場合における法人税法第二編第一章（第二節を除く。）及び第四章並びに地方税法（平成二十六年法律第十一号）第四章の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 法人税法第七十一条第一項第一号に規定する法人税額は、当該法人税額から当該法人税額に含まれる法第四十二条の四第八項第六号ロ及び第七号（これらの規定を同条第十八項において準用する場合を含む。）の規定（次号から第四号までにおいて「特別税額加算規定」という。）により加算された金額を控除した金額とする。

二 法人税法第百三十五条第二項に規定する所得に対する法人税の額は、当該所得に対する法人税の額から当該所得に対する法人税の額に含まれる特別税額加算規定により加算された金額を控除した金額とする。

三 地方法人税法第十六条第一項第一号に規定する地方法人税額は、当該地方法人税額から当該地方法人税額に係る同法第六条に規定する基準法人税額に含まれる特別税額加算規定により加算された金額の百分の十・三に相当する金額を控除した金額とする。

四 地方法人税法第二十九条第二項に規定する所得基準法人税額に対する地方法人税の額は、当該所得基準法人税額に対する地方法人税の額から当該所得基準法人税額に対する地方法人税の額に係る同条第一項に規定する所得基準法人税額に含まれる特別税額加算規定により加算された金額の百分の十・三に相当する金額を控除した金額とする。

第二十七条の六第七項中「法第四十二条の四第八項第九号」を「他の通算法人のうちいずれかの法人が資本金の額又は出資金の額が三千万円を超える法人に該当する場合における通算法人を含むものとし、法第四十二条の四第十九項第九号」に改め、同条第八項中「第四十二条の六第六項」を

33) 法第四十二条の四第八項第六号ロ又は第七号（これらの規定を同条第十八項において準用する場合を含む。）の規定の適用がある場合における法人税法第二編第一章（第二節を除く。）及び第四章並びに地方税法（平成二十六年法律第十一号）第四章の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 法人税法第七十一条第一項第一号に規定する法人税額は、当該法人税額から当該法人税額に含まれる法第四十二条の四第八項第六号ロ及び第七号（これらの規定を同条第十八項において準用する場合を含む。）の規定（次号から第四号までにおいて「特別税額加算規定」という。）により加算された金額を控除した金額とする。

二 法人税法第百三十五条第二項に規定する所得に対する法人税の額は、当該所得に対する法人税の額から当該所得に対する法人税の額に含まれる特別税額加算規定により加算された金額を控除した金額とする。

三 地方法人税法第十六条第一項第一号に規定する地方法人税額は、当該地方法人税額から当該地方法人税額に係る同法第六条に規定する基準法人税額に含まれる特別税額加算規定により加算された金額の百分の十・三に相当する金額を控除した金額とする。

四 地方法人税法第二十九条第二項に規定する所得基準法人税額に対する地方法人税の額は、当該所得基準法人税額に対する地方法人税の額から当該所得基準法人税額に対する地方法人税の額に係る同条第一項に規定する所得基準法人税額に含まれる特別税額加算規定により加算された金額の百分の十・三に相当する金額を控除した金額とする。

第二十七条の六第一項中「とする」を「（当該法人が通算親法人である場合には、第三号に掲げる法人を除く。）とする」に改め、同条第一号中「第二十七条の四第十二項第一号イ」を「第二十七条の四第十七項第一号イ」に改め、同項に次の一号を加える。

円を超える法人に該当する場合における通算法人を含むものとし、法第四十二条の四第十九項第九号」に改め、同条第六項を削る。

第二十七条の十二の五第一項中「第四十二条の十二第五項第三号」を「第四十二条の十二第六項第三号」に改め、同条第二項中「同条第五項第九号」を「同条第六項第九号」に改め、同条第三項第二号ロ及び第四項中「連結完全支配関係」を「通算完全支配関係」に、「他の連結法人」を「他の通算法人」に改め、同条第五項を削り、同条第六項中「第四十二条の十二の五第三項第六号ロ」を「第四十二条の十二の五第三項第六号」に改め、同条第一号中「第四十二条の十二の五第三項第六号」を「第四十二条の十二の五第三項第六号」に、「同号ロ」を「同号」に、「に対する給与等の支給額」を「(同項第五号に規定する国内新規雇用者をいう。以下この条において同じ。)に対する給与等(同項第三号に規定する給与等をいう。以下この条において同じ。)の支給額(同項第五号に規定する支給額をいう。以下この条において同じ。)」に改め、同項第二号中「第四十二条の十二の五第三項第六号」を「第四十二条の十二の五第三項第六号」に、「同号ロ」を「同号」に、「イにおいて同じ。」及び「その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該開始の日前一年以内に終了した連結事業年度。」を削り、「前一年事業年度等」を「前一年事業年度」に改め、「(当該連結事業年度にあつては、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される国内新規雇用者に対する給与等の支給額)」を削り、同項を同条第五項とし、同条第七項中「第十二項」を「第十一項」に、「(第九項)」を「(第八項)」に、「当該前日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該前日を含む連結事業年度。第九項」を「第八項」に、「前事業年度等」を「前事業年度」に、「第五項第一号若しくは第二号イ若しくはロ又は前項第一号若しくは」を「前項第一号又は」に改め、「(当該法人の事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該法人の連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される国内新規雇用者に対する給与等の支給額)」を削り、同項第一号中「その事業年度が連結事業年度に該当する場合には当該期間内の日を含む連結事業年度とし、」を削り、「第九項第二号」を「第八項第二号」に、「には基準日」を「には、基準日」に改め、同項第二号中「その事業年度が連結事業年度に該当する場合には当該期間内の日を含む連結事業年度とし、」を削り、「には基準日」を「には、基準日」に

改め、同項を同条第六項とし、同条第八項中「(当該被合併法人の事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該被合併法人の連結事業年度。以下この項において「事業年度等」という。)」を削り、「各事業年度等」を「各事業年度」に改め、同項を同条第七項とし、同条第九項中「前事業年度等」を「前事業年度」に、「若しくは第二号イ若しくはロ又は第六項第一号若しくは」を「又は」に改め、「(当該法人の事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該法人の連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される国内新規雇用者に対する給与等の支給額)」を削り、「第十二項」を「第十一項」に改め、同項第一号イ及びロ中「その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該期間内の日を含む連結事業年度」を削り、「第十二項」を「第十一項」に改め、同項第一号イ及びロ中「その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該期間内の日を含む連結事業年度とし、」を削り、「には基準日」を「には、基準日」に改め、同項を同条第八項とし、同条第十項中「(当該分割法人等の事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該分割法人等の連結事業年度。以下この項及び次項において「事業年度等」という。)」を削り、「各事業年度等」を「各事業年度」に、「事業年度等」を「事業年度」に、「分割事業年度等」を「分割事業年度」に、「分割等事業年度等」を「分割等事業年度」に、「分割等事業年度」を「分割等事業年度」に、「分割等事業年度等」を「分割等事業年度」に改め、同項を同条第九項とし、同条第十項中「各事業年度等」を「各事業年度」に、「分割事業年度等」を「分割等事業年度」に、「分割等事業年度」を「分割等事業年度」に、「分割等事業年度等」を「分割等事業年度」に改め、同項を同条第十項とし、同条第十二項中「第七項及び第九項」を「第六項及び第八項」に改め、同項第一号中「当該前日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該前日を含む連結事業年度。」を削り、「前事業年度等」を「前事業年度」に、「前事業年度等が」を「前事業年度が」に改め、同号イ中「前事業年度等」を「前事業年度」に、「第十五項第一号」を「第十四項第一号」に改め、「その事業年度が連結事業年度に該当する場合には当該開始の日前一年以内の日を含む連結事業年度とし、」及び「又は連結事業年度」を削り、同号ロ中「その事業年度が連結事業年度に該当する場

合には当該開始の日前一年以内に終了した連結事業年度とし、「及び」又は連結事業年度」を削り、同項第二号中「前事業年度等」を「前事業年度」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第十三項第二号中「当該法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人及び」を削り、同項を同条第十二項とし、同条第十四項を同条第十三項とし、同条第十五項中「(当該法人の事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該法人の連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される法第六十八条の十五の六第一項第二号に規定する教育訓練費の額)」を削り、「第七項の」を「第六項の」に、「第七項各号」を「第六項各号」に改め、同項第一号中「(当該前日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該前日を含む連結事業年度)」を削り、「第十一項」を「第十項」に、「第二十項」を「第十九項」に、「第九項」を「第八項」に改め、「(その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該開始の日前一年以内に開始した連結事業年度。次号において「事業年度等」という。)」及び「又は連結事業年度」を削り、同項第二号中「事業年度等」を「事業年度」に改め、「又は連結事業年度」を削り、同項を同条第十四項とし、同条第十六項中「(当該前日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該前日を含む連結事業年度)」を削り、「第九項」を「第八項」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十七項を同条第十六項とし、同条第十八項を同条第十七項とし、同条第十九項中「法第四十二条の十二の五第三項第十一号」を「法第四十二条の十二の五第三項第十一号」に改め、「第六項の規定は同号ロに規定する政令で定めるところにより計算した金額について、それぞれ」及び「とあり、並びに同項第二号イ並びに第六項第一号及び第二号イ中「国内新規雇用者」」を削り、同項を同条第十八項とし、同条第二十項中「第七項」を「第六項」に、「第十二項」を「第十一項」に、「同条第三項第十一号」と、「第五項第一号」とあるのは「第十九項において準用する前項第一号」と、「前項第一号」とあるのは「第十八項において準用する前項第一号」に、「第九項」を「第八項」に、「第四十二条の十二の五第三項第十一号」と、「第五項第一号」とあるのは「第十九項」を「第四十二条の十二の五第三項第十一号」と、「第五項第一号」とあるのは「第十八項」に、「第十一項」を「第十項」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第二十一項第一号を次のように改める。

一 法第四十二条の十二の五第三項第十一号の前事業年度の月数と同号の適用年度の月数とが異なる場合 第十八項において準用する第五項第一号又は第二号イ若しくはロの給与等支給額

第二十七条の十二の五第二十一項第二号中「第七項」を「第六項」に、「第九項」を「第八項」に、「第十一項又は第十二項第一号イ」を「第十項又は第十一項第一号イ」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第二十二項を同条第二十一項とし、同条第二十三項を同条第二十二項とし、同条第二十四項を同条第二十三項とし、同条第二十五項中「第十項まで、第十一項及び第二十一項」を「第九項まで、第十一項及び第二十項」に改め、同項を同条第二十四項とする。

第二十七条の十三第二項中「第四十二条の四第十二項及び第十三項」を「第四十二条の四第二十二項及び第二十三項」に、「第四十二条の六第九項、第四十二条の九第六項」に、「第四十二条の第十二第十項」を「第四十二条の第十二第十項」に、「第四十二条の十二の四第十項」を「第四十二条の十二の四第九項」に、「第四十二条の四第十二項中」を「第四十二条の四第二十二項中」に改め、同条第三項中「第四十二条の十三第六項第一号イに規定する政令」を「第四十二条の十三第五項第一号イに規定する政令」に改め、同項第一号中「第四十二条の十三第六項」を「第四十二条の十三第五項」に改め、「当該前日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には当該前日を含む連結事業年度とし、当該前日を含む事業年度が」を削り、「該当する場合には当該設立の日」を「あつては、当該設立の日」に改め、「とする」を削り、「前事業年度等」を「前事業年度」に、「第四十二条の十三第六項第一号イ」を「第四十二条の十三第五項第一号イ」に改め、同項第二号中「と前事業年度等」を「と前事業年度」に改め、同号イ中「前事業年度等」を「前事業年度」に改め、「その事業年度が連結事業年度に該当する場合には当該開始の日前一年以内に終了した連結事業年度とし、及び「又は連結事業年度」を削り、「前一年事業年度等」を「前一年事業年度」に、「前一年事業年度等に」を「前一年事業年度」に、「前一年事業年度等に」を「前一年事業年度」に、「前一年事業年度等特定期間」を「前一年事業年度特定期間」に改め、同号ロ中「前事業年度等特定月数」を「前事業年度の月数」に、「前事業年度等特定期間（当該前事業年度等）」を「前事業年度特定期間（当該前事業年度）」に、「前事業年度等

第二十七条の十三第二項中「第四十二条の四第十二項及び第十三項」を「第四十二条の四第二十二項及び第二十三項」に、「第四十二条の九第六項」を「第四十二条の九第六項」に、「第四十二条の第十二第十項」を「第四十二条の第十二第十項」に、「第四十二条の四第十二項中」を「第四十二条の四第二十二項中」に改める。

の終了」を「前事業年度終了」に改め、同条第四項中「第四十二条の第十三第六項第一号イ」を「第四十二条の第十三第五項第一号イ」に改め、同条第五項中「第四十二条の第十三第六項第一号ロ」を「第四十二条の第十三第五項第一号ロ」に改め、同項第一号中「第四十二条の第十三第六項」を「第四十二条の第十三第五項」に、「前事業年度等」を「前事業年度」に改め、「(当該法人の事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該法人の連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される国内雇用者に対する給与等の同号イに規定する支給額)」を削り、同項第二号中「第四十二条の第十三第六項」を「第四十二条の第十三第五項」に、「前一年事業年度等」を「当該前一年事業年度」に、「前一年事業年度等特定期間」を「前一年事業年度特定期間」に改め、同項第三号中「第四十二条の第十三第六項」を「第四十二条の第十三第五項」に、「の前事業年度等」を「の前事業年度」に、「前事業年度等の」を「前事業年度の」に、「前事業年度等特定期間」を「前事業年度特定期間」に改め、同条第六項及び第七項中「第四十二条の第十三第六項第二号イ」を「第四十二条の第十三第五項第二号イ」に改め、同条第八項中「第四十二条の第十三第六項」を「第四十二条の第十三第五項」に改め、同項第一号中「第四十二条の第十三第六項」を「第四十二条の第十三第五項」に、「期間。以下この号及び」を「期間。」に改め、「当該開始の日前一年以内に終了した各事業年度に連結事業年度に該当する事業年度がある場合には当該開始の日前一年以内に終了した各連結事業年度のうち最も新しい連結事業年度終了の日後に終了した各事業年度に限るものとし、」を削り、「第十項第二号二」を「第十四項第二号二」に、「前事業年度等」を「前事業年度」に改め、同項第二号中「前事業年度等の基準所得等金額」を「前事業年度の基準所得等金額」に、「前事業年度等に」を「前事業年度に」に、「前事業年度等の月数」を「前事業年度の月数」に、「前事業年度等の終了」を「前事業年度終了」に改め、同条第十二項及び第十三項を削り、同条第十一項中「第四十二条の第十三第六項」を「第四十二条の第十三第五項」に改め、同項第二号イ及びロ中「第五十八条」を削り、同項を同条第十五項とし、同条第十項中「第八項」の下に「及び第十二項」を加え、同項第一号ロ中「第五十八条又は第五十九条」を「第五十九条、第六十四条の五第一項又は第六十四条の八」に改め、同号八中「第二十七条」の下に「第六十四条の五第三項又は第

六十四条の七第六項」を加え、同項第二号中「第四十二条の十三第六項」を「第四十二条の十三第五項」に改め、同項に次の二号を加える。

三 基準通算所得等金額 各事業年度の第一号イ及びロに掲げる金額の合計額から同号ハに掲げる金額及び当該各事業年度において生じた欠損金額（法人税法第六十二条第二項に規定する最後事業年度にあつては、同項に規定する資産及び負債の同項に規定する譲渡がないものとして計算した場合における欠損金額）の合計額を減算した金額（当該各事業年度において生じた同法第六十四条の五第一項に規定する通算前欠損金額のうち同法第六十四条の六の規定によりないものとされたものがある場合には、当該減算した金額にそのないものとされた金額を加算した金額）をいう。

四 最初通算事業年度 法第四十二条の十三第七項の通算法人又は同項第五号の他の通算法人の次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める日を含む当該通算法人又は他の通算法人の事業年度をいう。

イ 通算親法人 法人税法第六十四条の九第一項の規定による承認の効力が生ずる日

ロ 当該通算法人に係る通算親法人との間に通算完全支配関係を有することとなつた法人 その有することとなつた日

第二十七条の十三第十項を同条第十四項とし、同条第九項中「第五項第二号」の下に「第八項」を加え、同項を同条第十三項とし、同条第八項の次に次の四項を加える。

9 法第四十二条の十三第五項に規定する法人の同項に規定する対象年度に係る同項第一号イ及びロに掲げる金額が零である場合には、同号に掲げる要件に該当するものとする。

10 法第四十二条の十三第六項に規定する政令で定める場合は、同項の法人に次の各号に掲げる事実のいずれかが生じた場合とし、同項に規定する政令で定める日は、当該各号に掲げる事実の区分に応じ当該各号に定める日とする。

一 法人税法第六十四条の九第一項に規定する親法人である当該法人について同項の規定による承認の効力が生じたこと その承認の効力が生じた日

二 当該法人が通算親法人との間に通算完全支配関係を有することとなつたこと その有することとなつた日

三 当該法人が通算親法人（当該法人が通算親法人である場合には、他の通算法人の全て）との間に通算完全支配関係を有しなくなつたこと
その有しなくなつた日

11 通算子法人である法第四十二条の四第八項第三号の通算法人が同項第二号（同条第十八項において準用する場合を含む。）に規定する適用対象事業年度において法第四十二条の十三第一項第一号又は第三号に掲げる規定の適用を受けようとする場合において、当該通算法人に係る通算親法人が法第四十二条の四第四項に規定する農業協同組合等に該当するときは、当該通算法人に対する法第四十二条の十三第五項（同条第一項第一号又は第三号に掲げる規定に係る部分に限る。）の規定の適用については、当該通算法人は、同条第五項に規定する中小企業者に該当するものとする。

12 法第四十二条の十三第七項第五号に規定する政令で定める場合は、第一号に掲げる金額が第二号に掲げる金額以下である場合とする。

一 次に掲げる金額の合計額（当該合計額が零に満たない場合には、零）

イ 法第四十二条の十三第七項の通算法人の同項第五号に規定する特定対象年度の基準通算所得等金額（当該特定対象年度終了の日に終了する当該通算法人に係る通算親法人の事業年度（イ及びロにおいて「基準事業年度」という。）開始の日の一年（当該基準事業年度が一年に満たない場合には、当該基準事業年度の期間）前の日から当該開始の日の前日までの期間（当該通算親法人の最初通算事業年度開始の日以後の期間に限る。以下この号及び次号において「対象期間」という。）内に終了した当該通算法人の各事業年度（最初通算事業年度開始の日前に終了したものを除く。イ及び次号イにおいて「前事業年度」という。）の月数（当該特定対象年度が最初通算事業年度である場合又は前事業年度のうちに設立の日を含む最初通算事業年度がある場合には、当該対象期間内に終了した当該通算親法人の各事業年度の月数）を合計した数が当該基準事業年度の月数に満たない場合には、当該基準通算所得等金額を当該基準事業年度の月数で除し、これに当該合計した数を乗じて計算した金額）

ロ 法第四十二条の十三第七項第五号の他の通算法人の同号に規定する他の対象年度の基準通算所得等金額（対象期間内に終了した当該

他の通算法人の各事業年度（最初通算事業年度開始の日前に終了したものを除く。ロ及び次号ロにおいて「他の前事業年度」という。）の月数（当該他の対象年度が最初通算事業年度である場合又は他の前事業年度のうちに設立の日を含む最初通算事業年度がある場合には、当該対象期間内に終了したイの通算親法人の各事業年度の月数）を合計した数が基準事業年度の月数に満たない場合には、当該基準通算所得等金額を当該基準事業年度の月数で除し、これに当該合計した数を乗じて計算した金額）

二 次に掲げる金額の合計額（当該合計額が零に満たない場合には、零）

イ 前事業年度の基準通算所得等金額（対象期間開始の日を含む前事業年度にあつては、当該前事業年度の基準通算所得等金額を当該前事業年度の月数で除し、これに当該開始の日から当該前事業年度終了の日までの期間の月数を乗じて計算した金額）の合計額

ロ 他の前事業年度の基準通算所得等金額（対象期間開始の日を含む他の前事業年度にあつては、当該他の前事業年度の基準通算所得等金額を当該他の前事業年度の月数で除し、これに当該開始の日から当該他の前事業年度終了の日までの期間の月数を乗じて計算した金額）の合計額

第二十七条の十三に次の二項を加える。

16| 法第四十二条の十三第七項の通算法人の同項第三号の対象年度に係る当該通算法人及び同号に規定する他の通算法人の同条第五項第一号イに掲げる金額の合計額及び同号ロに掲げる金額の合計額が零である場合には、同号に掲げる要件に該当するものとする。

17| 法第四十二条の十三第六項の法人又は加入法人（同条第七項の通算法人に係る通算親法人との間に通算完全支配関係を有することとなつた法人をいう。第二号において同じ。）が初年度離脱通算子法人（法人税法施行令第二十四条の三に規定する初年度離脱通算子法人をいう。以下この項において同じ。）に該当する場合における第十項及び法第四十二条の十三第七項第五号の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 初年度離脱通算子法人に該当する法第四十二条の十三第六項の法人に生じた第十項第二号及び第三号に掲げる事実は、これらの号に掲げる事実に該当しないものとする。

二 初年度離脱通算子法人に該当する加入法人は、法第四十二条の第十三項第七号ト又はチの他の法人に該当しないものとする。

第二十八条の九第九項第一号中「いう。以下この条」を「いう。以下この項及び第二十二項」に改め、同条第十項中「は、」の下に「次に掲げる法人（他の通算法人のうちいずれかの法人が」を加え、「若しくは出資金」を「又は出資金」に、「以下の法人又は資本若しくは出資を有しない法人」を「を超える法人に該当する場合における通算法人を除く。」に改め、同項に次の各号を加える。

一 資本金の額等が五千万円以下の法人
二 資本又は出資を有しない法人

第二十八条の九第十一項第三号中「第二十四項」を「第二十三項」に改め、同条第十五項第一号を次のように改める。

一 製造業又は旅館業 一の設備を構成する減価償却資産の取得価額の合計額が次に掲げる法人の区分に応じそれぞれ次に定める金額（法第四十二条の四第十九項第八号に規定する適用除外事業者（以下この条において「適用除外事業者」という。）又は同項第八号の二に規定する通算適用除外事業者（以下この条において「通算適用除外事業者」という。）に該当する法人にあつては、ハに定める金額）以上である場合の当該一の設備

イ 資本金の額等が五千万円以下の法人又は資本若しくは出資を有しない法人（これらの法人が通算法人である場合には、他の通算法人のうちいずれかの法人が資本金の額等が五千万円を超える法人に該当するものを除く。） 五百万円

ロ イ又はハに掲げる法人以外の法人 千万円

ハ 資本金の額等が一億円を超える法人（他の通算法人のうちいずれかの法人が資本金の額等が一億円を超える法人に該当する場合における通算法人を含む。） 二千万円

第二十八条の九第十七項第一号を次のように改める。

一 製造業又は旅館業 一の設備を構成する減価償却資産の取得価額の合計額が次に掲げる法人の区分に応じそれぞれ次に定める金額（適用除外事業者又は通算適用除外事業者に該当する法人にあつては、ハに定める金額）以上である場合の当該一の設備

イ 資本金の額等が千万円以下の法人又は資本若しくは出資を有しない

第二十八条の九第十二項第一号中「いう。以下この条」を「いう。以下この項及び第二十三項」に改め、同条第二十三項中「（次項において「確定申告書」という。）」を削り、同条第二十四項を削り、同条第二十五項を同条第二十四項とする。

い法人（これらの法人が通算法人である場合には、他の通算法人のうちいずれかの法人が資本金の額等が千万円を超える法人に該当するものを除く。） 五百万円

ロ イ又はハに掲げる法人以外の法人 千万円

ハ 資本金の額等が五千万円を超える法人（他の通算法人のうちいずれかの法人が資本金の額等が五千万円を超える法人に該当する場合における通算法人を含む。） 二千万円

第二十八条の九第十九項第一号を次のように改める。

一 製造業又は旅館業 一の設備を構成する減価償却資産の取得価額の合計額が次に掲げる法人の区分に応じそれぞれ次に定める金額（適用除外事業者又は通算適用除外事業者に該当する法人にあつては、ハに定める金額）以上である場合の当該一の設備

イ 資本金の額等が五千万円以下の法人又は資本若しくは出資を有しない法人（これらの法人が通算法人である場合には、他の通算法人のうちいずれかの法人が資本金の額等が五千万円を超える法人に該当するものを除く。） 五百万円

ロ イ又はハに掲げる法人以外の法人 千万円

ハ 資本金の額等が一億円を超える法人（他の通算法人のうちいずれかの法人が資本金の額等が一億円を超える法人に該当する場合における通算法人を含む。） 二千万円

第二十八条の九第二十一項第一号を次のように改める。

一 製造業又は旅館業 一の設備を構成する減価償却資産の取得価額の合計額が次に掲げる法人の区分に応じそれぞれ次に定める金額（適用除外事業者又は通算適用除外事業者に該当する法人にあつては、ハに定める金額）以上である場合の当該一の設備

イ 資本金の額等が五千万円以下の法人又は資本若しくは出資を有しない法人（これらの法人が通算法人である場合には、他の通算法人のうちいずれかの法人が資本金の額等が五千万円を超える法人に該当するものを除く。） 五百万円

ロ イ又はハに掲げる法人以外の法人 千万円

ハ 資本金の額等が一億円を超える法人（他の通算法人のうちいずれかの法人が資本金の額等が一億円を超える法人に該当する場合における通算法人を含む。） 二千万円

第二十八条の九第二十二項中「(次項において「確定申告書」という。)

「」を削り、同条第二十三項を削り、同条第二十四項を同条第二十三項とする。

第三十条第三項を次のように改める。

3 法第五十二条の二第二項及び第五項に規定する政令で定める割増償却に関する規定は、次に掲げる規定とする。

一 法第四十五条第二項又は第四十六条から第四十八条までの規定

二 所得税法等の一部を改正する法律(平成二十八年法律第十五号)附則第九十二条第八項又は第十項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十条の規定による改正前の租税特別措置法第四十七条又は第四十八条の規定

三 所得税法等の一部を改正する等の法律(平成二十九年法律第四号)附則第六十七条第七項又は第九項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十二条の規定による改正前の租税特別措置法第四十七条又は第四十七条の二の規定

四 所得税法等の一部を改正する法律(平成三十年法律第七号)附則第九十四条第四項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十五条の規定による改正前の租税特別措置法第四十六条の二の規定

五 所得税法等の一部を改正する法律(平成三十一年法律第六号)附則第五十二条第五項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十一条の規定による改正前の租税特別措置法第四十七条の二の規定

六 所得税法等の一部を改正する法律(令和二年法律第八号)附則第八十六条第四項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十五条の規定による改正前の租税特別措置法第四十七条の規定

七 所得税法等の一部を改正する法律(令和三年法律第十一号)附則第五十条第八項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第七十条の規定による改正前の租税特別措置法第四十五条第二項の規定

第三十二条の二第七項第一号中「(連結事業年度において積み立てた法第六十八条の四十三第一項の海外投資等損失準備金を含む。次号において同じ。)」を削り、「同号」を「次号」に改め、同条第十一項中「第五十五条第十四項」を「第五十五条第十三項」に改め、同条第十二項中「第五十五条第十八項」を「第五十五条第十七項」に、「同条第二十二項」を「

第三十条第三項を次のように改める。

3 法第五十二条の二第二項及び第五項に規定する政令で定める割増償却に関する規定は、次に掲げる規定とする。

一 法第四十五条第二項又は第四十六条から第四十八条までの規定

二 所得税法等の一部を改正する法律(平成二十八年法律第十五号)附則第九十二条第八項又は第十項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十条の規定による改正前の租税特別措置法第四十七条又は第四十八条の規定

三 所得税法等の一部を改正する等の法律(平成二十九年法律第四号)附則第六十七条第七項又は第九項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十二条の規定による改正前の租税特別措置法第四十七条又は第四十七条の二の規定

四 所得税法等の一部を改正する法律(平成三十年法律第七号)附則第九十四条第四項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十五条の規定による改正前の租税特別措置法第四十六条の二の規定

五 所得税法等の一部を改正する法律(平成三十一年法律第六号)附則第五十二条第五項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十一条の規定による改正前の租税特別措置法第四十七条の二の規定

六 所得税法等の一部を改正する法律(令和二年法律第八号)附則第八十六条第四項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十五条の規定による改正前の租税特別措置法第四十七条の規定

第三十二条の二第七項第一号中「(連結事業年度において積み立てた法第六十八条の四十三第一項の海外投資等損失準備金を含む。次号において同じ。)」を削り、「同号」を「次号」に改め、同条第十一項中「第五十五条第十四項」を「第五十五条第十三項」に改め、同条第十二項中「第五十五条第十八項」を「第五十五条第十七項」に、「同条第二十二項」を「

同条第二十一項」に改め、同条第十三項中「（連結事業年度において積み立てた法第六十八条の四十三第一項の海外投資等損失準備金を含む。）」を削り、「法第五十五条第三項」を「同項」に、「第七項」を「法第五十五条第六項」に、「第十一項」を「同条第十項」に、「第二十五項」を「第二十四項」に改め、同条第十五項中「（連結事業年度において積み立てた法第六十八条の四十三第一項の海外投資等損失準備金を含む。）」を削り、「第七項」を「第六項」に、「第十一項」を「第十項」に、「第二十五項」を「第二十四項」に改め、同条第十七項中「（連結事業年度において積み立てた法第六十八条の四十三第一項の海外投資等損失準備金を含む。）」を削り、「法第五十五条第三項」を「同条第三項」に、「第七項」を「第六項」に、「第十一項」を「第十項」に、「第二十五項」を「第二十四項」に改める。

第三十二条の三第一項第一号中「（連結事業年度において積み立てた法第六十八条の四十四第一項の中小企業事業再編投資損失準備金を含む。次号において同じ。）」を削り、「同号」を「次号」に改める。

第三十三条の四第一項中「（同日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度）」を削り、同条第二項中「当該事業年度が連結事業年度に該当する場合には、新関西国際空港株式会社の当該連結事業年度の法人税法第八十一条の十八第一項に規定する個別所得金額。」及び「当該事業年度が連結事業年度に該当する場合には新関西国際空港株式会社の当該連結事業年度の法人税法第八十一条の十八第一項に規定する個別欠損金額とし、当該連結事業年度に連結欠損金額が生じた場合には当該個別欠損金額に当該連結欠損金額のうち新関西国際空港株式会社に帰せられる金額を加算した金額とする。」を削り、同条第三項中「第十一項」を「第十項」に改め、同項後段を削り、同条第五項中「（同日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度）」を削り、同条に次の一項を加える。

6 法第五十七条の七第一項の規定の適用がある場合における法人税法の規定の適用については、同法第五十七条第一項ただし書に規定する計算した場合における当該各事業年度の所得の金額、同法第五十九条第二項及び第三項に規定する計算した場合における当該適用年度の所得の金額、同条第五項の規定により読み替えられた同条第二項に規定する調整前所得金額及び調整前欠損金額、同法第六十四条の五第一項に規定する通

同条第二十一項」に改め、同条第十三項中「（連結事業年度において積み立てた法第六十八条の四十三第一項の海外投資等損失準備金を含む。）」を削り、「法第五十五条第三項」を「同項」に、「第七項」を「法第五十五条第六項」に、「第十一項」を「同条第十項」に、「第二十五項」を「第二十四項」に改め、同条第十五項中「（連結事業年度において積み立てた法第六十八条の四十三第一項の海外投資等損失準備金を含む。）」を削り、「第七項」を「第六項」に、「第十一項」を「第十項」に、「第二十五項」を「第二十四項」に改め、同条第十七項中「（連結事業年度において積み立てた法第六十八条の四十三第一項の海外投資等損失準備金を含む。）」を削り、「法第五十五条第三項」を「同条第三項」に、「第七項」を「第六項」に、「第十一項」を「第十項」に、「第二十五項」を「第二十四項」に改める。

第三十三条の四第一項中「（同日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度）」を削り、同条第二項中「当該事業年度が連結事業年度に該当する場合には、新関西国際空港株式会社の当該連結事業年度の法人税法第八十一条の十八第一項に規定する個別所得金額。」及び「当該事業年度が連結事業年度に該当する場合には新関西国際空港株式会社の当該連結事業年度の法人税法第八十一条の十八第一項に規定する個別欠損金額とし、当該連結事業年度に連結欠損金額が生じた場合には当該個別欠損金額に当該連結欠損金額のうち新関西国際空港株式会社に帰せられる金額を加算した金額とする。」を削り、同条第三項中「第十一項」を「第十項」に改め、同項後段を削り、同条第五項中「（同日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度）」を削り、同条に次の一項を加える。

6 法第五十七条の七第一項の規定の適用がある場合における法人税法の規定の適用については、同法第五十七条第一項ただし書（同条第十一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する損金算入限度額、同法第五十九条第二項及び第三項に規定する計算した場合における当該適用年度の所得の金額、同条第五項の規定により読み替えられた同条第二項に規定する調整前所得金額及び調整前欠損金額、同法第六十

算前所得金額及び通算前欠損金額、同法第六十四条の七第一項第三号に規定する欠損控除前所得金額、同号イ(3)に規定する他の欠損控除前所得金額並びに同条第七項第一号に規定する益金算入後所得金額は、法第五十七条の七第一項の規定を適用しないで計算するものとする。

第三十六条第一項中「同項の内国法人」を「対象内国法人（同項に規定する対象内国法人をいう。以下この条において同じ。）」に、「当該内国法人」を「当該対象内国法人」に改め、同条第三項中「次項」を「以下この条」に、「なるべき当該事業年度」を「なるべき対象内国法人の特定対象事業年度（同項に規定する特定対象事業年度をいう。以下この条において同じ。）」に、「（第七項）を」（以下この条）に改め、同項ただし書中「当該金額が当該事業年度」を「当該軽減対象所得金額が当該特定対象事業年度」に改め、「及び第七項」を削り、同条第四項を削り、同条第五項中「同項の内国法人」を「特例対象内国法人（同項に規定する特例対象内国法人をいう。以下この条において同じ。）」に、「第八項」を「第六項」に、「当該内国法人」を「当該特例対象内国法人」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項中「同項の内国法人の当該事業年度」を「特例対象内国法人の特例対象事業年度（同項に規定する特例対象事業年度をいう。以下この条において同じ。）」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項を削り、同条第八項中「同項の内国法人の当該事業年度」を「特例対象内国法人の特例対象事業年度」に、「当該内国法人」を「当該特例対象内国法人」に改め、同項を同条第六項とし、同項の次に次の二項を加える。

7| 法第六十条第四項第一号に規定する通算前所得金額及び通算前欠損金額として政令で定める金額は、通算法人が法人税法第六十四条の五の規定を適用する場合における通算前所得金額（同条第一項に規定する通算前所得金額をいう。以下この条において同じ。）及び通算前欠損金額（同法第六十四条の五第一項に規定する通算前欠損金額をいい、同法第六十四条の六の規定によりないものとされるものを除く。以下この条において同じ。）とする。

8| 法第六十条第四項第一号に規定する当該通算法人の特定事業等に係る所得の金額として政令で定める金額は、当該通算法人の特定対象事業年度（当該通算法人に係る通算親法人の事業年度終了の日に終了するもの

四の五第一項に規定する通算前所得金額及び通算前欠損金額、同法第六十四条の七第一項第三号イに規定する十年内事業年度に係る欠損控除前所得金額、同号イ(3)に規定する十年内事業年度に係る他の欠損控除前所得金額並びに同条第七項第一号に規定する益金算入後所得金額は、法第五十七条の七第一項の規定を適用しないで計算するものとする。

第三十六条第一項中「同項の内国法人」を「対象内国法人（同項に規定する対象内国法人をいう。以下この条において同じ。）」に、「当該内国法人」を「当該対象内国法人」に改め、同条第三項中「次項」を「以下この条」に、「なるべき当該事業年度」を「なるべき対象内国法人の特定対象事業年度（同項に規定する特定対象事業年度をいう。以下この条において同じ。）」に、「（第七項）を」（以下この条）に改め、同項ただし書中「当該金額が当該事業年度」を「当該軽減対象所得金額が当該特定対象事業年度」に改め、「及び第七項」を削り、同条第四項を削り、同条第五項中「同項の内国法人」を「特例対象内国法人（同項に規定する特例対象内国法人をいう。以下この条において同じ。）」に、「第八項」を「第六項」に、「当該内国法人」を「当該特例対象内国法人」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項中「同項の内国法人の当該事業年度」を「特例対象内国法人の特例対象事業年度（同項に規定する特例対象事業年度をいう。以下この条において同じ。）」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項を削り、同条第八項中「同項の内国法人の当該事業年度」を「特例対象内国法人の特例対象事業年度」に、「当該内国法人」を「当該特例対象内国法人」に改め、同項を同条第六項とし、同項の次に次の二項を加える。

7| 法第六十条第四項第一号に規定する当該通算法人の特定事業等に係る所得の金額として政令で定める金額は、当該通算法人の特定対象事業年度（当該通算法人に係る通算親法人の事業年度終了の日に終了するもの

に限る。以下この項及び次項において同じ。）に係る軽減対象所得金額から、第一号に掲げる金額に第二号に掲げる金額が同号及び第三号に掲げる金額の合計額のうちに占める割合を乗じて計算した金額を控除した金額とする。

一 次に掲げる金額の合計額

イ 他の対象通算法人（法第六十条第四項第一号に規定する他の対象通算法人をいう。イ及び第三号イにおいて同じ。）の特定事業等欠損金額（当該他の対象通算法人の特定事業により生じた所得のみについて法人税を課するものとした場合における当該特定対象事業年度終了の日に終了する事業年度（以下この項及び次項において「他の事業年度」という。）において生ずる通算前欠損金額をいう。）の合計額

ロ 特例対象内国法人である他の通算法人（当該特定対象事業年度終了の日において当該通算法人との間に通算完全支配関係があるものに限る。第三号ロ及び次項において同じ。）の他の事業年度において生ずる通算前欠損金額の合計額

二 当該通算法人の当該特定対象事業年度に係る軽減対象所得金額

三 次に掲げる金額の合計額

イ 他の対象通算法人の他の軽減対象所得金額（当該他の対象通算法人の特定事業により生じた所得のみについて法人税を課するものとした場合に課税標準となるべき他の事業年度の所得の金額をいう。）の合計額

ロ 特例対象内国法人である他の通算法人の他の事業年度の通算前所得金額の合計額

に限る。以下この項及び次項において同じ。）に係る軽減対象所得金額から、第一号に掲げる金額に第二号に掲げる金額が同号及び第三号に掲げる金額の合計額のうちに占める割合を乗じて計算した金額を控除した金額とする。

一 次に掲げる金額の合計額

イ 他の対象通算法人（法第六十条第四項第一号に規定する他の対象通算法人をいう。イ及び第三号イにおいて同じ。）の特定事業等欠損金額（当該他の対象通算法人の特定事業により生じた所得のみについて法人税を課するものとした場合における当該特定対象事業年度終了の日に終了する事業年度（以下この項及び次項において「他の事業年度」という。）において生ずる通算前欠損金額（法人税法第六十四条の五第一項に規定する通算前欠損金額をいい、同法第六十四条の六の規定によりないものとされるものを除く。以下この条において同じ。）をいう。）の合計額

ロ 特例対象内国法人である他の通算法人（当該特定対象事業年度終了の日において当該通算法人との間に通算完全支配関係があるものに限る。第三号ロ及び次項において同じ。）の他の事業年度において生ずる通算前欠損金額の合計額

二 当該通算法人の当該特定対象事業年度に係る軽減対象所得金額

三 次に掲げる金額の合計額

イ 他の対象通算法人の他の軽減対象所得金額（当該他の対象通算法人の特定事業により生じた所得のみについて法人税を課するものとした場合に課税標準となるべき他の事業年度の所得の金額をいう。）の合計額

ロ 特例対象内国法人である他の通算法人の他の事業年度の通算前所得金額（法人税法第六十四条の五第一項に規定する通算前所得金額をいう。以下この条において同じ。）の合計額

8

法第六十条第四項第一号に規定する当該通算法人の所得の金額として政令で定める金額は、当該通算法人の特定対象事業年度の通算前所得金額から、第一号に掲げる金額に第二号に掲げる金額が同号及び第三号に掲げる金額の合計額のうちに占める割合を乗じて計算した金額を控除した金額とする。

一 他の通算法人の他の事業年度において生ずる通算前欠損金額の合計

第三十六条第十一項中「第八項」を「第六項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第十項中「又は第二項」を「、第二項又は第六項」に、「これら」を「同条第一項又は第二項」に、「第九条第一項第一号イ」を「第九条第一号イ」に改め、「ものと」の下に「し、法第六十条第六項の規定により益金の額に算入される金額は、同号イに規定する所得の金額に含まれないものと」を加え、同項を同条第十八項とし、同条第九項を同条第十七項とし、同項の前に次の八項を加える。

9 法第六十条第四項第一号に規定する当該通算法人の所得の金額として政令で定める金額は、当該通算法人の特定対象事業年度の通算前所得金額から、第一号に掲げる金額に第二号に掲げる金額が同号及び第三号に掲げる金額の合計額のうちに占める割合を乗じて計算した金額を控除した金額とする。

一 他の通算法人の他の事業年度において生ずる通算前欠損金額の合計額

二 当該通算法人の当該特定対象事業年度の通算前所得金額

三 他の通算法人の他の事業年度の通算前所得金額の合計額

10 法第六十条第四項第二号に規定する当該通算法人の特定の所得の金額として政令で定める金額は、当該通算法人の特例対象事業年度（当該通算法人に係る通算親法人の事業年度終了の日に終了するものに限る。以下この項及び次項において同じ。）の通算前所得金額から、第一号に掲げる金額に第二号に掲げる金額が同号及び第三号に掲げる金額の合計額のうちに占める割合を乗じて計算した金額を控除した金額とする。

一 次に掲げる金額の合計額

イ 特例対象内国法人である他の通算法人（当該特例対象事業年度終了の日において当該通算法人との間に通算完全支配関係があるものに限る。第三号イ及び次項において同じ。）の同日に終了する事業年度（以下この項及び次項において「他の事業年度」という。）において生ずる通算前欠損金額の合計額

ロ 他の対象通算法人（法第六十条第四項第二号に規定する他の対象通算法人をいう。以下この号及び第三号ロにおいて同じ。）の特定

額

二 当該通算法人の当該特定対象事業年度の通算前所得金額

三 他の通算法人の他の事業年度の通算前所得金額の合計額

第三十六条第十一項中「第八項」を「第六項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第十項中「又は第二項」を「、第二項又は第六項」に、「これら」を「同条第一項又は第二項」に、「第九条第一項第一号イ」を「第九条第一号イ」に改め、「ものと」の下に「し、法第六十条第六項の規定により益金の額に算入される金額は、同号イに規定する所得の金額に含まれないものと」を加え、同項を同条第十七項とし、同条第九項を同条第十六項とし、同項の前に次の七項を加える。

9 法第六十条第四項第二号に規定する当該通算法人の特定の所得の金額として政令で定める金額は、当該通算法人の特例対象事業年度（当該通算法人に係る通算親法人の事業年度終了の日に終了するものに限る。以下この項及び次項において同じ。）の通算前所得金額から、第一号に掲げる金額に第二号に掲げる金額が同号及び第三号に掲げる金額の合計額のうちに占める割合を乗じて計算した金額を控除した金額とする。

一 次に掲げる金額の合計額

イ 特例対象内国法人である他の通算法人（当該特例対象事業年度終了の日において当該通算法人との間に通算完全支配関係があるものに限る。第三号イ及び次項において同じ。）の同日に終了する事業年度（以下この項及び次項において「他の事業年度」という。）において生ずる通算前欠損金額の合計額

ロ 他の対象通算法人（法第六十条第四項第二号に規定する他の対象通算法人をいう。以下この号及び第三号ロにおいて同じ。）の特定

事業等欠損金額（当該他の対象通算法人の特定事業により生じた所得のみについて法人税を課するものとした場合における他の事業年度において生ずる通算前欠損金額をいう。）の合計額

二 当該通算法人の当該特例対象事業年度の通算前所得金額

三 次に掲げる金額の合計額

イ 特例対象内国法人である他の通算法人の他の事業年度の通算前所得金額の合計額

ロ 他の対象通算法人の他の軽減対象所得金額（当該他の対象通算法人の特定事業により生じた所得のみについて法人税を課するものとした場合に課税標準となるべき他の事業年度の所得の金額をいう。）の合計額

11| 第六十条第四項第二号に規定する当該通算法人の所得の金額として政令で定める金額は、当該通算法人の特例対象事業年度の通算前所得金額から、第一号に掲げる金額に第二号に掲げる金額が同号及び第三号に掲げる金額の合計額のうち占める割合を乗じて計算した金額を控除した金額とする。

一 他の通算法人の他の事業年度において生ずる通算前欠損金額の合計額

二 当該通算法人の当該特例対象事業年度の通算前所得金額

三 他の通算法人の他の事業年度の通算前所得金額の合計額

12| 第六十条第五項に規定する政令で定める金額は、他の対象通算法人（同項に規定する他の対象通算法人をいう。以下この項において同じ。）の第八項第三号イに規定する他の軽減対象所得金額若しくは他の対象通算法人の同項第一号イに規定する特定事業等欠損金額又は他の対象通算法人の第十項第三号ロに規定する他の軽減対象所得金額若しくは他の対象通算法人の同項第一号ロに規定する特定事業等欠損金額とする。

13| 第六十条第六項第一号に規定する政令で定める金額は、同項の内国法人が法人税法第六十四条の五の規定を適用する場合における通算前所得金額とする。

14| 第六十条第六項第一号に規定する政令で定める所得の金額は、同項の内国法人の同項に規定する適用事業年度に係る軽減対象所得金額とする。

15| 第三項に規定する軽減対象所得金額及び同項ただし書に規定する全所

事業等欠損金額（当該他の対象通算法人の特定事業により生じた所得のみについて法人税を課するものとした場合における他の事業年度において生ずる通算前欠損金額をいう。）の合計額

二 当該通算法人の当該特例対象事業年度の通算前所得金額

三 次に掲げる金額の合計額

イ 特例対象内国法人である他の通算法人の他の事業年度の通算前所得金額の合計額

ロ 他の対象通算法人の他の軽減対象所得金額（当該他の対象通算法人の特定事業により生じた所得のみについて法人税を課するものとした場合に課税標準となるべき他の事業年度の所得の金額をいう。）の合計額

10| 第六十条第四項第二号に規定する当該通算法人の所得の金額として政令で定める金額は、当該通算法人の特例対象事業年度の通算前所得金額から、第一号に掲げる金額に第二号に掲げる金額が同号及び第三号に掲げる金額の合計額のうち占める割合を乗じて計算した金額を控除した金額とする。

一 他の通算法人の他の事業年度において生ずる通算前欠損金額の合計額

二 当該通算法人の当該特例対象事業年度の通算前所得金額

三 他の通算法人の他の事業年度の通算前所得金額の合計額

11| 第六十条第五項に規定する政令で定める金額は、他の対象通算法人（同項に規定する他の対象通算法人をいう。以下この項において同じ。）の第七項第三号イに規定する他の軽減対象所得金額若しくは他の対象通算法人の同項第一号イに規定する特定事業等欠損金額又は他の対象通算法人の第九項第三号ロに規定する他の軽減対象所得金額若しくは他の対象通算法人の同項第一号ロに規定する特定事業等欠損金額とする。

12| 第六十条第六項第一号に規定する政令で定める金額は、同項の内国法人の同項に規定する適用事業年度の通算前所得金額とする。

13| 第六十条第六項第一号に規定する政令で定める所得の金額は、同項の内国法人の同項に規定する適用事業年度に係る軽減対象所得金額とする。

14| 第三項に規定する軽減対象所得金額及び同項ただし書に規定する全所

得金額、第五項に規定する所得の金額、第七項に規定する通算前所得金額及び通算前欠損金額、第八項第一号イに規定する特定事業等欠損金額及び同項第三号イに規定する他の軽減対象所得金額並びに第十項第一号ロに規定する特定事業等欠損金額及び同項第三号ロに規定する他の軽減対象所得金額は、法第五十七条の七第一項、第五十七条の七の二第一項、第五十九条第一項及び第二項、第五十九条の二第一項及び第四項、第六十条第一項、第二項及び第六項、第六十一条第一項及び第五項、第六十一条の二第一項、第六十一条の三第一項、第六十六条の七第二項及び第六項、第六十六条の九の三第二項及び第五項並びに第六十六条の十三第五項から第十項まで並びに法人税法第二十七条、第四十条から第四十一条の二まで、第五十七条第一項、第五十九条第一項から第四項まで、第六十一条の十一第一項（適格合併に該当しない合併による合併法人への資産の移転に係る部分に限る。）、第六十二条第二項、第六十二条の五第二項及び第五項、第六十二条の九第一項、第六十四条の五第一項及び第三項、第六十四条の七第六項、第六十四条の八、第六十四条の十一第一項及び第二項、第六十四条の十二第一項及び第二項並びに第六十四条の十三第一項並びに法人税法施行令の一部を改正する政令（昭和四十二年政令第六十六号）附則第五条第一項及び第二項の規定を適用せず、かつ、対象内国法人の特定対象事業年度若しくは当該特定対象事業年度終了の日において当該対象内国法人との間に通算完全支配関係がある他の通算法人の同日に終了する事業年度又は特例対象内国法人の特例対象事業年度若しくは当該特例対象事業年度終了の日において当該特例対象内国法人との間に通算完全支配関係がある他の通算法人の同日に終了する事業年度において支出した寄附金の額の全額を損金の額に算入するものとして計算した金額とする。

16) 第三項、第八項、第十項、第十二項又は第十四項の規定を適用する場合において、第三項若しくは第八項の特定対象事業年度、同項第一号イ若しくは第三号イ若しくは第十項第一号ロ若しくは第三号ロの他の事業年度又は第十四項の適用事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入された金額のうちに法人税法第二十二條第三項第二号に規定する販売費、一般管理費その他の費用で特定事業に係る所得を生ずべき業務と当該特定事業に係る所得以外の所得を生ずべき業務との双方に関連して生じたものの額（以下この項において「共通費用の額」という。）があると

得金額、第五項に規定する所得の金額、第七項第一号イに規定する特定事業等欠損金額及び通算前欠損金額、同項第三号イに規定する他の軽減対象所得金額並びに同号ロに規定する通算前所得金額並びに第九項第一号ロに規定する特定事業等欠損金額及び同項第三号ロに規定する他の軽減対象所得金額は、法第五十七条の七第一項、第五十七条の七の二第一項、第五十九条第一項及び第二項、第五十九条の二第一項及び第四項、第六十条第一項、第二項及び第六項、第六十一条第一項及び第五項、第六十一条の三第一項、第六十六条の七第二項及び第六項、第六十六条の九の三第二項及び第五項並びに第六十六条の十三第五項から第十項まで並びに法人税法第二十七条、第四十条から第四十一条の二まで、第五十七条第一項、第五十九条第一項から第四項まで、第六十一条の十一第一項（適格合併に該当しない合併による合併法人への資産の移転に係る部分に限る。）、第六十二条第二項、第六十二条の五第二項及び第五項、第六十二条の九第一項、第六十四条の五第一項及び第三項、第六十四条の七第六項、第六十四条の八、第六十四条の十一第一項及び第二項、第六十四条の十二第一項及び第二項並びに第六十四条の十三第一項並びに法人税法施行令の一部を改正する政令（昭和四十二年政令第六十六号）附則第五条第一項及び第二項の規定を適用せず、かつ、対象内国法人の特定対象事業年度若しくは当該特定対象事業年度終了の日において当該対象内国法人との間に通算完全支配関係がある他の通算法人の同日に終了する事業年度又は特例対象内国法人の特例対象事業年度若しくは当該特例対象事業年度終了の日において当該特例対象内国法人との間に通算完全支配関係がある他の通算法人の同日に終了する事業年度において支出した寄附金の額の全額を損金の額に算入するものとして計算した金額とする。

15) 第三項、第七項、第九項、第十一項又は第十三項の規定を適用する場合において、第三項若しくは第七項の特定対象事業年度、同項第一号イの他の事業年度若しくは同項第三号イの他の事業年度、第九項第一号ロの他の事業年度若しくは同項第三号ロの他の事業年度又は第十三項の適用事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入された金額のうちに法人税法第二十二條第三項第二号に規定する販売費、一般管理費その他の費用で特定事業に係る所得を生ずべき業務と当該特定事業に係る所得以外の所得を生ずべき業務との双方に関連して生じたものの額（以下この

きは、当該共通費用の額は、収入金額、資産の価額その他の基準のうち、第三項の対象内国法人、第八項の通算法人、同項第一号イ若しくは第三号イ、第十項第一号ロ若しくは第三号ロ若しくは第十二項の他の対象通算法人又は第十四項の内国法人の行う業務の内容及び費用の性質に照らして合理的と認められる基準により特定事業に係る所得及び当該特定事業に係る所得以外の所得の金額の計算上の損金の額として配分するものとする。

第三十七条第一項中「同項の内国法人」を「対象内国法人（同項に規定する対象内国法人をいう。以下この条において同じ。）」に、「特定事業」を「特定事業等」に、「次項及び第三項」を「以下この条」に、「同条第一項」を「同項」に、「当該内国法人」を「当該対象内国法人」に改め、同条第二項中「特定事業」を「特定事業等」に、「なるべき当該事業年度」を「なるべき対象内国法人の対象事業年度（同項に規定する対象事業年度をいう。以下この条において同じ。）」に改め、同項ただし書中「当該事業年度」を「当該対象事業年度」に改め、「及び第四項」を削り、同条第五項中「の規定の」を「又は第五項の規定の」に、「同項」を「同条第一項」に、「第九条第一項第一号イ」を「第九条第一号イ」に改め、「ものと」の下に「し、第六十一条第五項の規定により益金の額に算入される金額は、同号イに規定する所得の金額に含まれないものと」を加え、同項を同条第九項とし、同条第四項を削り、同条第三項中「前項」を「第二項、第四項又は第六項」に、「当該事業年度」を「第二項若しくは第四項の対象事業年度又は同項第一号若しくは第三号の他の事業年度」に、「特定事業」を「特定事業等」に、「当該法人」を「第二項の対象内国法人、第四項の通算法人又は同項第一号若しくは第三号若しくは第六項の他の対象通算法人」に改め、同項を同条第八項とし、同条第二項の次に次の五項を加える。

3 第六十一条第三項に規定する通算前所得金額及び通算前欠損金額として政令で定める金額は、通算法人が法人税法第六十四条の五の規定を適用する場合における通算前所得金額（同条第一項に規定する通算前所得金額をいう。第五項において「通算前所得金額」という。）及び通算前欠損金額（同条第一項に規定する通算前欠損金額をいい、同法第六十四条の六の規定によりないものとされるものを除く。次項第一号及び第五項第一号において「通算前欠損金額」という。）とする。

項において「共通費用の額」という。）があるときは、当該共通費用の額は、収入金額、資産の価額その他の基準のうち、第三項の対象内国法人、第七項の通算法人、同項第一号イ若しくは第三号イ、第九項第一号ロ若しくは第三号ロ若しくは第十一項の他の対象通算法人又は第十三項の内国法人の行う業務の内容及び費用の性質に照らして合理的と認められる基準により特定事業に係る所得及び当該特定事業に係る所得以外の所得の金額の計算上の損金の額として配分するものとする。

第三十七条第一項中「同項の内国法人」を「対象内国法人（同項に規定する対象内国法人をいう。以下この条において同じ。）」に、「特定事業」を「特定事業等」に、「次項及び第三項」を「以下この条」に、「同条第一項」を「同項」に、「当該内国法人」を「当該対象内国法人」に改め、同条第二項中「特定事業」を「特定事業等」に、「なるべき当該事業年度」を「なるべき対象内国法人の対象事業年度（同項に規定する対象事業年度をいう。以下この条において同じ。）」に改め、「及び第四項」を削り、同条第五項中「の規定の」を「又は第五項の規定の」に、「同項」を「同条第一項」に、「第九条第一項第一号イ」を「第九条第一号イ」に改め、「ものと」の下に「し、第六十一条第五項の規定により益金の額に算入される金額は、同号イに規定する所得の金額に含まれないものと」を加え、同項を同条第八項とし、同条第四項を削り、同条第三項中「前項」を「第二項、第三項又は第五項」に、「当該事業年度」を「第二項若しくは第三項の対象事業年度又は同項第一号の他の事業年度若しくは同項第三号の他の事業年度」に、「特定事業」を「特定事業等」に、「当該法人」を「第二項の対象内国法人、第三項の通算法人又は同項第一号若しくは第三号若しくは第五項の他の対象通算法人」に改め、同項を同条第七項とし、同条第二項の次に次の四項を加える。

- 4| 法第六十一条第三項に規定する当該通算法人の特定事業等に係る所得の金額として政令で定める金額は、当該通算法人の対象事業年度（当該通算法人に係る通算親法人の事業年度終了の日に終了するものに限る。第二号及び次項において同じ。）に係る軽減対象所得金額から、第一号に掲げる金額に第二号に掲げる金額が同号及び第三号に掲げる金額の合計額のうち占める割合を乗じて計算した金額を控除した金額とする。
- 一 他の対象通算法人（法第六十一条第三項に規定する他の対象通算法人をいう。以下この項及び第六項において同じ。）の特定事業等欠損金額（当該他の対象通算法人の特定事業等により生じた所得のみについて法人税を課するものとした場合における他の事業年度（同条第三項第一号に規定する他の事業年度をいう。第三号及び次項において同じ。）において生ずる通算前欠損金額をいう。）の合計額

- 二 当該通算法人の当該対象事業年度に係る軽減対象所得金額
- 三 他の対象通算法人の他の軽減対象所得金額（当該他の対象通算法人の特定事業等により生じた所得のみについて法人税を課するものとした場合に課税標準となるべき他の事業年度の所得の金額をいう。）の合計額
- 5| 法第六十一条第三項に規定する当該通算法人の所得の金額として政令で定める金額は、当該通算法人の対象事業年度の通算前所得金額から、第一号に掲げる金額に第二号に掲げる金額が同号及び第三号に掲げる金額の合計額のうち占める割合を乗じて計算した金額を控除した金額とする。

- 一 他~~の~~通算法人（法第六十一条第三項に規定する他の通算法人をいう。第三号において同じ。）の他の事業年度において生ずる通算前欠損金額の合計額
- 二 当該通算法人の当該対象事業年度の通算前所得金額
- 三 他~~の~~通算法人の他の事業年度の通算前所得金額の合計額
- 6| 法第六十一条第四項に規定する政令で定める金額は、他の対象通算法人の第四項第三号に規定する他の軽減対象所得金額又は他の対象通算法人の

- 3| 法第六十一条第三項に規定する当該通算法人の特定事業等に係る所得の金額として政令で定める金額は、当該通算法人の対象事業年度（当該通算法人に係る通算親法人の事業年度終了の日に終了するものに限る。第二号及び次項において同じ。）に係る軽減対象所得金額から、第一号に掲げる金額に第二号に掲げる金額が同号及び第三号に掲げる金額の合計額のうち占める割合を乗じて計算した金額を控除した金額とする。
- 一 他の対象通算法人（法第六十一条第三項に規定する他の対象通算法人をいう。以下この項及び第五項において同じ。）の特定事業等欠損金額（当該他の対象通算法人の特定事業等により生じた所得のみについて法人税を課するものとした場合における他の事業年度（同条第三項第一号に規定する他の事業年度をいう。第三号及び次項において同じ。）において生ずる通算前欠損金額（法人税法第六十四条の五第一項に規定する通算前欠損金額をいい、同法第六十四条の六の規定によりないものとされるものを除く。次項第一号において同じ。）をいう。）の合計額
- 二 当該通算法人の当該対象事業年度に係る軽減対象所得金額
- 三 他~~の~~対象通算法人の他の軽減対象所得金額（当該他~~の~~対象通算法人の特定事業等により生じた所得のみについて法人税を課するものとした場合に課税標準となるべき他の事業年度の所得の金額をいう。）の合計額
- 4| 法第六十一条第三項に規定する当該通算法人の所得の金額として政令で定める金額は、当該通算法人の対象事業年度の通算前所得金額（法人税法第六十四条の五第一項に規定する通算前所得金額をいう。第二号及び第三号において同じ。）から、第一号に掲げる金額に第二号に掲げる金額が同号及び第三号に掲げる金額の合計額のうち占める割合を乗じて計算した金額を控除した金額とする。

- 一 他~~の~~通算法人（法第六十一条第三項に規定する他の通算法人をいう。第三号において同じ。）の他の事業年度において生ずる通算前欠損金額の合計額
- 二 当該通算法人の当該対象事業年度の通算前所得金額
- 三 他~~の~~通算法人の他の事業年度の通算前所得金額の合計額
- 5| 法第六十一条第四項に規定する政令で定める金額は、他の対象通算法人の第三項第三号に規定する他の軽減対象所得金額又は他の対象通算法人の

人の同項第一号に規定する特定事業等欠損金額とする。

7| 第二項に規定する軽減対象所得金額及び同項ただし書に規定する全所得金額、第三項に規定する通算前所得金額及び通算前欠損金額並びに第四項第一号に規定する特定事業等欠損金額及び同項第三号に規定する他の軽減対象所得金額は、法第五十七条の七第一項、第五十七条の七の二第一項、第五十九条第一項及び第二項、第五十九条の二第一項及び第四項、第六十条第一項、第二項及び第六項、第六十一条第一項及び第五項、第六十一条の二第一項、第六十一条の三第一項、第六十六条の七第二項及び第六項、第六十六条の九の三第二項及び第五項並びに第六十六条の十三第五項から第十項まで並びに法人税法第二十七条、第四十条から第四十一条の二まで、第五十七条第一項、第五十九条第一項から第四項まで、第六十一条の十一第一項（適格合併に該当しない合併による合併法人への資産の移転に係る部分に限る。）、第六十二条第二項、第六十二条の五第二項及び第五項、第六十二条の九第一項、第六十四条の五第一項及び第三項、第六十四条の七第六項、第六十四条の八、第六十四条の十一第一項及び第二項、第六十四条の十二第一項及び第二項並びに第六十四条の十三第一項並びに法人税法施行令の一部を改正する政令（昭和四十二年政令第百六号）附則第五条第一項及び第二項の規定を適用せず、かつ、対象内国法人の対象事業年度又は当該対象事業年度終了の日において当該対象内国法人との間に通算完全支配関係がある他の通算法人の同日に終了する事業年度において支出した寄附金の額の全額を損金の額に算入するものとして計算した金額とする。

第三十七条の二第二項中「第十一項」を「第十項」に改め、同項後段を削り、同条に次の一項を加える。

3| 第三十三条の四第六項の規定は、法第六十一条の二第一項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、第三十三条の四第六項中「、法第五十七条の七第一項」とあるのは、「、法第六十一条の二第一項」と読み替えるものとする。

第三十九条の四第六項、第三十九条の五第二十九項、第三十九条の六第四項及び第三十九条の六の二第七項中「第九条第一項第一号イ」を「第九条第一号イ」に改める。

第三十九条の七第十項中「第十二項及び第十五項」を「第二号、次項及び第十四項」に改め、同条第十一項を削り、同条第十二項中「（法第六十

人の同項第一号に規定する特定事業等欠損金額とする。

6| 第二項に規定する軽減対象所得金額及び同項ただし書に規定する全所得金額、第三項第一号に規定する特定事業等欠損金額及び通算前欠損金額並びに同項第三号に規定する他の軽減対象所得金額並びに第四項に規定する通算前所得金額は、法第五十七条の七第一項、第五十七条の七の二第一項、第五十九条第一項及び第二項、第五十九条の二第一項及び第四項、第六十条第一項、第二項及び第六項、第六十一条第一項及び第五項、第六十一条の三第一項、第六十六条の七第二項及び第六項、第六十六条の九の三第二項及び第五項並びに第六十六条の十三第五項から第十項まで並びに法人税法第二十七条、第四十条から第四十一条の二まで、第五十七条第一項、第五十九条第一項から第四項まで、第六十一条の十一第一項（適格合併に該当しない合併による合併法人への資産の移転に係る部分に限る。）、第六十二条第二項、第六十二条の五第二項及び第五項、第六十二条の九第一項、第六十四条の五第一項及び第三項、第六十四条の七第六項、第六十四条の八、第六十四条の十一第一項及び第二項並びに法人税法施行令の一部を改正する政令（昭和四十二年政令第百六号）附則第五条第一項及び第二項の規定を適用せず、かつ、対象内国法人の対象事業年度又は当該対象事業年度終了の日において当該対象内国法人との間に通算完全支配関係がある他の通算法人の同日に終了する事業年度において支出した寄附金の額の全額を損金の額に算入するものとして計算した金額とする。

第三十九条の四第六項、第三十九条の五第三十一項、第三十九条の六第四項及び第三十九条の六の二第七項中「第九条第一項第一号イ」を「第九条第一号イ」に改める。

第三十九条の七第十二項中「第十四項及び第十七項」を「第二号、次項及び第十六項」に改め、同条第十三項を削り、同条第十四項中「（法第六

五条の七第四項又は第六十五条の八第十四項に規定する連結買換資産（以下この項において「連結買換資産」という。）を含む。以下この項及び次項において同じ。）を削り、同項第一号中「連結買換資産」を「第十九項の規定の適用を受けた買換資産」に改め、「その他の財務省令で定める場合」を削り、「財務省令で定める金額」を「同項の規定により計算された金額と第二十項の規定により計算された金額との合計額」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第十三項中「（第三十九条の百六第九項前段の買換資産の帳簿価額につき同項前段に規定する金額の増額をしなかつた場合を含む。）」及び「（第三十九条の百六第九項前段の買換資産にあつては、同項前段に規定する経過する日を含む連結事業年度終了の日の翌日以後に開始する各事業年度）」を削り、「これらの」を「当該」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十四項を同条第十三項とし、同条第十五項中「。次項」を「。第一号及び次項」に改め、「（法第六十五条の七第十二項又は第六十五条の八第十五項に規定する連結買換資産（以下この項において「連結買換資産」という。）を含む。以下この項、次項及び第二十項において同じ。）」を削り、「第一号」を「同号」に改め、同項第一号中「連結買換資産」を「第十九項の規定の適用を受けた買換資産」に改め、「その他の財務省令で定める場合」を削り、「財務省令で定める金額」を「同項の規定により計算された金額と第二十項の規定により計算された金額との合計額」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十六項中「（第三十九条の百六第十二項前段の買換資産の帳簿価額につき同項前段に規定する金額の増額をしなかつた場合を含む。）」及び「（第三十九条の百六第十二項前段の買換資産にあつては、同項前段に規定する経過する日を含む連結事業年度終了の日の翌日以後に開始する各事業年度）」を削り、「これらの」を「当該」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十七項を同条第十六項とし、同条第十八項を同条第十七項とし、同条第十九項第一号中「第二十一項及び第二十二項」を「第二十項及び第二十一項」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第二十項中「第二十二項」を「第二十一項」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第二十二項中「第二十二項及び第二十三項」を「第二十一項及び第二十二項」に改め、「又は法第六十八条の七十八第四項」及び「又は各連結事業年度の連結所得の金額」を削り、同項を同条第十九項とし、同条第二十一項中「

十五条の七第四項又は第六十五条の八第十四項に規定する連結買換資産（以下この項において「連結買換資産」という。）を含む。以下この項及び次項において同じ。）を削り、同項第一号中「連結買換資産」を「第二十一項の規定の適用を受けた買換資産」に改め、「その他の財務省令で定める場合」を削り、「財務省令で定める金額」を「同項の規定により計算された金額と第二十二項の規定により計算された金額との合計額」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十五項中「（第三十九条の百六第九項前段の買換資産の帳簿価額につき同項前段に規定する金額の増額をしなかつた場合を含む。）」及び「（第三十九条の百六第九項前段の買換資産にあつては、同項前段に規定する経過する日を含む連結事業年度終了の日の翌日以後に開始する各事業年度）」を削り、「これらの」を「当該」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十六項を同条第十五項とし、同条第十七項中「。次項」を「。第一号及び次項」に改め、「（法第六十五条の七第十二項又は第六十五条の八第十五項に規定する連結買換資産（以下この項において「連結買換資産」という。）を含む。以下この項、次項及び第二十四項において同じ。）」を削り、「第一号」を「同号」に改め、同項第一号中「連結買換資産」を「第二十一項の規定の適用を受けた買換資産」に改め、「その他の財務省令で定める場合」を削り、「財務省令で定める金額」を「同項の規定により計算された金額と第二十二項の規定により計算された金額との合計額（同条第十二項の規定により益金の額に算入された金額がある場合には、当該合計額に第二十三項ただし書の規定により計算された金額を加算した金額）とする。」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十八項中「（第三十九条の百六第十二項前段の買換資産の帳簿価額につき同項前段に規定する金額の増額をしなかつた場合を含む。）」及び「（第三十九条の百六第十二項前段の買換資産にあつては、同項前段に規定する経過する日を含む連結事業年度終了の日の翌日以後に開始する各事業年度）」を削り、「これらの」を「当該」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十九項を同条第十八項とし、同条第二十項を同条第十九項とし、同条第二十一項第一号中「第二十三項及び第二十四項」を「第二十二項及び第二十三項」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第二十二項中「第二十四項」を「第二十三項」に改め、「又は法第六十八条の七十八第四項」及び「又は各連結事業年度の連結所得の金額」を削り、同項を同条第二十一項とし、

又は第六十八条の七十八第八項（同条第十項において準用する場合を含む。次項において同じ。）を削り、「これらの規定」を「同項」に改め、同項第二号中「又は第六十八条の七十八第四項」を削り、同項を同条第二十項とし、同条第二十二項ただし書中「又は法第六十八条の七十八第八項」を削り、「これらの規定」を「同項」に改め、同項第二号中「又は第六十八条の七十八第十二項」を削り、同項を同条第二十一項とし、同条第二十三項を同条第二十二項とし、同条第二十四項を同条第二十三項とし、同条第二十五項第七号を削り、同項を同条第二十四項とし、同条第二十六項中「第四十一項」を「第三十九項」に改め、同項を同条第二十五項とし、同条第二十七項を同条第二十六項とし、同条第二十八項中「第二十三項及び第二十四項」を「第二十二項及び第二十三項」に改め、同項を同条第二十七項とし、同条第二十九項を同条第二十八項とし、同条第三十項を同条第二十九項とし、同条第三十一項を削り、同条第三十二項中「第一号から第四号まで」を「当該各号」に改め、「（第五号に掲げる場合にあつては、連結事業年度に該当しないこととなつた事業年度開始の日）」を削り、「第一号若しくは第三号に規定する特別勘定若しくは期中特別勘定」を「当該各号に規定する特別勘定の金額又は期中特別勘定の金額」に改め、「又は第二号、第四号若しくは第五号に規定する特別勘定若しくは期中特別勘定の基礎となつた譲渡をした日を含む連結事業年度」を削り、同項第二号を削り、同項第三号を同項第二号とし、同項第四号及び第五号を削り、同項を同条第三十項とし、同条第三十三項を同条第三十一項とし、同条第三十四項を同条第三十二項とし、同条第三十五項中「当該特別勘定の金額が連結事業年度において設けた法第六十八条の七十九第一項の特別勘定の金額である場合には、当該特別勘定の金額の計算の基礎となつた同項に規定する取得に充てようとする額とし、」、「（当該譲渡の日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度。以下この項において「譲渡年度」という。）」及び「（その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度）」を削り、「これらの」を「当該」に、「（法第六十八条の七十八第一項に規定する買換資産を含む。以下この項及び次項において同じ。）で法第六十五条の八第七項」を「で同条第七項」に改め、「（当該譲渡年度後の各事業年度が連結事業年度に該当する場合には、法第六十八条の七十九第八項及び第九項の規定）」を削り、「金額とする。」を「金額」に改め、同項を同条第三十三項とし、同条

同条第二十三項中「又は第六十八条の七十八第八項（同条第十項において準用する場合を含む。次項において同じ。）」を削り、「これらの規定」を「同項」に改め、同項第二号中「又は第六十八条の七十八第四項」を削り、同項を同条第二十項とし、同条第二十二項とし、同条第二十四項ただし書中「又は法第六十八条の七十八第八項」を削り、「これらの規定」を「同項」に改め、同項第二号中「又は第六十八条の七十八第十二項」を削り、同項を同条第二十一項とし、同条第二十三項を同条第二十二項とし、同条第二十四項を同条第二十三項とし、同条第二十五項第七号を削り、同項を同条第二十四項とし、同条第二十六項中「第四十一項」を「第三十九項」に改め、同項を同条第二十五項とし、同条第二十七項を同条第二十六項とし、同条第二十八項中「第二十三項及び第二十四項」を「第二十二項及び第二十三項」に改め、同項を同条第二十七項とし、同条第二十九項を同条第二十八項とし、同条第三十項を同条第二十九項とし、同条第三十一項を削り、同条第三十二項中「第一号から第四号まで」を「当該各号」に改め、「（第五号に掲げる場合にあつては、連結事業年度に該当しないこととなつた事業年度開始の日）」を削り、「第一号若しくは第三号に規定する特別勘定若しくは期中特別勘定」を「当該各号に規定する特別勘定の金額又は期中特別勘定の金額」に改め、「又は第二号、第四号若しくは第五号に規定する特別勘定若しくは期中特別勘定の基礎となつた譲渡をした日を含む連結事業年度」を削り、同項第二号を削り、同項第三号を同項第二号とし、同項第四号及び第五号を削り、同項を同条第三十項とし、同条第三十三項を同条第三十一項とし、同条第三十四項を同条第三十二項とし、同条第三十五項中「当該特別勘定の金額が連結事業年度において設けた法第六十八条の七十九第一項の特別勘定の金額である場合には、当該特別勘定の金額の計算の基礎となつた同項に規定する取得に充てようとする額とし、」、「（当該譲渡の日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度。以下この項において「譲渡年度」という。）」及び「（その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度）」を削り、「これらの」を「当該」に、「（法第六十八条の七十八第一項に規定する買換資産を含む。以下この項及び次項において同じ。）で法第六十五条の八第七項」を「で同条第七項」に改め、「（当該譲渡年度後の各事業年度が連結事業年度に該当する場合には、法第六十八条の七十九第八項及び第九項の規定）」を削り、「金額とする。」を「金額」に改め、同項を同条

第三十六項中「又は第六十八条の七十九第五項」を削り、「これらの規定」を「同項」に、「法第六十五条の八第七項」を「同条第七項」に改め、「当該特別勘定の金額が法第六十八条の七十九第五項の規定により引継ぎを受けたものである場合には、当該引継ぎを受けた特別勘定の金額の計算の基礎となつた同条第一項、第三項又は第五項第二号に規定する取得に充てようとする額とし、」を削り、「これらの取得」を「当該取得」に改め、「（当該引継ぎを受けた日を含む事業年度以後の事業年度が連結事業年度に該当する場合には、法第六十八条の七十九第八項及び第九項の規定）」を削り、「金額とする。」を「金額」に改め、同項を同条第三十四項とし、同条第三十七項中「第三十項各号」を「第二十九項各号」に改め、同項を同条第三十五項とし、同条第三十八項及び第三十九項を削り、同条第四十項中「第六十五条の八第十一項」を「第六十五条の八第十項」に改め、同項を同条第三十六項とし、同項の次に次の二項を加える。

37| 法第六十五条の八第十一項に規定する政令で定める金額は、千万円とする。

38| 法第六十五条の八第十一項に規定する法人が同項に規定する通算開始直前事業年度又は通算加入直前事業年度終了の時に同項に規定する特別勘定の金額（以下この項において「特別勘定残額」という。）を有する場合において、当該特別勘定残額が次の各号に掲げる法人の区分に応じ当該各号に定める特別勘定の金額に該当するときは、当該特別勘定残額については、同条第十一項の規定は、適用しない。

- 一 法人税法第六十四条の十一第一項に規定する内国法人（同項に規定する親法人を除く。） 法人税法施行令第三百三十一条の十三第二項第四号に掲げる特別勘定の金額
- 二 法人税法第六十四条の十二第一項に規定する他の内国法人 法人税法施行令第三百三十一条の十三第三項第四号に掲げる特別勘定の金額

第三十九条の七第四十一項を同条第三十九項とし、同条第四十二項中「法第六十八条の七十八第一項に規定する譲渡の日を含む連結事業年度（以下この項において「譲渡連結事業年度」という。）後の各事業年度を含むものとし、連結事業年度に該当する事業年度を除く。」を削り、「おいて法第六十五条の七第一項若しくは第九項又は」を「おいて同条第一項若しくは第九項又は法」に改め、「又は当該譲渡連結事業年度（以下この項に

第三十五項とし、同条第三十八項中「又は第六十八条の七十九第五項」を削り、「これらの規定」を「同項」に、「法第六十五条の八第七項」を「同条第七項」に改め、「当該特別勘定の金額が法第六十八条の七十九第五項の規定により引継ぎを受けたものである場合には、当該引継ぎを受けた特別勘定の金額の計算の基礎となつた同条第一項、第三項又は第五項第二号に規定する取得に充てようとする額とし、」を削り、「これらの取得」を「当該取得」に改め、「（当該引継ぎを受けた日を含む事業年度以後の事業年度が連結事業年度に該当する場合には、法第六十八条の七十九第八項及び第九項の規定）」を削り、「金額とする。」を「金額」に改め、同項を同条第三十六項とし、同条第三十九項中「第三十二項各号」を「第三十一項各号」に改め、同項を同条第三十七項とし、同条第四十項及び第四十一項を削り、同条第四十二項中「第六十五条の八第十一項」を「第六十五条の八第十項」に改め、同項を同条第三十八項とし、同項の次に次の二項を加える。

39| 法第六十五条の八第十一項に規定する政令で定める金額は、千万円とする。

40| 法第六十五条の八第十一項に規定する法人が同項に規定する通算開始直前事業年度又は通算加入直前事業年度終了の時に同項に規定する特別勘定の金額（以下この項において「特別勘定残額」という。）を有する場合において、当該特別勘定残額が次の各号に掲げる法人の区分に応じ当該各号に定める特別勘定の金額に該当するときは、当該特別勘定残額については、同条第十一項の規定は、適用しない。

- 一 法人税法第六十四条の十一第一項に規定する内国法人（同項に規定する親法人を除く。） 法人税法施行令第三百三十一条の十三第二項第四号に掲げる特別勘定の金額
- 二 法人税法第六十四条の十二第一項に規定する他の内国法人 法人税法施行令第三百三十一条の十三第三項第四号に掲げる特別勘定の金額

第三十九条の七第四十三項を同条第四十一項とし、同条第四十四項中「法第六十八条の七十八第一項に規定する譲渡の日を含む連結事業年度（以下この項において「譲渡連結事業年度」という。）後の各事業年度を含むものとし、連結事業年度に該当する事業年度を除く。」を削り、「おいて法第六十五条の七第一項若しくは第九項又は」を「おいて同条第一項若しくは第九項又は法」に改め、「又は当該譲渡連結事業年度（以下この項に

において「譲渡年度」という。）」、「(当該譲渡年度以後の各事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度。以下この項において「譲渡年度以後の年度」という。))」、「(当該譲渡年度以後の年度が連結事業年度に該当する場合には、法第六十八条の七十八第一項及び第九項並びに第六十八条の七十九第八項及び第九項の規定)」及び「(法第六十八条の七十八第一項に規定する買換資産を含む。))」を削り、「譲渡年度以後の年度においてこれら」を「当該譲渡事業年度以後の各事業年度において当該各号の上欄に掲げる資産」に改め、「並びに法第六十八条の七十九第一項の特別勘定の金額及び同条第三項に規定する期中特別勘定の金額」を削り、「法第六十五条の八第四項又は第六十八条の七十九第五項」を「同条第四項」に、「よりこれらの規定」を「より同項」に改め、「(譲渡連結事業年度を含む。))」を削り、同項を同条第四十項とし、同条第四十三項中「又は第六十八条の七十九第五項」を削り、「有するこれらの規定」を「有する同条第四項」に、「(当該当初の引継ぎを受けた事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度終了の日の翌日以後に開始した各事業年度とし、連結事業年度に該当する事業年度を除く。))」において法第六十五条の八第七項を「において同条第七項」に改め、「(当該当初の引継ぎを受けた事業年度以後の各事業年度が連結事業年度に該当する場合には、法第六十八条の七十九第八項及び第九項の規定)」及び「(法第六十八条の七十八第一項に規定する買換資産を含む。))」を削り、「よりこれらの規定」を「より同項」に改め、同項を同条第四十一項とし、同条第四十四項を同条第四十二項とし、同条第四十五項から第四十七項までを二項ずつ繰り上げる。

第三十九条の十の三第三項第三号中「第六十一条の十三第一項」を「第六十一条の十一第一項」に改め、同条第四項第一号口中「当該株式交付子会社の前期末時(」を削り、「又は第八十一条の二十第一項に規定する期間に」を「に規定する期間(当該株式交付子会社が通算子法人である場合には、同条第五項第一号に規定する期間。ロにおいて同じ。))」に、「これらの規定」を「同条第一項各号」に改め、「又は同条第三十一号の二に規定する連結中間申告書」及び「又は同条第三十二号に規定する連結確定申告書」を削り、「又は連結中間申告書に係る同法第七十二条第一項又は第八十一条の二十第一項」を「に係る同項」に改め、「をいう。))」を削り、「当該前期末時」を「当該終了の時」に、「同法第二条第十六

において「譲渡年度」という。))」、「(当該譲渡年度以後の各事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度。以下この項において「譲渡年度以後の年度」という。))」、「(当該譲渡年度以後の年度が連結事業年度に該当する場合には、法第六十八条の七十八第一項及び第九項並びに第六十八条の七十九第八項及び第九項の規定)」及び「(法第六十八条の七十八第一項に規定する買換資産を含む。))」を削り、「譲渡年度以後の年度においてこれら」を「当該譲渡事業年度以後の各事業年度において当該各号の上欄に掲げる資産」に改め、「並びに法第六十八条の七十九第一項の特別勘定の金額及び同条第三項に規定する期中特別勘定の金額」を削り、「法第六十五条の八第四項又は第六十八条の七十九第五項」を「同条第四項」に、「よりこれらの規定」を「より同項」に改め、「(譲渡連結事業年度を含む。))」を削り、同項を同条第四十二項とし、同条第四十五項中「又は第六十八条の七十九第五項」を削り、「有するこれらの規定」を「有する同条第四項」に、「(当該当初の引継ぎを受けた事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度終了の日の翌日以後に開始した各事業年度とし、連結事業年度に該当する事業年度を除く。))」において法第六十五条の八第七項を「において同条第七項」に改め、「(当該当初の引継ぎを受けた事業年度以後の各事業年度が連結事業年度に該当する場合には、法第六十八条の七十九第八項及び第九項の規定)」及び「(法第六十八条の七十八第一項に規定する買換資産を含む。))」を削り、「よりこれらの規定」を「より同項」に改め、同項を同条第四十三項とし、同条第四十六項を同条第四十四項とし、同条第四十七項から第四十九項までを二項ずつ繰り上げる。

第三十九条の十の三第一項第三号中「第六十一条の十三第一項」を「第六十一条の十一第一項」に改め、同条第二項第一号口中「当該特別事業再編対象法人の前期末時(」を削り、「又は第八十一条の二十第一項に規定する期間に」を「に規定する期間(当該特別事業再編対象法人が通算子法人である場合には、同条第五項第一号に規定する期間。ロにおいて同じ。))」に、「これらの規定」を「同条第一項各号」に改め、「又は同条第三十一号の二に規定する連結中間申告書」及び「又は同条第三十二号に規定する連結確定申告書」を削り、「又は連結中間申告書に係る同法七十二條第一項又は第八十一条の二十第一項」を「に係る同項」に改め、「をいう。))」を削り、「当該前期末時」を「当該終了の時」に、「同法

号」を「同条第十六号」に改め、「若しくは同条第十七号の二に規定する連結個別資本金等の額」及び「若しくは連結個別利益積立金額」を削り、「第九号第一項第一号若しくは第六号又は第九号の二第一項第一号若しくは第四号」を「第九号第一号及び第六号」に改める。

第三十九条の十三の二第一項中「第五項、第六十條第一項及び第二項、第六十一條第一項」を「第四項、第六十條第一項、第二項及び第六項、第六十一條第一項及び第五項」に、「第六十六條の七第三項及び第七項、第六十六條の九の三第三項及び第六項」を「第六十六條の七第二項及び第六項、第六十六條の九の三第二項及び第五項」に、「第十一項」を「第十項」に、「第五十八條第一項、第五十九條第一項から第三項まで」を「第五十九條第一項から第四項まで」に、「及び第四百四十二條の四第一項並びに同令第四百二十二條第二十項」を「、第六十四條の五第一項及び第三項、第六十四條の七第六項、第六十四條の八並びに第四百四十二條の四第一項」に改め、「第七十二條第一項第一号」の下に「又は第四百四十四條の四第一項第一号若しくは第二号若しくは第二項第一号」を加え、「同項」を「、同法第七十二條第一項又は第四百四十四條の四第一項若しくは第二項」に改め、「期間」の下に「その他の財務省令で定める期間」を加え、同条第六項第三号中「又は各連結事業年度の連結所得」を削り、同条第二十三項中「との間に連結完全支配関係がある連結法人」を「が通算法人である場合には、他の通算法人」に改め、「により計算した金額」の下に「及び当該適用対象法人が通算法人である場合における他の通算法人に対する支払利子等の額」を加え、同条第三十八項中「第二十二條」を「第十九條」に、「同条第一項中「合計額に」とあるのは「」を「同条第二項中「」の合計額」とあるのは「」の「に、」に」と、同条第四項中「合計額に」とあるのは「合計額（租税特別措置法第六十六條の五の二第一項の規定により損金の額に算入されない金額がある場合には、当該金額を控除した残額）に」と、「の同条第六項」とあるのは「の法第二十三條第六項」を「。第一号及び第四項において「調整後支払利子合計額」という。」と、同項第一号中「支払利子等の額の合計額」とあるのは「調整後支払利子合計額」と、同条第四項中「支払利子等の額の合計額」とあるのは「調整後支払利子合計額」と、「の合計額を」とあるのは「の合計額（租税特別措置法第六十六條の五の二第一項の規定により損金の額に算入されない金額がある場合には、当該金額を控除した残額）を」と、同条第九項中「支払利子等

第二條第十六号」を「同条第十六号」に改め、「若しくは同条第十七号の二に規定する連結個別資本金等の額」及び「若しくは連結個別利益積立金額」を削り、「第九号第一項第一号若しくは第六号又は第九号の二第一項第一号若しくは第四号」を「第九号第一号及び第六号」に改める。

第三十九条の十三の二第一項中「第五項、第六十條第一項及び第二項、第六十一條第一項」を「第四項、第六十條第一項、第二項及び第六項、第六十一條第一項及び第五項」に、「第六十六條の七第三項及び第七項、第六十六條の九の三第三項及び第六項」を「第六十六條の七第二項及び第六項、第六十六條の九の三第二項及び第五項」に、「第十一項」を「第十項」に、「第五十八條第一項、第五十九條第一項から第三項まで」を「第五十九條第一項から第四項まで」に、「及び第四百四十二條の四第一項並びに同令第四百二十二條第二十項」を「、第六十四條の五第一項及び第三項、第六十四條の七第六項、第六十四條の八並びに第四百四十二條の四第一項」に改め、「第七十二條第一項第一号」の下に「又は第四百四十四條の四第一項第一号若しくは第二号若しくは第二項第一号」を加え、「同項」を「、同法第七十二條第一項又は第四百四十四條の四第一項若しくは第二項」に改め、「期間」の下に「その他の財務省令で定める期間」を加え、同条第六項第三号中「又は各連結事業年度の連結所得」を削り、同条第二十一項中「との間に連結完全支配関係がある連結法人」を「が通算法人である場合には、他の通算法人」に改め、「により計算した金額」の下に「及び当該適用対象法人が通算法人である場合における他の通算法人に対する支払利子等の額」を加え、同条第三十四項中「第二十二條」を「第十九條」に、「同条第一項中「合計額に」とあるのは「」を「同条第二項中「」の合計額」とあるのは「」の「に、」に」と、同条第四項中「合計額に」とあるのは「合計額（租税特別措置法第六十六條の五の二第一項の規定により損金の額に算入されない金額がある場合には、当該金額を控除した残額）に」と、「の同条第六項」とあるのは「の法第二十三條第六項」を「。第一号及び第四項において「調整後支払利子合計額」という。」と、同項第一号中「支払利子等の額の合計額」とあるのは「調整後支払利子合計額」と、同条第四項中「支払利子等の額の合計額」とあるのは「調整後支払利子合計額」と、「の合計額を」とあるのは「の合計額（租税特別措置法第六十六條の五の二第一項の規定により損金の額に算入されない金額がある場合には、当該金額を控除した残額）を」と、同条第九項中「支払利子等

の額の合計額」とあるのは「調整後支払利子合計額」に改める。

第三十九条の十九第十三項の表第六項第一号の項から第六項第二号イ及びアの項までを削り、同条第十四項中「第八項又は第十項」を「第七項又は第九項」に、「第九条第一項第一号ハ」を「第九条第一号ハ」に改め、同条第十五項中「第九項」を「第八項」に、「第九条第一項第一号ハ」を「第九条第一号ハ」に改める。

第三十九条の二十の八第四項中「第六十六条の九の四第六項」を「第六十六条の九の四第五項」に、「第六十六条の八第六項」を「第六十六条の八第五項」に改め、同条第五項中「第六十六条の九の四第十項第一号に」を「第六十六条の九の四第九項第一号に」に改め、同項第一号中「、部分課税対象金額若しくは」を「、部分課税対象金額又は」に、「又は法第六十八条の九十三の二第一項に規定する個別課税対象金額、同条第六項に規定する個別部分課税対象金額若しくは同条第八項に規定する個別金融関係法人部分課税対象金額（法第六十六条の九の四第十項第一号）を」（法第六十六条の九の四第九項第一号）に、「同号に規定する前二年以内の各事業年度等」を「前二年以内の各事業年度（同号に規定する前二年以内の各事業年度をいう。第八項において同じ。）」に改め、「又は連結所得の金額」を削り、同条第六項中「第六十六条の九の四第十項第一号」を「第六十六条の九の四第九項第一号」に改め、同条第七項中「第六十六条の九の四第十項第二号イ」を「第六十六条の九の四第九項第二号イ」に、「同条第十項第一号」を「同条第九項第一号」に改め、同条第八項中「第六十六条の九の四第十項第二号ロ」を「第六十六条の九の四第九項第二号ロ」に改め、「同号ロに規定する」及び「（以下この項において「前二年以内の各事業年度」という。）」を削り、「同条第十項第一号」を「同条第九項第一号」に改め、同条第九項中「第六十六条の九の四第十二項」を「第六十六条の九の四第十項」に、「第六十六条の八第六項」を「第六十六条の八第五項」に改め、同条第十項中「第七項又は第九項」を「第六項又は第八項」に、「第九条第一項第一号ハ」を「第九条第一号ハ」に改め、同条第十一項中「第八項」を「第七項」に、「第九条第一項第一号ハ」を「第九条第一号ハ」に改める。

第三十九条の二十の九第五項中「第十四条の十第一項」を「第十四条の六第一項」に改め、同条第六項中「第四条の七」を「第四条の三」に改める。

の額の合計額」とあるのは「調整後支払利子合計額」に改める。

第三十九条の十九第十三項の表第六項第一号の項から第六項第二号イ及びアの項までを削り、同条第十四項中「第八項又は第十項」を「第七項又は第九項」に、「第九条第一項第一号ハ」を「第九条第一号ハ」に改め、同条第十五項中「第九項前段」を「第八項前段」に、「第九条第一項第一号ハ」を「第九号第一号ハ」に改める。

第三十九条の二十の八第四項中「第六十六条の九の四第六項」を「第六十六条の九の四第五項」に、「第六十六条の八第六項」を「第六十六条の八第五項」に改め、同条第五項中「第六十六条の九の四第十項第一号に」を「第六十六条の九の四第九項第一号に」に改め、同項第一号中「、部分課税対象金額若しくは」を「、部分課税対象金額又は」に、「又は法第六十八条の九十三の二第一項に規定する個別課税対象金額、同条第六項に規定する個別部分課税対象金額若しくは同条第八項に規定する個別金融関係法人部分課税対象金額（法第六十六条の九の四第十項第一号）を」（法第六十六条の九の四第九項第一号）に、「同号に規定する前二年以内の各事業年度等」を「前二年以内の各事業年度（同号に規定する前二年以内の各事業年度をいう。第八項において同じ。）」に改め、「又は連結所得の金額」を削り、同条第六項中「第六十六条の九の四第十項第一号」を「第六十六条の九の四第九項第一号」に改め、同条第七項中「第六十六条の九の四第十項第二号イ」を「第六十六条の九の四第九項第二号イ」に、「同条第十項第一号」を「同条第九項第一号」に改め、同条第八項中「第六十六条の九の四第十項第二号ロ」を「第六十六条の九の四第九項第二号ロ」に改め、「同号ロに規定する」及び「（以下この項において「前二年以内の各事業年度」という。）」を削り、「同条第十項第一号」を「同条第九項第一号」に改め、同条第九項中「第六十六条の九の四第十二項」を「第六十六条の九の四第十項」に、「第六十六条の八第六項」を「第六十六条の八第五項」に改め、同条第十項中「第七項又は第九項」を「第六項又は第八項」に、「第九条第一項第一号ハ」を「第九条第一号ハ」に改め、同条第十一項中「第八項前段」を「第七項前段」に、「第九条第一項第一号ハ」を「第九号第一号ハ」に改める。

第三十九条の二十の九第五項中「第十四条の十第一項」を「第十四条の六第一項」に改め、同条第六項中「第四条の七」を「第四条の三」に改める。

第三十九条の二十三の二第一項及び第二項を次のように改める。

法第六十六条の十一の四第二項第二号ハに規定する政令で定める金額は、認定事業適応法人（同条第一項に規定する認定事業適応法人をいう。以下この条において同じ。）の適用事業年度（法第六十六条の十一の四第一項に規定する適用事業年度をいう。第五項において同じ。）前の事業年度で同条第三項の規定の適用を受けた各事業年度（以下この項において「過去通算適用事業年度」という。）の次に掲げる金額の合計額とする。

一 当該過去通算適用事業年度における各特例十年内事業年度（法第六十六条の十一の四第四項に規定する特例十年内事業年度をいう。以下この条において同じ。）において生じた欠損金額とされた金額に係る特定超過控除対象額（同項に規定する特定超過控除対象額をいう。第七項及び第八項において同じ。）の合計額

二 イに掲げる金額にロに掲げる金額がハに掲げる金額のうちに占める割合を乗じて計算した金額の合計額

イ 次に掲げる金額の合計額

(1) 当該過去通算適用事業年度における各特例十年内事業年度において生じた欠損金額とされた金額に係る非特定超過控除対象額（法第六十六条の十一の四第四項に規定する非特定超過控除対象額をいう。(2)及び次項において同じ。)

(2) 当該過去通算適用事業年度終了の日において当該認定事業適応法人との間に通算完全支配関係がある他の通算法人の同日に終了する事業年度における各特例十年内事業年度（(1)の各特例十年内事業年度終了の日に終了するものに限る。）において生じた欠損金額とされた金額に係る非特定超過控除対象額

ロ イ(1)に掲げる金額の計算の基礎となつた当該認定事業適応法人の投資額残額（法第六十六条の十一の四第四項第二号に規定する投資額残額をいう。以下この条において同じ。）から当該金額の計算の基礎となつた同項第五号イに掲げる金額を控除した金額

ハ イ(1)に掲げる金額の計算の基礎となつた法第六十六条の十一の四第四項第五号に掲げる金額

2| 法第六十六条の十一の四第三項の規定により読み替えて適用する法人税法第六十四条の七第五項第二号イに規定する政令で定める金額は、同

号イに規定する当初申告の場合における同項の通算法人の特例通算欠損事業年度（同条第一項第二号ハ(2)に規定する特例通算欠損事業年度をいう。以下この項において同じ。）の非特定超過控除対象額（以下この項において「当初申告非特定超過控除対象額」という。）が当該当初申告非特定超過控除対象額及び当該特例通算欠損事業年度終了の日に終了する他の通算法人の特例通算欠損事業年度の非特定超過控除対象額の合計額に第一号に掲げる金額が第二号に掲げる金額のうちに占める割合を乗じて計算した金額に満たない場合のその満たない部分の金額とする。

一 当該当初申告非特定超過控除対象額の計算の基礎となつた当該通算法人の投資額残額から当該当初申告非特定超過控除対象額の計算の基礎となつた法第六十六条の十一の四第四項第五号イに掲げる金額を控除した金額

二 当該当初申告非特定超過控除対象額の計算の基礎となつた法第六十六条の十一の四第四項第五号に掲げる金額

第三十九条の二十三の二第三項中「（法第六十六条の十一の四第一項第一号に規定する特例事業年度をいう。）」及び「又は第六項」を削り、同項第三号中「又は第五項」を、「第五項又は第八項」に改め、同号を同項第五号とし、同項第二号の次に次の二号を加える。

三 法第六十六条の十一の四第四項第一号に規定する損金の額に算入されることとなる金額

四 第七項第二号に掲げる金額

第三十九条の二十三の二第三項を同条第九項とし、同条第二項の次に次の六項を加える。

3 法第六十六条の十一の四第四項第二号イに規定する政令で定める金額は、第一号に掲げる金額に第二号に掲げる金額が第三号に掲げる金額のうち占める割合を乗じて計算した金額とする。

一 法第六十六条の十一の四第四項第二号イ(2)に掲げる金額及び同号イ(3)に掲げる金額（同号イ(2)の各特例十年内事業年度終了の日に終了する同号イ(3)の他の通算法人の同号イ(3)の各特例十年内事業年度に係るものに限る。）の合計額

二 法第六十六条の十一の四第四項第二号イ(2)に掲げる金額の計算の基礎となつた同号の通算法人の投資額残額から当該金額の計算の基礎となつた同項第五号イに掲げる金額を控除した金額

三 法第六十六条の十一の四第四項第二号イ(2)に掲げる金額の計算の基礎となつた同項第五号に掲げる金額

4 法第六十六条の十一の四第四項第二号ハに規定する政令で定める金額は、第一号に掲げる金額に第二号に掲げる金額が第三号に掲げる金額のうち占める割合を乗じて計算した金額とする。

一 法第六十六条の十一の四第四項第二号ハ(2)に掲げる金額及び同号ハ(3)に掲げる金額(同号ハ(2)の各特例十年内事業年度終了の日に終了する同号ハ(3)の他の通算法人の同号ハ(3)の各事業年度に係るものに限る。)の合計額

二 法第六十六条の十一の四第四項第二号ハ(2)に掲げる金額の計算の基礎となつた同号の通算法人の投資額残額から当該金額の計算の基礎となつた同項第五号に掲げる金額を控除した金額

三 法第六十六条の十一の四第四項第二号ハ(2)に掲げる金額の計算の基礎となつた同項第五号に掲げる金額

5 法第六十六条の十一の四第一項の規定の適用を受けようとする認定事業適応法人又は同条第三項の規定の適用を受けようとする同項に規定する通算法人が適用事業年度又は適用対象事業年度(同項に規定する適用対象事業年度をいう。以下この項及び第八項において同じ。)前の事業年度において同条第三項の規定により読み替えて適用する法人税法第六十四条の七第五項の規定の適用を受けた法人である場合において、その適用につき配賦投資額(同項第二号イに規定する配賦投資額をいう。以下この項において同じ。)があるときは、当該適用事業年度における各特例事業年度(法第六十六条の十一の四第一項第一号に規定する特例事業年度をいう。第九項において同じ。)に係る法第六十六条の十一の四第二項第二号に掲げる金額及び当該適用対象事業年度における各特例十年内事業年度に係る投資額残額は、当該配賦投資額を控除した金額とする。

6 法第六十六条の十一の四第三項の規定により読み替えて適用する法人税法第六十四条の七第五項の規定の適用がある場合における法人税法施行令第三百三十一条の九第二項及び第三項の規定の適用については、同条第二項第二号中「同条第五項第二号イに掲げる金額」とあるのは「租税特別措置法第六十六条の十一の四第三項(認定事業適応法人の欠損金の損金算入の特例)の規定により読み替えて適用する法第六十四条の七第

五項第二号イに規定する当初申告の場合における同号イに規定する配賦欠損金控除額」と、同条第三項第三号中「法第六十四条の七第五項第二号イに掲げる金額」とあるのは「租税特別措置法第六十六条の十一の四第三項の規定により読み替えて適用する法第六十四条の七第五項第二号イに規定する当初申告の場合における同号イに規定する配賦欠損金控除額」と、「場合」とあるのは「当初申告の場合」とする。

7| 法第六十六条の十一の四第三項の規定により法人税法第六十四条の七の規定を読み替えて適用する場合における同条第一項第四号の各事業年度に係る特例十年内事業年度について、当該特例十年内事業年度に係る対応事業年度（法第六十六条の十一の四第四項に規定する対応事業年度をいう。第一号及び次項において同じ。）が二以上あるときにおける法人税法第六十四条の七第一項第四号の規定の適用については、同号イに掲げる金額は、法人税法施行令第百三十一条の九第三項第一号の規定にかかわらず、次に掲げる金額の合計額とする。

一 当該各事業年度において生じた特例対象特定欠損金額（法第六十六条の十一の四第二項第一号に規定する欠損金額のうち特定欠損金額（法人税法第六十四条の七第二項に規定する特定欠損金額をいう。次号において同じ。）に該当するものをいう。以下この号及び次項において同じ。）のうち、当該特例十年内事業年度に係る特定超過控除対象額から当該各事業年度前の各事業年度（当該特例十年内事業年度に係る対応事業年度に該当するものに限る。次号において「前対応事業年度」という。）において生じた特例対象特定欠損金額の合計額を控除した金額に達するまでの金額

二 当該各事業年度において生じた特定欠損金額（当該各事業年度に係る前号に掲げる金額がある場合には、当該金額を控除した金額）のうち、当該特例十年内事業年度に係る特定損金算入限度額（法第六十六条の十一の四第三項の規定により読み替えて適用する法人税法第六十四条の七第一項第三号イに規定する特定損金算入限度額をいう。）から当該特例十年内事業年度に係る特定超過控除対象額及び前対応事業年度において生じた特定欠損金額（当該前対応事業年度に係る前号に掲げる金額がある場合には、当該金額を控除した金額）の合計額を控

8| 法第六十六条の十一の四第四項第五号イの特例十年内事業年度につい

て、当該特例十年内事業年度に係る同号イの通算法人の対応事業年度が二以上ある場合又は当該特例十年内事業年度の期間内にその開始の日がある同号ロの他の通算法人の事業年度（当該特例十年内事業年度終了の日の翌日が当該通算法人に係る通算親法人の適用対象事業年度開始の日である場合には、当該終了の日後に開始した事業年度を含む。以下この項において「他の対応事業年度」という。）が二以上ある場合における同条第四項の規定の適用については、当該特例十年内事業年度に係る各対応事業年度（他の通算法人にあつては、他の対応事業年度。以下この項において同じ。）に係る同号イ又はロに掲げる金額は、当該特例十年内事業年度に係る特定超過控除対象額のうち、当該各対応事業年度において生じた特例対象特定欠損金額から当該各対応事業年度前の各事業年度（当該特例十年内事業年度に係る対応事業年度に該当するものに限る。）において生じた特例対象特定欠損金額の合計額を控除した金額に達するまでの金額とする。

第三十九条の三十二の三第二項中、「第五十八条第一項及び第五十九条第二項」を「並びに第五十九条第二項及び第三項」に改め、同条第十四項の表第八条第一項第十九号イの項中「第九条第一項第一号」を「次条第一号」に改め、同表第九条第一項第八号の項中「第九条第一項第八号」を「第九条第八号」に改め、同表第九条第一項第十三号及び第十四号の項中「第九条第一項第十三号」を「第九条第十三号」に改め、同条第十五項の表所得税法施行令第六十一条第二項第五号イの項中「第九条第一項第一号」を「第九条第一号」に改め、同表法人税法施行令第二十二条第二項の項及び法人税法施行令第二十二条第三項の項を削り、同表法人税法施行令第二十三条第一項第五号イの項中「第九条第一項第一号」を「第九条第一号」に改める。

第三十九条の三十五の三第二項中、「第五十八条第一項及び第五十九条第二項」を「並びに第五十九条第二項及び第三項」に改め、同条第四項中「第十四条の十第八項」を「第十四条の六第八項」に改め、同条第九項中「第九条第一項」を「第九条」に、「同項第八号」を「同条第八号」に改め、同条第十項を削る。

第三十九条の三十五の四第一項第四号中「第十一項」を「第十二項」に改め、同条第二項中「第二十七条の四第十二項」を「第二十七条の四第二十六項」に改め、同条第三項第四号中「第十一項」を「第十二項」に改

第三十九条の三十二の三第二項中、「第五十八条第一項及び第五十九条第二項」を「並びに第五十九条第二項及び第三項」に改め、同条第十三項の表第八条第一項第十九号イの項中「第九条第一項第一号」を「次条第一号」に改め、同表第九条第一項第八号の項中「第九条第一項第八号」を「第九条第八号」に改め、同表第九条第一項第十三号及び第十四号の項中「第九条第一項第十三号」を「第九条第十三号」に改め、同条第十四項の表所得税法施行令第六十一条第二項第五号イの項中「第九条第一項第一号」を「第九条第一号」に改め、同表法人税法施行令第二十二条第二項の項及び法人税法施行令第二十二条第三項の項を削り、同表法人税法施行令第二十三条第一項第五号イの項中「第九条第一項第一号」を「第九条第一号」に改める。

第三十九条の三十五の三第二項中、「第五十八条第一項及び第五十九条第二項」を「並びに第五十九条第二項及び第三項」に改め、同条第四項中「第十四条の十第八項」を「第十四条の六第八項」に改め、同条第八項中「第九条第一項」を「第九条」に、「同項第八号」を「同条第八号」に改め、同条第九項を削る。

第三十九条の三十五の四第一項第四号中「第十一項」を「第十二項」に改め、同条第二項中「第二十七条の四第十三項」を「第二十七条の四第十八項」に改め、同条第三項第四号中「第十一項」を「第十二項」に改める

める。

（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令の一部改正）

第四条 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令（平成二十三年政令第百二十二号）の一部を次のように改正する。

第一条第三項中、「連結事業年度」、「連結親法人」、「連結確定申告書」及び「連結完全支配関係」、「連結法人」を削り、「現物出資法人」、「連結子法人」、「連結所得」又は「連結中間申告書」を「又は現物出資法人」に、「第九号まで、第十二号から第十四号まで、第十七号、第十九号から第二十二号まで、第二十四号から第二十九号まで又は第三十三号から第三十五号まで」を「第六号まで、第十号、第十三号、第十五号から第十八号まで又は第二十号から第二十五号まで」に改め、「連結事業年度」、「連結親法人、連結確定申告書」及び「連結完全支配関係、連結法人」を削り、「現物出資法人、連結子法人、連結所得又は連結中間申告書」を「又は現物出資法人」に改める。

第十六条第一項中「この項」を「この条」に改め、同条第二項を削る。

第十八条の三第一項中「第四十二条の四第八項第七号」を「第四十二条の四第十九項第七号」に改め、「（以下この項において「農業協同組合等」という。）」及び「（法第十八条の三第一項の指定があつた日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該指定があつた日を含む連結事業年度終了の時にいて租税特別措置法第六十八条の九第八項第六号に規定する中小連結法人（連結親法人である農業協同組合等を含む。）に該当する法人）」を削り、同条第二項中「第十一項」を「第十項」に改め、同項後段を削り、同条第三項を次のように改める。

3 法第十八条の三第一項の規定の適用がある場合における法人税法、法人税法施行令、法人税法施行令の一部を改正する政令（昭和四十二年政令第百六号）及び租税特別措置法施行令の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 法人税法第五十七条第一項ただし書に規定する計算した場合における当該各事業年度の所得の金額、同法第五十九条第二項及び第三項に

（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令の一部改正）

第四条 同上

第一条第三項中、「連結事業年度」、「連結親法人」、「連結確定申告書」、「連結完全支配関係」、「連結法人」を削り、「被現物分配法人」、「連結中間申告書」、「連結子法人」又は「連結所得」を「第十号まで」に、「第三十一号又は第三十四号から第三十六号まで」を「又は第三十一号」に改め、「連結事業年度、連結親法人、連結確定申告書、連結完全支配関係、連結法人」を削り、「被現物分配法人、連結中間申告書、連結子法人又は連結所得」を「又は被現物分配法人」に改める。

第十六条第五項中「第九条第一項第一号イ」を「第九条第一号イ」に改める。

第十八条の三第一項中「第四十二条の四第八項第七号」を「第四十二条の四第十九項第七号」に改め、「（以下この項において「農業協同組合等」という。）」及び「（法第十八条の三第一項の指定があつた日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該指定があつた日を含む連結事業年度終了の時にいて租税特別措置法第六十八条の九第八項第六号に規定する中小連結法人（連結親法人である農業協同組合等を含む。）に該当する法人）」を削り、同条第二項中「第十一項」を「第十項」に改め、同項後段を削り、同条第三項を次のように改める。

3 法第十八条の三第一項の規定の適用がある場合における法人税法、法人税法施行令、法人税法施行令の一部を改正する政令（昭和四十二年政令第百六号）及び租税特別措置法施行令の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 法人税法第五十七条第一項ただし書（同条第十一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する損金算入限度額、同法第

規定する計算した場合における当該適用年度の所得の金額、同条第五項の規定により読み替えられた同条第二項に規定する調整前所得金額及び調整前欠損金額、同法第六十四条の五第一項に規定する通算前所得金額及び通算前欠損金額、同法第六十四条の七第一項第三号イに規定する欠損控除前所得金額、同号イ(3)に規定する他の欠損控除前所得金額並びに同条第七項第一号に規定する益金算入後所得金額は、特別損金算入規定（法第十八条の三第一項の規定をいう。以下この項において同じ。）を適用しないで計算するものとする。

二 法人税法施行令第七十三条第一項各号に規定する所得の金額、同令第七十七条の二第一項各号に規定する所得の金額及び同令第四百二十二条の二第二項各号に規定する調整所得金額は、特別損金算入規定を適用しないで計算するものとする。

三 法人税法施行令の一部を改正する政令（昭和四十二年政令第六十六号）附則第五条第一項第二号に規定する所得の金額は、特別損金算入規定を適用しないで計算するものとする。

四 租税特別措置法施行令第三十五条第二項各号列記以外の部分に規定する当該事業年度の所得の金額、同条第三項に規定する対象年度の所得の金額、同令第三十六条第十五項に規定する計算した金額、同令第三十七条第七項に規定する計算した金額、同令第三十七条の二第二項に規定する当該事業年度の所得の金額、同令第三十九条の十三の二第一項に規定する計算した場合の当該事業年度の所得の金額、同令第三十九条の三十一第四項に規定する組合等損金額、同令第三十九条の三十二第一項に規定する組合損金額、同令第三十九条の三十二の二第二項に規定する当該事業年度の所得の金額及び同令第三十九条の三十二の三第二項に規定する当該事業年度の所得の金額は、特別損金算入規定を適用しないで計算するものとする。

第十八条の四第二項中「及び第四項」を削り、「同条第三項第一号」を「同項第一号」に改め、「同項第九号中「又は」とあるのは「若しくは」と、「規定」とあるのは「規定又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令第二十三条の四第一項各号に掲げる規定」とを削る。

五十九条第二項及び第三項に規定する計算した場合における当該適用年度の所得の金額、同条第五項の規定により読み替えられた同条第二項に規定する調整前所得金額及び調整前欠損金額、同法第六十四条の五第一項に規定する通算前所得金額及び通算前欠損金額、同法第六十四条の七第一項第三号イに規定する十年内事業年度に係る欠損控除前所得金額、同号イ(3)に規定する十年内事業年度に係る他の欠損控除前所得金額並びに同条第七項第一号に規定する益金算入後所得金額は、特別損金算入規定（法第十八条の三第一項の規定をいう。以下この項において同じ。）を適用しないで計算するものとする。

二 法人税法施行令第七十三条第一項各号に規定する所得の金額、同令第七十七条の二第一項各号に規定する所得の金額及び同令第四百二十二条の二第二項各号に規定する調整所得金額は、特別損金算入規定を適用しないで計算するものとする。

三 法人税法施行令の一部を改正する政令（昭和四十二年政令第六十六号）附則第五条第一項第二号に規定する所得の金額は、特別損金算入規定を適用しないで計算するものとする。

四 租税特別措置法施行令第三十五条第二項各号列記以外の部分に規定する当該事業年度の所得の金額、同条第三項に規定する対象年度の所得の金額、同令第三十六条第十四項に規定する計算した金額、同令第三十七条第六項に規定する計算した金額、同令第三十七条の三第三項に規定する当該事業年度の所得の金額、同令第三十九条の十三の二第一項に規定する計算した場合の当該事業年度の所得の金額、同令第三十九条の三十一第四項に規定する組合等損金額、同令第三十九条の三十二第一項に規定する組合損金額、同令第三十九条の三十二の二第二項に規定する当該事業年度の所得の金額及び同令第三十九条の三十二の三第二項に規定する当該事業年度の所得の金額は、特別損金算入規定を適用しないで計算するものとする。

第十八条の四第二項中「及び第四項」を削り、「同条第三項第一号」を「同項第一号」に、「及び第九号において「震災特例法」を「において「震災特例法」に改め、「以下この号及び第九号において「平成二十九年改正法」という。」を削り、「平成二十九年改正法第十五条の規定による改正前の震災特例法第十八条の二第一項」を「同法第十五条の規定による

第十八条の五中「同条第一項及び第二項中「前条第三項第一号」とあるのは」を「同条中「前条第三項各号」とあるのは、」に、「前条第三項第一号」と、「前条第三項第九号」とあるのは「同令第十八条の四第二項の規定により読み替えられた前条第三項第九号」を「前条第三項各号」に改める。

第十九条第六項を削り、同条第五項第一号中「この章」を「この条」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項中「に規定する政令で定める取得は、代物弁済（金銭債務の弁済に代えてするものに限る。第十二項において同じ。）としての取得とし、同条第一項」を削り、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

法第十九条第一項に規定する政令で定める取得は、代物弁済（金銭債務の弁済に代えてするものに限る。第十二項において同じ。）としての取得とする。

第十九条第七項中「（法第十九条第四項又は第二十条第十四項に規定する連結買換資産（第一号において「連結買換資産」という。）を含む。以下この項及び次項において同じ。）」を削り、同項第一号中「連結買換資産」を「第十五項の規定の適用を受けた買換資産」に改め、「その他の財務省令で定める場合」を削り、「財務省令で定める金額」を「同項の規定により計算された金額と第十六項の規定により計算された金額との合計額」に改め、同条第八項中「（第二十四条第八項前段の買換資産の帳簿価額につき同項前段に規定する金額の増額をしなかった場合を含む。）」及び「（第二十四条第八項前段の買換資産にあつては、同項前段に規定する経過する日を含む連結事業年度終了の日の翌日以後に開始する各事業年度）」を削り、「これらの」を「当該」に改め、同条第十項中「。次項」を「。第一号及び次項」に改め、「（法第十九条第十一項又は第二十条第十六項に規定する連結買換資産（第一号において「連結買換資産」という。）

改正前の震災特例法第十八条の二第一項」に改め、「同項第九号中「又は」にあるのは「若しくは」と、「の規定」とあるのは「又は震災特例法第二十六条の二第一項若しくは平成二十九年改正法附則第一百一条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成二十九年改正法第十五条の規定による改正前の震災特例法第二十六条の二第一項の規定」と」を削る。

第十八条の五中「同条第一項及び第二項中「前条第三項第一号」とあるのは」を「同条中「前条第三項各号」とあるのは、」に、「前条第三項第一号」と、「前条第三項第九号」とあるのは「同令第十八条の四第二項の規定により読み替えられた前条第三項第九号」を「前条第三項各号」に改める。

第十九条第七項中「（法第十九条第四項又は第二十条第十四項に規定する連結買換資産（第一号において「連結買換資産」という。）を含む。以下この項及び次項において同じ。）」を削り、同項第一号中「連結買換資産」を「第十五項の規定の適用を受けた買換資産」に改め、「その他の財務省令で定める場合」を削り、「財務省令で定める金額」を「同項の規定により計算された金額と第十六項の規定により計算された金額との合計額」に改め、同条第八項中「（第二十四条第八項前段の買換資産の帳簿価額につき同項前段に規定する金額の増額をしなかった場合を含む。）」及び「（第二十四条第八項前段の買換資産にあつては、同項前段に規定する経過する日を含む連結事業年度終了の日の翌日以後に開始する各事業年度）」を削り、「これらの」を「当該」に改め、同条第十項中「。次項」を「。第一号及び次項」に改め、「（法第十九条第十一項又は第二十条第十六項に規定する連結買換資産（第一号において「連結買換資産」という。）

を含む。以下この項、次項及び第十七項において同じ。)を削り、「第一号」を「同号」に改め、同項第一号中「連結買換資産」を「第十五項の規定の適用を受けた買換資産」に改め、「その他の財務省令で定める場合」を削り、「財務省令で定める金額」を「同項の規定により計算された金額と第十六項の規定により計算された金額との合計額(同条第十一項の規定により益金の額に算入された金額がある場合には、当該合計額に第十七項ただし書の規定により計算された金額を加算した金額)とする。」に改め、同条第十一項中「(第二十四条第十一項前段の買換資産の帳簿価額につき同項前段に規定する金額の増額をしなければならなかった場合を含む。)」及び「(第二十四条第十一項前段の買換資産にあつては、同項前段に規定する経過する日を含む連結事業年度終了の日の翌日以後に開始する各事業年度)」を削り、「これらの」を「当該」に改め、同条第十五項中「又は法第二十七条第四項」及び「又は各連結事業年度の連結所得の金額」を削り、同条第十六項中「又は法第二十七条第七項(同条第九項において準用する場合を含む。次項において同じ。)」において準用する租税特別措置法第六十八条の七十八第八項」を削り、「これらの規定」を「同項」に改め、同項第二号中「又は第二十七条第四項」を削り、同条第十七項ただし書中「又は法第二十七条第七項において準用する租税特別措置法第六十八条の七十八第八項」を削り、「これらの規定」を「同項」に改め、同項第二号中「又は第二十七条第十一項」を削り、同条第二十項中「第三十九条の七第二十五項」を「第三十九条の七第二十四項」に改め、同条第二十五項を削り、同条第二十六項中「第一号から第四号まで」を「当該各号」に改め、「(第五号に掲げる場合にあつては、連結事業年度に該当しないこととなつた事業年度開始の日)」を削り、「第一号若しくは第三号に規定する特別勘定若しくは期中特別勘定」を「当該各号に規定する特別勘定の金額又は期中特別勘定の金額」に改め、「又は第二号、第四号若しくは第五号に規定する特別勘定若しくは期中特別勘定の基礎となつた譲渡をした日を含む連結事業年度」を削り、同項第二号を削り、同項第三号を同項第二号とし、同項第四号及び第五号を削り、同項を同条第二十五項とし、同条第二十七項を同条第二十六項とし、同条第二十八項を同条第二十七項とし、同条第二十九項中「当該特別勘定の金額が連結事業年度において設けた法第二十八条第一項の特別勘定の金額である場合には、当該特別勘定の金額の計算の基礎となつた同項に規定する取得に充てようとする額とし、」

を含む。以下この項、次項及び第十七項において同じ。)を削り、「第一号」を「同号」に改め、同項第一号中「連結買換資産」を「第十五項の規定の適用を受けた買換資産」に改め、「その他の財務省令で定める場合」を削り、「財務省令で定める金額」を「同項の規定により計算された金額と第十六項の規定により計算された金額との合計額(同条第十一項の規定により益金の額に算入された金額がある場合には、当該合計額に第十七項ただし書の規定により計算された金額を加算した金額)とする。」に改め、同条第十一項中「(第二十四条第十一項前段の買換資産の帳簿価額につき同項前段に規定する金額の増額をしなければならなかった場合を含む。)」及び「(第二十四条第十一項前段の買換資産にあつては、同項前段に規定する経過する日を含む連結事業年度終了の日の翌日以後に開始する各事業年度)」を削り、「これらの」を「当該」に改め、同条第十五項中「又は法第二十七条第四項」及び「又は各連結事業年度の連結所得の金額」を削り、同条第十六項中「又は法第二十七条第七項(同条第九項において準用する場合を含む。次項において同じ。)」において準用する租税特別措置法第六十八条の七十八第八項」を削り、「これらの規定」を「同項」に改め、同項第二号中「又は第二十七条第四項」を削り、同条第十七項ただし書中「又は法第二十七条第七項において準用する租税特別措置法第六十八条の七十八第八項」を削り、「これらの規定」を「同項」に改め、同項第二号中「又は第二十七条第十一項」を削り、同条第二十項中「第三十九条の七第二十七項」を「第三十九条の七第二十六項」に改め、同条第二十五項を削り、同条第二十六項中「第一号から第四号まで」を「当該各号」に改め、「(第五号に掲げる場合にあつては、連結事業年度に該当しないこととなつた事業年度開始の日)」を削り、「第一号若しくは第三号に規定する特別勘定若しくは期中特別勘定」を「当該各号に規定する特別勘定の金額又は期中特別勘定の金額」に改め、「又は第二号、第四号若しくは第五号に規定する特別勘定若しくは期中特別勘定の基礎となつた譲渡をした日を含む連結事業年度」を削り、同項第二号を削り、同項第三号を同項第二号とし、同項第四号及び第五号を削り、同項を同条第二十五項とし、同条第二十七項を同条第二十六項とし、同条第二十八項を同条第二十七項とし、同条第二十九項中「当該特別勘定の金額が連結事業年度において設けた法第二十八条第一項の特別勘定の金額である場合には、当該特別勘定の金額の計算の基礎となつた同項に規定する取得に充てようとする額とし、」

「(当該譲渡の日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度。以下この項において「譲渡年度」という。)」及び「(その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度)」を削り、「これらの」を「当該」に、「(法第二十七条第一項に規定する買換資産を含む。以下この項及び次項において同じ。)」で法第二十条第七項を「で同条第七項」に改め、「(当該譲渡年度後の各事業年度が連結事業年度に該当する場合には、法第二十八条第八項及び第九項の規定)」を削り、「金額とする。」を「金額」に改め、同項を同条第二十八項とし、同条第三十項中「又は第二十八条第五項」を削り、「これらの規定」を「同項」に、「法第二十条第七項」を「同条第七項」に改め、「当該特別勘定の金額が法第二十八条第五項の規定により引継ぎを受けたものである場合には、当該引継ぎを受けた特別勘定の金額の計算の基礎となった同条第一項、第三項又は第五項第二号に規定する取得に充てようとする額とし、」を削り、「これらの取得」を「当該取得」に改め、「(当該引継ぎを受けた日を含む事業年度以後の事業年度が連結事業年度に該当する場合には、法第二十八条第八項及び第九項の規定)」を削り、「金額とする。」を「金額」に改め、同項を同条第二十九項とし、同条第三十一項及び第三十二項を削り、同条第三十三項中「第二十条第十一項」を「第二十条第十項」に改め、同項を同条第三十項とし、同項の次に次の二項を加える。

31 法第二十条第十一項に規定する政令で定める金額は、千万円とする。

32 法第二十条第十一項に規定する法人が同項に規定する通算開始直前事業年度又は通算加入直前事業年度終了の時に同項に規定する特別勘定の金額(以下この項において「特別勘定残額」という。)を有する場合には、当該特別勘定残額が次の各号に掲げる法人の区分に応じ当該各号に定める特別勘定の金額に該当するときは、当該特別勘定残額については、同条第十一項の規定は、適用しない。

- 一 法人税法第六十四条の十一第一項に規定する内国法人(同項に規定する親法人を除く。)
- 二 法人税法施行令第三百三十一条の十三第二項第四号に掲げる特別勘定の金額

二 法人税法第六十四条の十二第一項に規定する他の内国法人 法人税法施行令第三百三十一条の十三第三項第四号に掲げる特別勘定の金額 第十九条第三十四項中「法第二十七条第一項に規定する譲渡の日を含む連結事業年度(以下この項において「譲渡連結事業年度」という。)

「(当該譲渡の日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度。以下この項において「譲渡年度」という。)」及び「(その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度)」を削り、「これらの」を「当該」に、「(法第二十七条第一項に規定する買換資産を含む。以下この項及び次項において同じ。)」で法第二十条第七項を「で同条第七項」に改め、「(当該譲渡年度後の各事業年度が連結事業年度に該当する場合には、法第二十八条第八項及び第九項の規定)」を削り、「金額とする。」を「金額」に改め、同項を同条第二十八項とし、同条第三十項中「又は第二十八条第五項」を削り、「これらの規定」を「同項」に、「法第二十条第七項」を「同条第七項」に改め、「当該特別勘定の金額が法第二十八条第五項の規定により引継ぎを受けたものである場合には、当該引継ぎを受けた特別勘定の金額の計算の基礎となった同条第一項、第三項又は第五項第二号に規定する取得に充てようとする額とし、」を削り、「これらの取得」を「当該取得」に改め、「(当該引継ぎを受けた日を含む事業年度以後の事業年度が連結事業年度に該当する場合には、法第二十八条第八項及び第九項の規定)」を削り、「金額とする。」を「金額」に改め、同項を同条第二十九項とし、同条第三十一項及び第三十二項を削り、同条第三十三項中「第二十条第十一項」を「第二十条第十項」に改め、同項を同条第三十項とし、同項の次に次の二項を加える。

31 法第二十条第十一項に規定する政令で定める金額は、千万円とする。

32 法第二十条第十一項に規定する法人が同項に規定する通算開始直前事業年度又は通算加入直前事業年度終了の時に同項に規定する特別勘定の金額(以下この項において「特別勘定残額」という。)を有する場合には、当該特別勘定残額が次の各号に掲げる法人の区分に応じ当該各号に定める特別勘定の金額に該当するときは、当該特別勘定残額については、同条第十一項の規定は、適用しない。

- 一 法人税法第六十四条の十一第一項に規定する内国法人(同項に規定する親法人を除く。)
- 二 法人税法施行令第三百三十一条の十三第二項第四号に掲げる特別勘定の金額

二 法人税法第六十四条の十二第一項に規定する他の内国法人 法人税法施行令第三百三十一条の十三第三項第四号に掲げる特別勘定の金額 第十九条第三十四項中「法第二十七条第一項に規定する譲渡の日を含む連結事業年度(以下この項において「譲渡連結事業年度」という。)

各事業年度を含み、連結事業年度に該当する事業年度を除く。」を削り、「「において法第十九条第一項若しくは第八項又はは」」を「「において同条第一項若しくは第八項又は法」」に改め、「又は当該譲渡連結事業年度（以下この項において「譲渡年度」という。）」、「（当該譲渡年度以後の各事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度。以下この項において「譲渡年度以後の年度」という。）」、「（当該譲渡年度以後の年度が連結事業年度に該当する場合には、法第二十七条第一項及び第八項並びに第二十八条第八項及び第九項の規定）」及び「（法第二十七条第一項に規定する買換資産を含む。）」を削り、「譲渡年度以後の年度においてこれら」を「当該譲渡事業年度以後の各事業年度において当該各号の上欄に掲げる資産」に改め、「並びに法第二十八条第一項の特別勘定の金額及び同条第三項に規定する期中特別勘定の金額」を削り、「法第二十条第四項又は第二十八条第五項」を「同条第四項」に、「よりこれらの規定」を「より同項」に、「譲渡年度に」を「譲渡事業年度に」に、「第三項の」を「第四項の」に改め、同項を同条第三十三項とし、同条第三十五項中「又は第二十八条第五項」を削り、「有するこれらの規定」を「有する同条第四項」に、「（当該当初の引継ぎを受けた事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度終了の日の翌日以後に開始した各事業年度とし、連結事業年度に該当する事業年度を除く。）」において法第二十条第七項を「において同条第七項」に改め、「（当該当初の引継ぎを受けた事業年度以後の各事業年度が連結事業年度に該当する場合には、法第二十八条第八項及び第九項の規定）」及び「（法第二十七条第一項に規定する買換資産を含む。）」を削り、「によりこれらの規定」を「により同項」に改め、同項を同条第三十四項とし、同条第三十六項を同条第三十五項とし、同条第三十七項を同条第三十六項とし、同条第三十八項を同条第三十七項とし、同条第三十九項中「（法第二十七条から第二十九条までの規

又は第六十条の七十一第五項	若しくは第六十八条
又は現物出資法人	若しくは現物出資法

各事業年度を含み、連結事業年度に該当する事業年度を除く。」を削り、「「において法第十九条第一項若しくは第八項又はは」」を「「において同条第一項若しくは第八項又は法」」に改め、「又は当該譲渡連結事業年度（以下この項において「譲渡年度」という。）」、「（当該譲渡年度以後の各事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度。以下この項において「譲渡年度以後の年度」という。）」、「（当該譲渡年度以後の年度が連結事業年度に該当する場合には、法第二十七条第一項及び第八項並びに第二十八条第八項及び第九項の規定）」及び「（法第二十七条第一項に規定する買換資産を含む。）」を削り、「譲渡年度以後の年度においてこれら」を「当該譲渡事業年度以後の各事業年度において当該各号の上欄に掲げる資産」に改め、「並びに法第二十八条第一項の特別勘定の金額及び同条第三項に規定する期中特別勘定の金額」を削り、「法第二十条第四項又は第二十八条第五項」を「同条第四項」に、「よりこれらの規定」を「より同項」に、「譲渡年度に」を「譲渡事業年度に」に改め、同項を同条第三十三項とし、同条第三十五項中「又は第二十八条第五項」を削り、「有するこれらの規定」を「有する同条第四項」に、「（当該当初の引継ぎを受けた事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度終了の日の翌日以後に開始した各事業年度とし、連結事業年度に該当する事業年度を除く。）」において法第二十条第七項を「において同条第七項」に改め、「（当該当初の引継ぎを受けた事業年度以後の各事業年度が連結事業年度に該当する場合には、法第二十八条第八項及び第九項の規定）」及び「（法第二十七条第一項に規定する買換資産を含む。）」を削り、「によりこれらの規定」を「により同項」に改め、同項を同条第三十四項とし、同条第三十六項を同条第三十五項とし、同条第三十七項を同条第三十六項とし、同条第三十八項を同条第三十七項とし、同条第三十九項中「（法第二十七条から第二十九条までの規定を含む。）」を削り、同項の表

又は第六十条の七十一第五項	若しくは第六十八条の七十一第五項
又は現物出資法人	若しくは現物出資法人

額若しくは同条第二項に規定金額若しくは震災特例法第二勘定の金額若しくは同条第三別勘定の金額の引継ぎを受け

別勘定の金額の引継

人

は東日本大震災の被災者等に臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」という。）第二十二項に規定する合併法人、は被現物出資法人が当該土地に規定する適格合併、適格分出資に係る被合併法人、分割資法人から同条第一項の特別同条第二項に規定する期中特

に改め、同項を同条第三十八項とし、同

条第四十項を同条第三十九項とし、同条第四十一項の表法人税法施行令第十四条の八第四号の項を削り、同表法人税法施行令第二百二十二条の十四第三項の項中「第二百二十二条の十四第三項」を「第二百二十二条の十二第三項」に、「震災特例法」を「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」という。）」に改め、同表法人税法施行令第二百二十三条の八第九項第四号の項を削り、同表法人税法施行令第二百二十三条の八第十一項第二号の項中「第二百二十三条の八第十一項第二号」を「第二百二十三条の八第六項第四号」に改め、同項の次に次のように加える。

表法人税法施行令第二百二十三条の八第九項第四号の項中「第二百二十三条の八第九項第四号」を「第二百二十三条の八第六項第五号」に、「震災特例法」を「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」という。）」に改め、同表法人税法施行令第二百二十三条の八第十一項第二号の項を次のように改める。

法人税法施	又は	若しくは
行令第二百二		

十三条の八 第六項第五 号	に規定 する	又は震災特例法第二十条第十項若しくは 第十一項（特定の資産の譲渡に伴い特別勘 定を設けた場合の課税の特例）に規定する
法人税法施 行令第三百 十一条の十 三第一項第 四号	又は に規定 する	若しくは 又は震災特例法第二十条第四項第一号（ 特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた 場合の課税の特例）に規定する

第二十六条中「第四条の七」を「第四条の三」に改め、「受託法人」の下に「（他の通算法人（同法第二条第十二号の七の二に規定する通算法人をいう。以下この条において同じ。）のうちいずれかの法人が同法第四条の三に規定する受託法人に該当する場合における通算法人を含む。）」を加え、「第四十二条の四第八項第七号」を「第四十二条の四第十九項第七号」に改め、「あり、及び法第二十六条の二第一項中「割合（当該連結親法人又はその連結子法人が、租税特別措置法第六十八条の九第八項第六号に規定する中小連結法人又は連結親法人である同法第四十二条の四第八項第九号に規定する農業協同組合等である場合には、当該各号の下欄に掲げる割合）」と」を削る。

（沖繩の復帰に伴う国税関係法令の適用の特別措置等に関する政令の一部改正）

第十二条 沖繩の復帰に伴う国税関係法令の適用の特別措置等に関する政令（昭和四十七年政令第百五十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第六十三条の四」を「第六十三条の三」に改める。

第六十三条の二第二項中「第二条第二項第二十七号」を「第二条第二項第二十八号」に改める。

法人税法施 行令第三百 十一条の十 三第一項第 四号	又は に規定 する	若しくは 又は震災特例法第二十条第四項第一号（ 特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた 場合の課税の特例）に規定する
--	---------------------	---

第二十一条を削る。
第二十条の二中「第二十二号の二」を「第二十三号」に改め、同条を第二十一条とする。

第二十六条中「あり、及び法第二十六条第一項中「割合（当該連結親法人又はその連結子法人が、租税特別措置法第六十八条の十一第一項に規定する中小連結法人又は連結親法人である同法第四十二条の四第八項第九号に規定する農業協同組合等である場合には、当該各号の下欄に掲げる割合）」と」を削る。

（沖繩の復帰に伴う国税関係法令の適用の特別措置等に関する政令の一部改正）

第十二条 同 上

目次中「第六十三条の四」を「第六十三条の三」に改める。

(租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行令の一部改正)

第十四条 租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行令(平成二十二年政令第六十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「第四十二条の四」の下に「(第八項第六号ロ及び第七号(これらの規定を同条第十八項において準用する場合を含む。))を除く。」「を加え、「(第五項を除く。)、第四十二条の九(第四項を除く。)、第四十二条の十から第四十二条の十二の二まで、第四十二条の十二の四(第五項を除く。)、第四十二条の十二の五から第四十二条の十二の七まで」を「第四十二条の九から第四十二条の十二の二まで、第四十二条の十二の四から第四十二条の十二の七まで」に改め、同条第三号中「第六項まで、第十二項、第十三項、第十五項から第十七項まで、第十九項から第二十一項まで及び第二十三項から第二十五項まで」を「第五項まで、第十一項、第十二項、第十四項から第十六項まで、第十八項から第二十項まで及び第二十二項から第二十四項まで」に、「第五項までを」を「第四項まで」に、「第五項まで、第九項、第十一項及び第十三項」を「第四項まで、第八項、第十項及び第十二項」に、「第七項まで、第十二項、第十四項及び第十六項」を「第六項まで、第十一項、第十三項及び第十五項」に、「第七項まで、第十項及び第十一項」を「第六項まで、第九項及び第十項」に、「第六項まで、第九項及び第十項」を「第五項まで、第八項及び第九項」に改め、同条第四号中「第七項」を「第六項」に、「第十一項」を「第十項」に、「第十三項」を「第十二項」に改め、同条第六号中「第六十条」の下に「(第六項を除く。)」を加え、同条第七号中「第六十一条」の下に「(第五項を除く。)」を加え、同条第八号中「第五項」を「第四項」に、「第七項」を「第六項」に改め、同条第十号中「第十一項まで」を「第十項まで」に改め、同条第十一号から第二十号までを削り、同条第二十一号を同条第十一号とする。

(令和三年租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令の一部改正)

第二十七条 租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令(令和三年政令第百十九号)の一部を次のように改正する。

(租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行令の一部改正)

第十四条 同上

第二条第二号中「第四十二条の四」の下に「(第八項第六号ロ及び第七号(これらの規定を同条第十八項において準用する場合を含む。))を除く。」「を加え、「(第五項を除く。)、第四十二条の九(第四項を除く。)、第四十二条の十から第四十二条の十二の二まで、第四十二条の十二の三(第五項を除く。)、第四十二条の十二の四(第五項を除く。)、第四十二条の十二の五、第四十二条の十二の五の二」を「第四十二条の九から第四十二条の十二の五の二まで」に改め、同条第三号中「第六項まで、第十二項、第十三項、第十五項から第十七項まで、第十九項から第二十一項まで及び第二十三項から第二十五項まで」を「第五項まで、第十一項、第十二項、第十四項から第十六項まで、第十八項から第二十項まで及び第二十二項から第二十四項まで」に、「第五項まで、第九項、第十一項及び第十三項」を「第四項まで、第八項、第十項及び第十二項」に、「第七項まで、第十二項、第十四項及び第十六項」を「第六項まで、第十一項、第十三項及び第十五項」に、「第五項までを」を「第四項まで」に、「第七項まで、第十項及び第十一項」を「第六項まで、第九項及び第十項」に改め、同条第四号中「第七項」を「第六項」に、「第十一項」を「第十項」に、「第十三項」を「第十二項」に改め、同条第六号中「第六十条」の下に「(第六項を除く。)」を加え、同条第七号中「第六十一条」の下に「(第五項を除く。)」を加え、同条第八号中「第五項」を「第四項」に、「第七項」を「第六項」に改め、同条第十号中「第十一項まで」を「第十項まで」に改め、同条第十一号から第二十号までを削り、同条第二十一号を同条第十一号とする。

附則第十七条第一項中「新令第二十七条の四第十項の」を「租税特別措置法施行令第二十七条の四第十四項の」に改め、同項第一号中「新令第二十七条の四第十項第一号イ」を「租税特別措置法施行令第二十七条の四第十四項第一号イ」に改め、同項第二号中「新令第二十七条の四第八項」を「租税特別措置法施行令第二十七条の四第十二項」に改め、同条第二項中「新令第二十七条の四第十二項」を「租税特別措置法施行令第二十七条の四第十六項」に改め、同条第三項中「新令第二十七条の四第十九項」を「租税特別措置法施行令第二十七条の四第二十三項」に改め、同条第六項中「新令第二十七条の四第三十二項」を「租税特別措置法施行令第二十七条の四第三十八項」に改め、同条第七項中「新令第二十七条の四第十項、第十六項、第十二項」を「租税特別措置法施行令第二十七条の四第十四項、第十六項、第十二項」を「第十七項」を「第二十一項」に、「第十九項」を「第二十三項」に、「第三十一項」を「第三十七項」に、「第三十二項」を「第三十八項」に、「同条第十項」を「同条第十四項」に、「同条第十二項」を「同条第十六項」に改める。

附則第二十一条第七項中「同項中」の下に「連結事業年度に」とあるのは「連結事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号。以下この項において「令和二年改正法」という。）第十六条の規定による改正前の租税特別措置法第二条第二項第十九号に規定する連結事業年度をいう。以下この項において同じ。）に」と、「と」、「と」の下に「法人税法」とあるのは「令和二年改正法第三条の規定による改正前の法人税法」と、「を」を加える。

附 則

（繰越控除対象外国法人税額等に関する経過措置）

第三十六条 省 略

2 内国法人の事業年度（施行日以後に開始するものに限る。）開始の日前三年以内に開始した連結事業年度がある場合において、当該連結事業年度（当該内国法人又は当該内国法人との間に連結完全支配関係がある連結法人が当該連結事業年度において納付することとなった個別控除対象外国法人税の額を当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入した場合）には、当該連結事業年度以前の連結事業年度を除く。）の旧法人税法施行令第百五十五条の三十二第七項に規定する個別控除限度超過額（当

附 則

（繰越控除対象外国法人税額等に関する経過措置）

第三十六条 同 上

2 内国法人の事業年度（施行日以後に開始するものに限る。）開始の日前三年以内に開始した連結事業年度がある場合において、当該連結事業年度（当該内国法人又は当該内国法人との間に連結完全支配関係がある連結法人が当該連結事業年度において納付することとなった個別控除対象外国法人税の額を当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入した場合）には、当該連結事業年度以前の連結事業年度を除く。）の旧法人税法施行令第百五十五条の三十二第七項に規定する個別控除限度超過額（当

該事業年度を連結事業年度とした場合に同条第四項又は旧法人税法施行令第五十五条の三十三第三項若しくは第四項の規定によりないものとみなされる金額を除く。)があるときは、当該個別控除限度超過額は当該連結事業年度の期間に対応する新法人税法第六十九条第三項に規定する前三年内事業年度の新法人税法施行令第四百四十五条第一項に規定する控除限度超過額とみなして、同条(前項において前条第一項を準用する場合を除く。)の規定を適用する。

(試験研究を行った場合の所得税額の特別控除に関する経過措置)

第四十条 新租税特別措置法施行令第五条の三の規定の適用については、同条第十一項第三号イに規定する法人には当該法人が旧法人税法第二条第十二号の六の七に規定する連結親法人である場合における当該法人による同条第十二号の七の七に規定する連結完全支配関係にある同条第十二号の七に規定する連結子法人を含むものとし、同項第九号に規定する中小事業者等には旧租税特別措置法第六十八条の九第八項第六号に規定する中小連結法人に該当するものを含むものとする。

(試験研究を行った場合の法人税額の特別控除に関する経過措置)

第四十三条 新租税特別措置法施行令第二十七条の四の規定の適用については、法人の連結事業年度(旧租税特別措置法第二条第二項第十九号に規定する連結事業年度をいう。以下附則第五十八条までにおいて同じ。)の旧租税特別措置法第六十八条の九第八項第一号に規定する試験研究費の額は法人の事業年度の新租税特別措置法第四十二条の四第十九項第一号に規定する試験研究費の額とみなし、旧租税特別措置法施行令第二十七条の四第十三項の棚卸資産の販売等に係る収益の額として連結所得(旧租税特別措置法第二条第二項第二十二号に規定する連結所得をいう。以下附則第五十六条までにおいて同じ。)の金額の計算上益金の額に算入される金額は新租税特別措置法施行令第二十七条の四第十七項の収益の額として所得の金額の計算上益金の額に算入される金額とみなす。

2 新租税特別措置法施行令第二十七条の四の規定の適用については、同条第十四項の認定を受けた合理的な方法には旧租税特別措置法施行令第三十

該事業年度を連結事業年度とした場合に同条第四項又は旧法人税法施行令第五十五条の三十三第三項若しくは第四項の規定によりないものとみなされる金額を除く。)があるときは、当該個別控除限度超過額は当該連結事業年度の期間に対応する新法人税法第六十九条第三項に規定する前三年内事業年度の新法人税法施行令第四百四十五条第一項に規定する控除限度超過額とみなして、新法人税法施行令第四百四十五条(前項において前条第一項を準用する場合を除く。)の規定を適用する。

(試験研究を行った場合の所得税額の特別控除に関する経過措置)

第四十条 新租税特別措置法施行令第五条の三の規定の適用については、同条第十項第三号イに規定する法人には当該法人が旧法人税法第二条第十二号の六の七に規定する連結親法人である場合における当該法人による同条第十二号の七の七に規定する連結完全支配関係にある同条第十二号の七に規定する連結子法人を含むものとし、同項第八号に規定する中小事業者等には旧租税特別措置法第六十八条の九第八項第六号に規定する中小連結法人に該当するものを含むものとする。

(試験研究を行った場合の法人税額の特別控除に関する経過措置)

第四十三条 新租税特別措置法施行令第二十七条の四の規定の適用については、法人の連結事業年度(旧租税特別措置法第二条第二項第十九号に規定する連結事業年度をいう。以下附則第五十八条までにおいて同じ。)の連結所得(同項第二十二号に規定する連結所得をいう。以下附則第五十六条までにおいて同じ。)の金額の計算上損金の額に算入される旧租税特別措置法第六十八条の九第一項に規定する試験研究費の額は法人の事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される新租税特別措置法第四十二条の四第一項に規定する試験研究費の額とみなし、旧租税特別措置法第六十八条の九第八項第九号に規定する売上金額は新租税特別措置法施行令第二十七条の四第二十六項に規定する売上調整年度の売上金額とみなし、旧租税特別措置法施行令第三十九条の三十九第二十三項の認定を受けた合理的な方法は新租税特別措置法施行令第二十七条の四第二十九項の認定を受けた合理的な方法とみなす。

2 新租税特別措置法施行令第二十七条の四の規定の適用については、同条第十四項の認定を受けた合理的な方法には旧租税特別措置法施行令第三十

九条の三十九第九項の認定を受けた合理的な方法を含むものとし、新租税特別措置法施行令第二十七条の四第十四項の届出をしたときには旧租税特別措置法施行令第三十九条の三十九第九項の届出をしたときを含むものとし、新租税特別措置法施行令第二十七条の四第十六項に規定する当該固定資産又は繰延資産には旧租税特別措置法第六十八条の九第八項第一号イ(1)に規定する当該固定資産又は繰延資産を含むものとし、新租税特別措置法施行令第二十七条の四第十六項の届出をしたときには旧租税特別措置法施行令第三十九条の三十九第十一項の届出をしたときを含むものとし、新租税特別措置法施行令第二十七条の四第二十一項の認定を受けた合理的な方法には旧租税特別措置法施行令第三十九条の三十九第十六項の認定を受けた合理的な方法を含むものとし、新租税特別措置法施行令第二十七条の四第二十一項の届出をしたときには旧租税特別措置法施行令第三十九条の三十九第十六項の届出をしたときを含むものとし、新租税特別措置法施行令第二十七項の届出をしたときには旧租税特別措置法施行令第三十九條の三十九第十八項の届出をしたときを含むものとし、新租税特別措置法施行令第二十七條の四第三十二項第三号イに規定する他の法人には当該他の法人が連結親法人（旧租税特別措置法第二条第二項第十号の四に規定する連結親法人をいう。以下附則第五十一条までにおいて同じ。）である場合における当該他の法人による連結完全支配関係（旧租税特別措置法第二条第二項第十号の七に規定する連結完全支配関係をいう。以下附則第五十一条までにおいて同じ。）にある各連結子法人（旧租税特別措置法第二条第二項第十号の五に規定する連結子法人をいう。以下附則第五十一条までにおいて同じ。）を含むものとし、新租税特別措置法施行令第二十七條の四第三十二項第三号ロに規定する他の者には当該他の者が連結親法人である場合における当該他の者による連結完全支配関係にある各連結子法人並びに当該他の者が連結子法人である場合における当該他の者に係る連結親法人及び当該連結親法人による連結完全支配関係にある他の連結子法人を含むものとし、同項第九号に規定する中小事業者等には旧租税特別措置法第六十八条の九第八項第六号に規定する中小連結法人に該当するものを含むものとし、新租税特別措置法施行令第二十七條の四第三十七項の認定を受けた合理的な方法には旧租税特別措置法施行令第三十九條の三十九第三十項の認定を受けた合理的な方法を含むものとし、新租税特別措置法施行令第二十七條の四第三十七項の届出をしたときには旧租税特別措

九条の三十九第八項の認定を受けた合理的な方法を含むものとし、新租税特別措置法施行令第二十七条の四第十四項の届出をしたときには旧租税特別措置法施行令第三十九条の三十九第八項の届出をしたときを含むものとし、新租税特別措置法施行令第二十七条の四第十六項に規定する当該固定資産又は繰延資産には旧租税特別措置法第六十八条の九第八項第一号イ(1)に規定する当該固定資産又は繰延資産を含むものとし、新租税特別措置法施行令第二十七条の四第十六項の届出をしたときには旧租税特別措置法施行令第三十九条の三十九第十一項の届出をしたときを含むものとし、新租税特別措置法施行令第二十七条の四第二十一項の認定を受けた合理的な方法には旧租税特別措置法施行令第三十九条の三十九第十六項の認定を受けた合理的な方法を含むものとし、新租税特別措置法施行令第二十七項の届出をしたときには旧租税特別措置法施行令第三十九條の三十九第十六項の届出をしたときを含むものとし、新租税特別措置法施行令第二十七項の届出をしたときには旧租税特別措置法施行令第三十九條の三十九第十六項の届出をしたときを含むものとし、新租税特別措置法施行令第二十七項の届出をしたときには旧租税特別措置法施行令第三十九條の三十九第十八項の届出をしたときを含むものとし、新租税特別措置法施行令第二十七條の四第三十二項第三号イに規定する他の法人には当該他の法人が連結親法人（旧租税特別措置法第二条第二項第十号の四に規定する連結親法人をいう。以下附則第五十一条までにおいて同じ。）である場合における当該他の法人による連結完全支配関係（旧租税特別措置法第二条第二項第十号の七に規定する連結完全支配関係をいう。以下附則第五十一条までにおいて同じ。）にある各連結子法人（旧租税特別措置法第二条第二項第十号の五に規定する連結子法人をいう。以下附則第五十一条までにおいて同じ。）を含むものとし、新租税特別措置法施行令第二十七條の四第三十二項第三号ロに規定する他の者には当該他の者が連結親法人である場合における当該他の者による連結完全支配関係にある各連結子法人並びに当該他の者が連結子法人である場合における当該他の者に係る連結親法人及び当該連結親法人による連結完全支配関係にある他の連結子法人を含むものとし、同項第八号に規定する中小事業者等には旧租税特別措置法第六十八条の九第八項第六号に規定する中小連結法人に該当するものを含むものとし、新租税特別措置法施行令第二十七條の四第二十九項の届出をしたときには旧租税特別措置法施行令第三十九條の三十九第二十三項の届出をしたときを含むものとし、新租税特別措置法施行令第二十七條の四第三十一項の届出をしたときには旧租税特別措置法施行令第三十九條の三十九第二十五項の届出をしたときを含むものとする。

置法施行令第三十九条の三十九第三十項の届出をしたときを含むものとし、新租税特別措置法施行令第二十七条の四第三十八項の届出をしたときには旧租税特別措置法施行令第三十九条の三十九第三十一項の届出をしたときを含むものとする。

3 新租税特別措置法施行令第二十七条の四第二十七項の規定の適用については、旧租税特別措置法施行令第二十七条の四第二十三項第三号ロ(1)に規定する被合併等事業年度の連結所得の金額（当該連結所得に対する法人税の額につき旧法人税法第八十一条の三十一の規定の適用があつた場合には同条の規定により還付を受けるべき金額の計算の基礎となつた連結欠損金額（旧租税特別措置法第二条第二十二号の三に規定する連結欠損金額をいう。以下附則第五十六条の二までにおいて同じ。）に相当する金額を、当該連結所得に対する法人税の額につき新法人税法第八十条の規定の適用があつた場合には同条の規定により還付を受けるべき金額の計算の基礎となつた欠損金額（新租税特別措置法第二条第二十一号に規定する欠損金額をいう。以下この項及び次項第一号ロにおいて同じ。）に相当する金額の合計額を、それぞれ控除した金額とする。）は新租税特別措置法施行令第二十七条の四第二十七項第三号ロ(1)に規定する被合併等事業年度の所得の金額とみなし、旧租税特別措置法施行令第二十七条の四第二十三項第三号ロ(2)に規定する設立事業年度の連結所得の金額から当該連結所得に対する法人税の額につき旧法人税法第八十一条の三十一の規定により還付を受けるべき金額の計算の基礎となつた連結欠損金額に相当する金額及び当該連結所得に対する法人税の額につき新法人税法第八十条の規定により還付を受けるべき金額の計算の基礎となつた欠損金額に相当する金額の合計額を控除した金額は新租税特別措置法施行令第二十七条の四第二十七項第三号ロ(2)に規定する控除した金額とみなす。

4 新租税特別措置法施行令第二十七条の四第二十六項第一号に規定する判定法人（以下この項において「判定法人」という。）が同号に規定する判定対象年度（以下この項において「判定対象年度」という。）開始の日から起算して三年前の日（第一号ロにおいて「基準日」という。）から判定対象年度開始の日の前日までのいずれかの時において連結法人（旧租税特別措置法第二条第二項第十号の六に規定する連結法人をいう。以下附則第四十七条までにおいて同じ。）に該当していた場合（新租税特別措置法施行令第二十七条の四第二十六項第三号イ及びロに定めるところにより同条

3 新租税特別措置法施行令第二十七条の四第十九項の規定の適用については、旧租税特別措置法施行令第二十七条の四第十四項第三号ロ(1)に規定する被合併等事業年度の連結所得の金額（当該連結所得に対する法人税の額につき旧法人税法第八十一条の三十一の規定の適用があつた場合には同条の規定により還付を受けるべき金額の計算の基礎となつた連結欠損金額（旧租税特別措置法第二条第二十二号の三に規定する連結欠損金額をいう。以下この条及び附則第四十七条第五項において同じ。）に相当する金額を、当該連結所得に対する法人税の額につき新法人税法第八十条の規定の適用があつた場合には同条の規定により還付を受けるべき金額の計算の基礎となつた欠損金額（新租税特別措置法第二条第二十一号に規定する欠損金額をいう。以下この項及び次項第一号ロにおいて同じ。）に相当する金額の合計額を、それぞれ控除した金額とする。）は新租税特別措置法施行令第二十七条の四第十九項第三号ロ(1)に規定する被合併等事業年度の所得の金額とみなし、旧租税特別措置法施行令第二十七条の四第十四項第三号ロ(2)に規定する設立事業年度の連結所得の金額から当該連結所得に対する法人税の額につき旧法人税法第八十一条の三十一の規定により還付を受けるべき金額の計算の基礎となつた連結欠損金額に相当する金額及び当該連結所得に対する法人税の額につき新法人税法第八十条の規定により還付を受けるべき金額の計算の基礎となつた欠損金額に相当する金額の合計額を控除した金額は新租税特別措置法施行令第二十七条の四第十九項第三号ロ(2)に規定する控除した金額とみなす。

4 新租税特別措置法施行令第二十七条の四第十八項第一号に規定する判定法人（以下この項において「判定法人」という。）が同号に規定する判定対象年度（以下この項において「判定対象年度」という。）開始の日から起算して三年前の日（第一号ロにおいて「基準日」という。）から判定対象年度開始の日の前日までのいずれかの時において連結法人（旧租税特別措置法第二条第二項第十号の六に規定する連結法人をいう。以下附則第四十七条までにおいて同じ。）に該当していた場合（新租税特別措置法施行令第二十七条の四第十八項第三号イ及びロに定めるところにより同条第二

第二十八項第一号に規定する特定合併等に係る同項第二号に規定する合併法人等の設立の日（同条第二十六項第一号に規定する設立の日をいう。以下この項において同じ。）をみなした場合においても判定対象年度開始の日において判定法人及び判定法人との間に連結完全支配関係があった法人の全てがその設立の日の翌日以後三年を経過していないことに該当する場合を除く。第一号及び第二号において「旧四号事由」という。）における判定法人の同条第二十七項の規定の適用については、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額を同項に規定する政令で定めるところにより計算した金額とする。

一 旧四号事由に該当する場合（新租税特別措置法施行令第二十七条の四第二十六項第一号から第三号までに掲げる事由に該当する場合を含むものとし、次号に掲げる場合に該当する場合を除く。）イに掲げる金額及びロに掲げる金額（当該金額にイに掲げる金額の計算の基礎とされた金額がある場合には、当該金額を除く。）の合計額を三で除して計算した金額

イ 新租税特別措置法施行令第二十七条の四第二十七項第三号イに掲げる金額及び同号に規定する合併等調整額の合計額

ロ 省 略

二 新租税特別措置法施行令第二十七条の四第二十六項第四号に掲げる事由に該当する場合（旧四号事由に該当する場合に限る。）次に掲げる金額の合計額を三で除して計算した金額

イ 新租税特別措置法施行令第二十七条の四第二十七項第四号イ(1)に掲げる金額（同号イ(2)に掲げる数が三十六を超える場合には、当該金額を当該数で除し、これに三十六を乗じて計算した金額）

ロ 合併等調整額（各被合併法人等（新租税特別措置法施行令第二十七条の四第二十八項第三号に規定する被合併法人等をいう。）の同条第二十七項第四号ロに掲げる金額を合計した金額をいう。）及び前号ロに掲げる金額（当該金額に同項第四号ロに掲げる金額の計算の基礎とされた金額がある場合には、当該金額を除く。）の合計額（当該合計額に同項第四号イ(1)に掲げる金額の計算の基礎とされた金額がある場合には、当該金額を除く。）

5 省 略

十項第一号に規定する特定合併等に係る同項第二号に規定する合併法人等の設立の日（同条第十八項第一号に規定する設立の日をいう。以下この項において同じ。）をみなした場合においても判定対象年度開始の日において判定法人及び判定法人との間に連結完全支配関係があった法人の全てがその設立の日の翌日以後三年を経過していないことに該当する場合を除く。第一号及び第二号において「旧四号事由」という。）における判定法人の同条第十九項の規定の適用については、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額を同項に規定する政令で定めるところにより計算した金額とする。

一 旧四号事由に該当する場合（新租税特別措置法施行令第二十七条の四第十八項第一号から第三号までに掲げる事由に該当する場合を含むものとし、次号に掲げる場合に該当する場合を除く。）イに掲げる金額及びロに掲げる金額（当該金額にイに掲げる金額の計算の基礎とされた金額がある場合には、当該金額を除く。）の合計額を三で除して計算した金額

イ 新租税特別措置法施行令第二十七条の四第十九項第三号イに掲げる金額及び同号に規定する合併等調整額の合計額

ロ 同 上

二 新租税特別措置法施行令第二十七条の四第十八項第四号に掲げる事由に該当する場合（旧四号事由に該当する場合に限る。）次に掲げる金額の合計額を三で除して計算した金額

イ 新租税特別措置法施行令第二十七条の四第十九項第四号イ(1)に掲げる金額（同号イ(2)に掲げる数が三十六を超える場合には、当該金額を当該数で除し、これに三十六を乗じて計算した金額）

ロ 合併等調整額（各被合併法人等（新租税特別措置法施行令第二十七条の四第二十項第三号に規定する被合併法人等をいう。）の同条第十九項第四号ロに掲げる金額を合計した金額をいう。）及び前号ロに掲げる金額（当該金額に同項第四号ロに掲げる金額の計算の基礎とされた金額がある場合には、当該金額を除く。）の合計額（当該合計額に同項第四号イ(1)に掲げる金額の計算の基礎とされた金額がある場合には、当該金額を除く。）

5 同 上

（中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除等に関する経過措置）

第四十四条 改正法附則第十四条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧租税特別措置法第四十二条の六第五項、第四十二条の九第四項若しくは第四十二条の十二の四第五項の規定、所得税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第七号）附則第八十九条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法第十五条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の五第五項の規定又は所得税法等の一部を改正する法律（令和三年法律第十一号）附則第四十七条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法第七条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の十二の三第五項の規定（以下この条において「経過税額加算規定」という。）の適用がある場合における新法人税法第二編第一章（第二節を除く。）及び第四章並びに改正法第四条の規定による改正後の地方法人税法（以下附則第六十一条までにおいて「新地方法人税法」という。）第四章の規定の適用については、次に定めるところによる。

一六 省 略

（給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除に関する経過措置）

第四十五条の二 新租税特別措置法施行令第二十七条の十二の五第三項及び第四項の規定の適用については、同条第三項第二号に規定する他の通算法人には同項の法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人を含むものとし、同条第四項に規定する他の通算法人には同項の法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人を含むものとする。

2 | **改正法附則第一百五十五条の三第一項に規定する国内新規雇用者（以下この条において「旧国内新規雇用者」という。）**に対する同項に規定する給与等（以下この条において「旧給与等」という。）の旧租税特別措置法第四十二条の十二の五第三項第五号に規定する支給額（以下この条において「旧支給額」という。）に係る改正法附則第一百五十五条の三第一項に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額とする。

一 新租税特別措置法第四十二条の十二の五第三項第六号に規定する前事業年度に該当する連結事業年度の月数が同号の適用年度の月数を超える

（中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除等に関する経過措置）

第四十四条 改正法附則第十四条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧租税特別措置法第四十二条の六第五項、第四十二条の九第四項、第四十二条の十二の三第五項若しくは第四十二条の十二の四第五項の規定又は所得税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第七号）附則第八十九条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法第十五条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の五第五項の規定（以下この条において「経過税額加算規定」という。）の適用がある場合における新法人税法第二編第一章（第二節を除く。）及び第四章並びに改正法第四条の規定による改正後の地方法人税法（以下附則第六十一条までにおいて「新地方法人税法」という。）第四章の規定の適用については、次に定めるところによる。

一六 同 上

場合 当該連結事業年度に係る給与等支給額（その連結所得の金額の計算上損金の額に算入される旧国内新規雇用者に対する旧給与等の旧支給額をいう。次号イ及びロにおいて同じ。）に当該適用年度の月数を乗じてこれを当該連結事業年度の月数で除して計算した金額

二 新租税特別措置法第四十二条の十二の五第三項第六号に規定する前事業年度に該当する連結事業年度の月数が同号の適用年度の月数に満たない場合 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額

イ 当該連結事業年度が六月に満たない場合 当該適用年度開始の前日以前（当該適用年度が一年に満たない場合には、当該適用年度の期間イにおいて同じ。）以内に終了した各連結事業年度（当該開始の日前一年以内に終了した事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度。イにおいて「連結事業年度等」という。）に係る給与等支給額（当該事業年度にあつては、当該事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される旧国内新規雇用者に対する旧給与等の旧支給額）の合計額に当該適用年度の月数を乗じてこれを当該連結事業年度等の月数の合計数で除して計算した金額

ロ 当該連結事業年度が六月以上である場合 当該連結事業年度に係る給与等支給額に当該適用年度の月数を乗じてこれを当該連結事業年度の月数で除して計算した金額

3 新租税特別措置法施行令第二十七条の十二の五第五項の規定の適用については、同項第二号イに規定する一年以内に終了した各連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される旧国内新規雇用者に対する旧給与等の旧支給額は、同号イに規定する前一年事業年度に係る給与等支給額とみなす。

4 新租税特別措置法施行令第二十七条の十二の五第六項及び第八項の規定の適用については、同条第六項に規定する適用年度の月数と当該適用年度開始の日の前日を含む連結事業年度の月数とが異なる場合における第二項第一号又は第二号イ若しくはロの給与等支給額は新租税特別措置法第四十二条の十二の五第三項第六号に規定する新規雇用者比較給与等支給額の計算における同号の給与等の支給額とみなし、法人の連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される旧国内新規雇用者に対する旧給与等の旧支給額は新租税特別措置法施行令第二十七条の十二の五第六項及び第八項に規定する法人の事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入さ

れる国内新規雇用者に対する給与等の支給額とみなす。

5| 新租税特別措置法施行令第二十七条の十二の五第十四項の規定の適用については、法人の連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される旧租税特別措置法第六十八条の十五の六第一項第二号に規定する教育訓練費の額は、新租税特別措置法施行令第二十七条の十二の五第十四項に規定する法人の事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される新租税特別措置法第四十二条の十二の五第一項第二号に規定する教育訓練費の額とみなす。

6| 第二項から第四項までの規定は、改正法附則第一百五十三条の三第一項に規定する国内雇用者に対する旧給与等の旧支給額に係る同項に規定する政令で定めるところにより計算した金額、新租税特別措置法施行令第二十七条の十二の五第十八項において準用する同条第五項の規定の適用並びに同条第十九項において準用する同条第六項及び第八項の規定の適用について準用する。この場合において、第二項第一号中「第四十二条の十二の五第三項第六号」とあるのは「第四十二条の十二の五第三項第十一号」と、「旧国内新規雇用者」とあるのは「第六項に規定する国内雇用者」と、同項第二号中「第四十二条の十二の五第三項第六号」とあるのは「第四十二条の十二の五第三項第十一号」と、同号イ及び第三項中「旧国内新規雇用者」とあるのは「第六項に規定する国内雇用者」と、第四項中「第四十二条の十二の五第三項第六号に規定する新規雇用者比較給与等支給額」とあるのは「第四十二条の十二の五第三項第十一号に規定する比較雇用者給与等支給額」と、「旧国内新規雇用者」とあるのは「第六項に規定する国内雇用者」と、「国内新規雇用者に対する給与等」とあるのは「国内雇用者に対する給与等」と読み替えるものとする。

7| 新租税特別措置法施行令第二十七条の十二の五第二十項の規定の適用については、前項において準用する第二項第一号又は第二号イ若しくはロの給与等支給額は、同条第二十項第一号に定める金額とみなす。

8| 第二項及び第四項の月数は、暦に従って計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

(法人税の額から控除される特別控除額の特例に関する経過措置)

第四十五条の三 新租税特別措置法施行令第二十七条の十三の規定の適用については、同条第五項各号に規定する給与等支給額には連結事業年度の連

結所得の金額の計算上損金の額に算入される旧租税特別措置法施行令第二十七條の十三第五項第一号の国内雇用者に対する旧租税特別措置法第四十二條の十三第六項第一号イに規定する給与等の同号イに規定する支給額を含むものとし、新租税特別措置法第四十二條の十三第五項に規定する法人（改正法附則第二十九條第一項の規定により新法人税法第六十四條の九第一項の規定による承認（以下この項及び第三項第一号において「通算承認」という。）があつたものとみなされた新租税特別措置法第二條第二項第十号の六に規定する通算法人（以下この条において「経過通算法人」という。）を除く。）の新租税特別措置法施行令第二十七條の十三第八項第一号の特定対象年度開始の日（以下この項において「開始日」という。）前一年（当該特定対象年度が一年に満たない場合には、当該特定対象年度の期間。以下この項において同じ。）以内に終了した各事業年度に連結事業年度に該当する事業年度がある場合における同号に規定する前事業年度は当該開始日前一年以内に終了した各連結事業年度のうち最も新しい連結事業年度終了の日後に終了した各事業年度に限るものとし、経過通算法人に該当する新租税特別措置法第四十二條の十三第五項に規定する法人の開始日前一年以内に終了した各事業年度に単体事業年度（連結事業年度に該当しない事業年度のうち改正法附則第二十九條第一項の規定により通算承認があつたものとみなされたことにより通算承認の効力が生じた日前に終了した事業年度をいう。以下この項及び第三項第二号において同じ。）がある場合における新租税特別措置法施行令第二十七條の十三第八項第一号に規定する前事業年度は当該各事業年度のうち最も新しい単体事業年度終了の日後に終了した各事業年度に限るものとし、同條第十項第一号に掲げる事実には新租税特別措置法第四十二條の十三第六項の法人が経過通算法人に該当する場合における改正法附則第二十九條第一項の規定により通算承認があつたものとみなされたことにより通算承認の効力が生じたことを含まないものとし、新租税特別措置法施行令第二十七條の十三第十項第二号に掲げる事実には新租税特別措置法第四十二條の十三第六項の法人が経過通算法人に該当する場合における改正法附則第二十九條第一項の規定により通算承認があつたものとみなされたことにより通算完全支配関係（新租税特別措置法第二條第二項第十号の七に規定する通算完全支配関係をいう。第三項において同じ。）を有することとなつたことを含まないものとし、新租税特別措置法施行令第二十七條の十三第十項第三号に掲げる事実

は新租税特別措置法第四十二条の十三第六項の法人（経過通算法人を除く。）が連結親法人（当該法人が連結親法人である場合には、連結子法人の全て）との間に連結完全支配関係を有しなくなったことを含むものとし、同号に定める日には当該連結完全支配関係を有しなくなった場合におけるその有しなくなった日を含むものとする。

2 | 経過通算法人に係る新租税特別措置法施行令第二十七条の十三第八項の規定の適用については、基準個別所得等金額（第四項第四号に掲げる金額がある場合には、当該金額を加算した金額）は、同条第八項第二号の基準所得等金額とみなす。

3 | 経過通算法人又は経過設立法人（当該経過通算法人に係る通算親法人（新租税特別措置法第二条第二項第十号の四に規定する通算親法人をいう。以下この項において同じ。）の施行日以後最初に開始する事業年度（第二号において「経過基準事業年度」という。）終了の日において当該通算親法人との間に通算完全支配関係がある同条第二項第十号の六に規定する通算法人のうちその設立の日に当該通算完全支配関係を有することとなったものをいう。第二号において同じ。）の新租税特別措置法第四十二条の十三第七項第五号の対象年度が当該終了の日に終了する事業年度である場合における同号及び新租税特別措置法施行令第二十七条の十三第十二項の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 | 新租税特別措置法第四十二条の十三第七項第五号トに掲げる場合には、他の法人である経過通算法人が改正法附則第二十九条第一項の規定により通算承認があつたものとみなされたことにより当該他の法人が同号トの通算親法人との間に通算完全支配関係を有することとなった場合を含まないものとする。

二 | 新租税特別措置法施行令第二十七条の十三第十二項第一号イ及びロの最初通算事業年度には当該経過通算法人及び当該対象年度終了の日において当該経過通算法人又は経過設立法人との間に通算完全支配関係がある他の経過通算法人（以下この号及び次号において「他の経過通算法人」という。）の当該経過基準事業年度終了の日に終了する事業年度を含まないものとし、同項第一号イに規定する対象期間は当該経過基準事業年度開始の日の一年（当該経過基準事業年度が一年に満たない場合には、当該経過基準事業年度の期間）前の日から当該開始の日の前日までの期間（当該通算親法人の最も新しい単体事業年度終了の日後の期間に限

る。以下この号及び次号において「通算前一年期間」という。）に限るものとし、同項第一号イに規定する前事業年度には当該通算前一年期間内に終了した当該経過通算法人の最も新しい単体事業年度終了の日以前に終了した当該経過通算法人の各事業年度を含まないものとし、同号ロに規定する他の前事業年度には当該通算前一年期間内に終了した当該他の経過通算法人の最も新しい単体事業年度終了の日以前に終了した当該他の経過通算法人の各事業年度を含まないものとする。

三 通算前一年期間内に終了した当該経過通算法人の各事業年度のうちに設立の日を含む連結事業年度がある場合は新租税特別措置法施行令第二十七条の十三第十二項第一号イに規定する設立の日を含む最初通算事業年度がある場合とみなし、通算前一年期間内に終了した他の経過通算法人の各事業年度のうちに設立の日を含む連結事業年度がある場合は同号ロに規定する設立の日を含む最初通算事業年度がある場合とみなす。

四 基準個別所得等金額は、新租税特別措置法施行令第二十七条の十三第十二項第二号イ及びロの基準通算所得等金額とみなす。

4 | 前二項に規定する基準個別所得等金額とは、連結法人の各連結事業年度の第一号及び第二号に掲げる金額の合計額から第三号及び第四号に掲げる金額の合計額を減算した金額をいう。

一 当該連結法人の当該連結事業年度の旧法人税法第八十一条の十八第一項に規定する個別所得金額

二 当該連結法人の当該連結事業年度の旧法人税法施行令第一百五十五条の二十一第三項の規定により計算した金額及び旧法人税法第八十一条の九第四項の規定により当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入された金額並びに旧法人税法第八十一条の三第一項に規定する個別損金額を計算する場合の旧法人税法第五十九条第一項及び第二項に規定する合計額に達するまでの金額並びに同条第三項に規定する政令で定めるところにより計算した金額に相当する金額の合計額

三 当該連結法人の当該連結事業年度の旧法人税法施行令第一百五十五条の十二の二の規定により計算した金額

四 当該連結法人の当該連結事業年度において生じた旧法人税法第八十一条の十八第一項に規定する個別欠損金額（当該連結事業年度に連結欠損金額が生じた場合には、当該連結欠損金額のうち当該連結法人に帰せられる金額を加算した金額）

5 新租税特別措置法施行令第二十七条の十三の規定の適用については、旧法人税法第五十八条の規定により新租税特別措置法施行令第二十七条の十三第十四項第一号ロの当該事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入された金額は同号ロに掲げる金額とみなし、旧法人税法第四百二十二条第二項の規定により旧法人税法第五十八条の規定に準じて計算する場合に新租税特別措置法施行令第二十七条の十三第十五項第二号イの当該事業年度の同号イに規定する恒久的施設帰属所得に係る所得の金額の計算上損金の額に算入された金額は同号イに規定する損金の額に算入された金額とみなし、法人税法第四百二十二条の十の規定により準じて計算する旧法人税法第四百二十二条第二項の規定により旧法人税法第五十八条の規定に準じて計算する場合に同号ロの当該事業年度の同号ロに規定する国内源泉所得に係る所得の金額の計算上損金の額に算入された金額は同号ロに規定する損金の額に算入された金額とみなす。

(減価償却に関する経過措置)

第四十六条 新租税特別措置法施行令第二十八条の九第二十二項の規定の適用については、同項の減価償却資産に係る新租税特別措置法第四十五条第二項に規定する供用日から同項の規定の適用を受けようとする事業年度開始の日の前日までの期間内の日を含む各連結事業年度において当該減価償却資産につき旧租税特別措置法第六十八条の二十七第二項の規定の適用を受けていた場合において、当該適用を受けた最初の連結事業年度の旧法人税法第二条第三十二号に規定する連結確定申告書（第三項及び附則第五十二条において「連結確定申告書」という。）に旧租税特別措置法施行令第三十九条の五十六第九項に規定する財務省令で定める書類の添付があったときは、新租税特別措置法施行令第二十八条の九第二十二項に規定する最初の事業年度の法人税法第二条第三十一号に規定する確定申告書（第三項及び附則第五十二条において「確定申告書」という。）に新租税特別措置法施行令第二十八条の九第二十二項に規定する財務省令で定める書類の添付があったものとみなす。

2 新租税特別措置法施行令第二十九条の三の規定の適用については、同条の機械等に係る新租税特別措置法第四十六条の二第一項に規定する供用日から同項の規定の適用を受けようとする事業年度開始の日の前日までの期間内の日を含む各連結事業年度において当該機械等につき旧租税特別措置

(減価償却に関する経過措置)

第四十六条 新租税特別措置法施行令第二十八条の九第二十三項の規定の適用については、同項の減価償却資産に係る新租税特別措置法第四十五条第二項に規定する供用日から同項の規定の適用を受けようとする事業年度開始の日の前日までの期間内の日を含む各連結事業年度において当該減価償却資産につき旧租税特別措置法第六十八条の二十七第二項の規定の適用を受けていた場合において、当該適用を受けた最初の連結事業年度の旧法人税法第二条第三十二号に規定する連結確定申告書（第三項及び附則第五十二条において「連結確定申告書」という。）に旧租税特別措置法施行令第三十九条の五十六第九項に規定する財務省令で定める書類の添付があったときは、新租税特別措置法施行令第二十八条の九第二十三項に規定する最初の事業年度の法人税法第二条第三十一号に規定する確定申告書（第三項及び附則第五十二条において「確定申告書」という。）に新租税特別措置法施行令第二十八条の九第二十三項に規定する財務省令で定める書類の添付があったものとみなす。

2 新租税特別措置法施行令第二十九条の三の規定の適用については、同条の機械等に係る新租税特別措置法第四十六条の二第一項に規定する供用日から同項の規定の適用を受けようとする事業年度開始の日の前日までの期間内の日を含む各連結事業年度において当該機械等につき旧租税特別措置

法第六十八条の三十三第一項の規定の適用を受けていた場合において、当該適用を受けた最初の連結事業年度の旧租税特別措置法第二条第二項第二十七号の二に規定する連結確定申告書等（第四項において「連結確定申告書等」という。）に旧租税特別措置法施行令第三十九条の六十二第一項に規定する財務省令で定める書類の添付があったときは、新租税特別措置法施行令第二十九条の三に規定する最初の事業年度の旧租税特別措置法第二条第二項第二十八号に規定する確定申告書等（第四項において「確定申告書等」という。）に新租税特別措置法施行令第二十九条の三に規定する財務省令で定める書類の添付があったものとみなす。

3 6 省 略

（準備金等に関する経過措置）

第四十七条 省 略

2 新租税特別措置法施行令第三十二条の三第一項の規定の適用については、同項各号の中小企業事業再編投資損失準備金には、連結事業年度において積み立てた旧租税特別措置法第六十八条の四十四第一項の中小企業事業再編投資損失準備金を含むものとする。

9 8 7 6 5 4 3 |
省 省 省 省 省 省 省
略 略 略 略 略 略 略

（資産の譲渡の場合の課税の特例に関する経過措置）

第五十一条 省 略

9 新租税特別措置法施行令第三十九条の七の規定の適用については、同条第十一項及び第十二項に規定する買換資産には旧租税特別措置法第六十五条の七第四項又は第六十五条の八第十四項に規定する連結買換資産を含むものとし、新租税特別措置法施行令第三十九条の七第十二項に規定する増額をしなかつたときには同項に規定する当該買換資産の帳簿価額につき旧

法第六十八条の三十三第一項の規定の適用を受けていた場合において、当該適用を受けた最初の連結事業年度の旧租税特別措置法第二条第二項第二十七号の二に規定する連結確定申告書等（第四項において「連結確定申告書等」という。）に旧租税特別措置法施行令第三十九条の六十二第一項に規定する財務省令で定める書類の添付があったときは、新租税特別措置法施行令第二十九条の三に規定する最初の事業年度の旧租税特別措置法第二条第二項第二十七号に規定する確定申告書等（第四項において「確定申告書等」という。）に新租税特別措置法施行令第二十九条の三に規定する財務省令で定める書類の添付があったものとみなす。

3 6 同 上

（準備金等に関する経過措置）

第四十七条 同 上

8 7 6 5 4 3 2 |
同 同 同 同 同 同 同
上 上 上 上 上 上 上

（資産の譲渡の場合の課税の特例に関する経過措置）

第五十一条 同 上

9 新租税特別措置法施行令第三十九条の七の規定の適用については、同条第十三項及び第十四項に規定する買換資産には旧租税特別措置法第六十五条の七第四項又は第六十五条の八第十四項に規定する連結買換資産を含むものとし、新租税特別措置法施行令第三十九条の七第十四項に規定する増額をしなかつたときには同項に規定する当該買換資産の帳簿価額につき旧

租税特別措置法施行令第三十九条の百六第九項前段に規定する金額の増額をしなかった場合を含むものとし、新租税特別措置法施行令第三十九条の七第十四項、第十五項及び第二十一項に規定する買換資産には旧租税特別措置法第六十五条の七第十二項又は第六十五条の八第十五項に規定する連結買換資産を含むものとし、新租税特別措置法施行令第三十九条の七第十五項に規定する増額をしなかったときには同項に規定する当該買換資産の帳簿価額につき旧租税特別措置法施行令第三十九条の百六第十二項前段に規定する金額の増額をしなかった場合を含むものとし、新租税特別措置法第六十五条の七第一項及び第九項並びに第六十五条の八第七項及び第八項の規定の適用を受けた新租税特別措置法施行令第三十九条の七第四十項に規定する買換資産には同項に規定する譲渡事業年度以後の各事業年度において旧租税特別措置法第六十八条の七十八第一項及び第九項並びに第六十八条の七十九第八項及び第九項の規定の適用を受けた旧租税特別措置法第六十八条の七十八第一項に規定する買換資産を含むものとし、新租税特別措置法第六十五条の八第七項及び第八項の規定の適用を受けた新租税特別措置法施行令第三十九条の七第四十一項に規定する特別勘定に係る買換資産には旧租税特別措置法第六十八条の七十九第八項及び第九項の規定の適用を受けた当該特別勘定に係る旧租税特別措置法第六十八条の七十八第一項に規定する買換資産を含むものとする。

10 新租税特別措置法施行令第三十九条の七の規定の適用については、旧租税特別措置法第六十八条の七十八第一項（旧租税特別措置法第六十八条の七十九第八項において準用する場合を含む。）の規定により損金の額に算入された金額及び旧租税特別措置法施行令第三十九条の百六第十六項の規定により計算された金額と同条第十七項の規定により計算された金額との合計額は新租税特別措置法施行令第三十九条の七第十一項第一号に規定する損金の額に算入された金額とみなし、旧租税特別措置法第六十八条の七十八第一項（旧租税特別措置法第六十八条の七十九第九項において準用する場合を含む。）又は旧租税特別措置法第六十八条の七十八第九項（旧租税特別措置法第六十八条の七十九第九項において準用する場合を含む。）の規定により旧租税特別措置法施行令第三十九条の七第十五項に規定する被合併法人等において損金の額に算入された金額及び旧租税特別措置法施行令第三十九条の百六第十六項の規定により計算された金額と同条第

租税特別措置法施行令第三十九条の百六第九項前段に規定する金額の増額をしなかった場合を含むものとし、新租税特別措置法施行令第三十九条の七第十六項、第十七項及び第二十三項に規定する買換資産には旧租税特別措置法第六十五条の七第十二項又は第六十五条の八第十五項に規定する連結買換資産を含むものとし、新租税特別措置法施行令第三十九条の七第十七項に規定する増額をしなかったときには同項に規定する当該買換資産の帳簿価額につき旧租税特別措置法施行令第三十九条の百六第十二項前段に規定する金額の増額をしなかった場合を含むものとし、新租税特別措置法第六十五条の七第一項及び第九項並びに第六十五条の八第七項及び第八項の規定の適用を受けた新租税特別措置法施行令第三十九条の七第四十二項に規定する買換資産には同項に規定する譲渡事業年度以後の各事業年度において旧租税特別措置法第六十八条の七十八第一項及び第九項並びに第六十八条の七十九第八項及び第九項の規定の適用を受けた旧租税特別措置法第六十八条の七十八第一項に規定する買換資産を含むものとし、新租税特別措置法第六十五条の八第七項及び第八項の規定の適用を受けた新租税特別措置法施行令第三十九条の七第四十三項に規定する特別勘定に係る買換資産には旧租税特別措置法第六十八条の七十九第八項及び第九項の規定の適用を受けた当該特別勘定に係る旧租税特別措置法第六十八条の七十八第一項に規定する買換資産を含むものとする。

10 新租税特別措置法施行令第三十九条の七の規定の適用については、旧租税特別措置法第六十八条の七十八第一項（旧租税特別措置法第六十八条の七十九第八項において準用する場合を含む。）の規定により損金の額に算入された金額及び旧租税特別措置法施行令第三十九条の百六第十六項の規定により計算された金額と同条第十七項の規定により計算された金額との合計額は新租税特別措置法施行令第三十九条の七第十三項第一号に規定する損金の額に算入された金額とみなし、旧租税特別措置法第六十八条の七十八第一項（旧租税特別措置法第六十八条の七十九第九項において準用する場合を含む。）又は旧租税特別措置法第六十八条の七十八第九項（旧租税特別措置法第六十八条の七十九第九項において準用する場合を含む。）の規定により旧租税特別措置法施行令第三十九条の七第十七項に規定する被合併法人等において損金の額に算入された金額及び旧租税特別措置法施行令第三十九条の百六第十六項の規定により計算された金額と同条第

十七項の規定により計算された金額との合計額（旧租税特別措置法第六十八條の七十八第十二項（旧租税特別措置法第六十八條の七十九第十六項において準用する場合を含む。）の規定により益金の額に算入された金額がある場合には、当該合計額に旧租税特別措置法施行令第三十九條の百六十八項ただし書の規定により計算された金額を加算した金額）は新租税特別措置法施行令第三十九條の七第十四項第一号に規定する損金の額に算入された金額とみなし、旧租税特別措置法第六十八條の七十八第四項の規定により各連結事業年度の連結所得の金額の計算上益金の額に算入された金額は新租税特別措置法施行令第三十九條の七第十九項に規定する益金の額に算入された金額とみなし、旧租税特別措置法第六十八條の七十八第八項（同条第十項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により新租税特別措置法施行令第三十九條の七第二十項に規定する当該買換資産の取得価額に算入されなかった金額（旧租税特別措置法第六十八條の七十八第八項に規定する益金の額に算入された金額を含む。）は新租税特別措置法施行令第三十九條の七第二十項に規定する取得価額に算入された金額とみなし、旧租税特別措置法第六十八條の七十八第四項に規定する事情は新租税特別措置法施行令第三十九條の七第二十二項第二号に規定する事情とみなし、旧租税特別措置法第六十八條の七十八第八項の規定により新租税特別措置法施行令第三十九條の七第二十一項に規定する当該買換資産の取得価額に算入されなかった金額（旧租税特別措置法第六十八條の七十八第八項に規定する益金の額に算入された金額を含む。）は新租税特別措置法施行令第三十九條の七第二十一項に規定する取得価額に算入された金額とみなし、旧租税特別措置法第六十八條の七十八第十二項に規定する事情は新租税特別措置法施行令第三十九條の七第二十一項第二号に規定する事情とみなし、旧租税特別措置法第六十八條の七十八第一項第二号に規定する事情とみなし、旧租税特別措置法第六十八條の七十八第一項に規定する買換額とみなし、旧租税特別措置法第六十八條の七十八第一項に規定する買換

十七項の規定により計算された金額との合計額（旧租税特別措置法第六十八條の七十八第十二項（旧租税特別措置法第六十八條の七十九第十六項において準用する場合を含む。）の規定により益金の額に算入された金額がある場合には、当該合計額に旧租税特別措置法施行令第三十九條の百六十八項ただし書の規定により計算された金額を加算した金額）は新租税特別措置法施行令第三十九條の七第十六項第一号に規定する損金の額に算入された金額とみなし、旧租税特別措置法第六十八條の七十八第四項の規定により各連結事業年度の連結所得の金額の計算上益金の額に算入された金額は新租税特別措置法施行令第三十九條の七第二十一項に規定する益金の額に算入された金額とみなし、旧租税特別措置法第六十八條の七十八第八項（同条第十項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により新租税特別措置法施行令第三十九條の七第二十二項に規定する当該買換資産の取得価額に算入されなかった金額（旧租税特別措置法第六十八條の七十八第八項に規定する益金の額に算入された金額を含む。）は新租税特別措置法施行令第三十九條の七第二十二項に規定する取得価額に算入された金額とみなし、旧租税特別措置法第六十八條の七十八第四項に規定する事情は新租税特別措置法施行令第三十九條の七第二十二項第二号に規定する事情とみなし、旧租税特別措置法第六十八條の七十八第八項の規定により新租税特別措置法施行令第三十九條の七第二十三項に規定する当該買換資産の取得価額に算入されなかった金額（旧租税特別措置法第六十八條の七十八第八項に規定する益金の額に算入された金額を含む。）は新租税特別措置法施行令第三十九條の七第二十三項に規定する取得価額に算入された金額とみなし、旧租税特別措置法第六十八條の七十八第十二項に規定する事情は新租税特別措置法施行令第三十九條の七第二十三項第二号に規定する事情とみなし、旧租税特別措置法第六十八條の七十八第一項第二号に規定する事情とみなし、旧租税特別措置法第六十八條の七十八第一項に規定する買換額とみなし、旧租税特別措置法第六十八條の七十八第一項に規定

資産で旧租税特別措置法第六十八条の七十九第八項及び第九項の規定の適用を受けたものは新租税特別措置法施行令第三十九條の七第三十三項に規定する他の買換資産で新租税特別措置法第六十五条の八第七項及び第八項の規定の適用を受けたものとみなし、旧租税特別措置法第六十八条の七十九第五項の規定により引継ぎを受けた特別勘定の金額を有する同項に規定する合併法人、分割承継法人又は被現物出資法人は新租税特別措置法施行令第三十九條の七第三十四項に規定する合併法人、分割承継法人又は被現物出資法人とみなし、旧租税特別措置法第六十八条の七十九第五項の規定により引継ぎを受けた特別勘定の金額の計算の基礎となつた同条第一項、第三項又は第五項第二号に規定する取得に充てようとする額は新租税特別措置法施行令第三十九條の七第三十四項に規定する取得に充てようとする額とみなし、旧租税特別措置法第六十八条の七十九第一項に規定する買換資産で旧租税特別措置法第六十八条の七十九第八項及び第九項の規定の適用を受けたものは新租税特別措置法施行令第三十九條の七第三十四項に規定する他の買換資産で新租税特別措置法第六十五条の八第七項及び第八項の規定の適用を受けたものとみなし、旧租税特別措置法第六十八条の七十九第一項の特別勘定の金額及び同条第三項に規定する期中特別勘定の金額のうち同条第五項に規定する適格合併、適格分割又は適格現物出資により同項に規定する合併法人、分割承継法人又は被現物出資法人に既に引き継いだものがある場合は新租税特別措置法施行令第三十九條の七第四十項に規定する引き継いだものがある場合とみなし、旧租税特別措置法第六十八条の七十九第五項の規定により引継ぎを受けた特別勘定の金額のうち同項に規定する適格合併、適格分割又は適格現物出資により同項に規定する合併法人、分割承継法人又は被現物出資法人に既に引き継いだものがある場合は新租税特別措置法施行令第三十九條の七第四十一項に規定する引き継いだものがある場合とみなす。

12 11 省 略

新租税特別措置法第六十五条の八第七項の規定を適用する場合において、次の各号に掲げる場合に該当するときは、同項に規定する取得指定期間は、当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める期間（第一号又は第二号に規定する引継ぎを受けた日（第三号に掲げる場合にあっては、連結事業年度に該当しないこととなつた事業年度開始の日）以後に新租税特別措置法第六十五条の七第三項に規定するやむを得ない事情が生じたた

する買換資産で旧租税特別措置法第六十八条の七十九第八項及び第九項の規定の適用を受けたものは新租税特別措置法施行令第三十九條の七第三十五項に規定する他の買換資産で新租税特別措置法第六十五条の八第七項及び第八項の規定の適用を受けたものとみなし、旧租税特別措置法第六十八条の七十九第五項の規定により引継ぎを受けた特別勘定の金額を有する同項に規定する合併法人、分割承継法人又は被現物出資法人は新租税特別措置法施行令第三十九條の七第三十六項に規定する合併法人、分割承継法人又は被現物出資法人とみなし、旧租税特別措置法第六十八条の七十九第五項の規定により引継ぎを受けた特別勘定の金額の計算の基礎となつた同条第一項、第三項又は第五項第二号に規定する取得に充てようとする額は新租税特別措置法施行令第三十九條の七第三十六項に規定する取得に充てようとする額とみなし、旧租税特別措置法第六十八条の七十九第一項に規定する買換資産で旧租税特別措置法第六十八条の七十九第八項及び第九項の規定の適用を受けたものは新租税特別措置法施行令第三十九條の七第三十六項に規定する他の買換資産で新租税特別措置法第六十五条の八第七項及び第八項の規定の適用を受けたものとみなし、旧租税特別措置法第六十八条の七十九第一項の特別勘定の金額及び同条第三項に規定する期中特別勘定の金額のうち同条第五項に規定する適格合併、適格分割又は適格現物出資により同項に規定する合併法人、分割承継法人又は被現物出資法人に既に引き継いだものがある場合は新租税特別措置法施行令第三十九條の七第四十二項に規定する引き継いだものがある場合とみなし、旧租税特別措置法第六十八条の七十九第五項の規定により引継ぎを受けた特別勘定の金額のうち同項に規定する適格合併、適格分割又は適格現物出資により同項に規定する合併法人、分割承継法人又は被現物出資法人に既に引き継いだものがある場合は新租税特別措置法施行令第三十九條の七第四十三項に規定する引き継いだものがある場合とみなす。

12 11 同 上

新租税特別措置法第六十五条の八第七項の規定を適用する場合において、次の各号に掲げる場合に該当するときは、同項に規定する取得指定期間は、当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める期間（第一号又は第二号に規定する引継ぎを受けた日（第三号に掲げる場合にあっては、連結事業年度に該当しないこととなつた事業年度開始の日）以後に新租税特別措置法第六十五条の七第三項に規定するやむを得ない事情が生じたた

め、新租税特別措置法第六十五条の八第七項の法人が当該各号に定める期間内に新租税特別措置法第六十五条の七第一項の表の各号の下欄に掲げる資産の取得をすることが困難である場合において、当該法人が納税地の所轄税務署長の承認を受けたとき（旧租税特別措置法施行令第三十九条の七第三十二項の承認を受けたときを含む。）は、次の各号に定める期間の初日から当該各号に規定する特別勘定の金額又は期中特別勘定の金額の基礎となった譲渡をした日を含む連結事業年度終了の日の翌日以後三年以内において当該税務署長が認定した日（旧租税特別措置法施行令第三十九条の七第三十二項の承認を受けた場合には、当該承認をした税務署長が認定した日）までの期間）とする。

一 三 省 略

13 新租税特別措置法施行令第三十九条の七第三十一項の規定は、前項の税務署長の承認を受けようとする法人の申請について準用する。この場合において、同条第三十一項中「同項」とあるのは「法人税法施行令等の一部を改正する政令（令和二年政令第二百七号。第四号及び第五号において「令和二年改正令」という。）附則第五十一条第十二項」と、同項第四号及び第五号中「前項」とあるのは「令和二年改正令附則第五十一条第十二項」と読み替えるものとする。

（株式等を対価とする株式の譲渡に係る所得の計算の特例に関する経過措置）

第五十二条 新租税特別措置法施行令第三十九条の十の三第四項第一号口の規定の適用については、同号口の取得の日以前六月以内に旧租税特別措置法施行令第三十九条の十の三第四項第一号口に規定する連結中間申告書を提出し、かつ、その提出の日から当該取得の日までの間に確定申告書又は連結確定申告書を提出していなかった場合には当該連結中間申告書に係る旧法人税法第八十一条の二十第一項に規定する期間を新租税特別措置法施行令第三十九条の十の三第四項第一号口に規定する前事業年度と、同号口の取得に係る同号口の株式交付子会社の当該取得の日を含む事業年度又はその前事業年度が連結事業年度である場合には当該株式交付子会社の旧法人税法第二条第十七号の二に規定する連結個別資本等の額及び旧租税特別措置法施行令第三十九条の十の三第四項第一号口に規定する連結個別利益積立金額を新租税特別措置法施行令第三十九条の十の三第四項第一号口

め、新租税特別措置法第六十五条の八第七項の法人が当該各号に定める期間内に新租税特別措置法第六十五条の七第一項の表の各号の下欄に掲げる資産の取得をすることが困難である場合において、当該法人が納税地の所轄税務署長の承認を受けたとき（旧租税特別措置法施行令第三十九条の七第三十四項の承認を受けたときを含む。）は、次の各号に定める期間の初日から当該各号に規定する特別勘定の金額又は期中特別勘定の金額の基礎となった譲渡をした日を含む連結事業年度終了の日の翌日以後三年以内において当該税務署長が認定した日（旧租税特別措置法施行令第三十九条の七第三十四項の承認を受けた場合には、当該承認をした税務署長が認定した日）までの期間）とする。

一 三 同 上

13 新租税特別措置法施行令第三十九条の七第三十三項の規定は、前項の税務署長の承認を受けようとする法人の申請について準用する。この場合において、同条第三十三項中「同項」とあるのは「法人税法施行令等の一部を改正する政令（令和二年政令第二百七号。第四号及び第五号において「令和二年改正令」という。）附則第五十一条第十二項」と、同項第四号及び第五号中「前項」とあるのは「令和二年改正令附則第五十一条第十二項」と読み替えるものとする。

（特別事業再編を行う法人の株式を対価とする株式等の譲渡に係る所得の計算の特例に関する経過措置）

第五十二条 新租税特別措置法施行令第三十九条の十の三第二項第一号口の規定の適用については、同号口の取得の日以前六月以内に旧租税特別措置法施行令第三十九条の十の三第二項第一号口に規定する連結中間申告書を提出し、かつ、その提出の日から当該取得の日までの間に確定申告書又は連結確定申告書を提出していなかった場合には当該連結中間申告書に係る旧法人税法第八十一条の二十第一項に規定する期間を新租税特別措置法施行令第三十九条の十の三第二項第一号口に規定する前事業年度と、同号口の取得に係る同号口の特別事業再編対象法人の当該取得の日を含む事業年度又はその前事業年度が連結事業年度である場合には当該特別事業再編対象法人の旧法人税法第二条第十七号の二に規定する連結個別資本等の額及び旧租税特別措置法施行令第三十九条の十の三第二項第一号口に規定する連結個別利益積立金額を新租税特別措置法施行令第三十九条の十の三第

の資本金等の額及び同号ロに規定する利益積立金額と、それぞれみなす。

（認定事業適応法人の欠損金の損算入の特例に関する経過措置）

第五十六条の二 改正法附則第二百二十七条の二第二項第三号に規定する政令

で定める金額は、次に掲げる金額の合計額とする。

- 一 認定事業適応法人（新租税特別措置法第六十六条の十一の四第一項に規定する認定事業適応法人をいう。以下この号及び次号ロにおいて同じ。）の同項に規定する適用事業年度開始の日前に開始した連結事業年度で旧租税特別措置法第六十八条の九十六の二第一項の規定の適用を受けた各連結事業年度のうち最も新しい連結事業年度における各特例事業年度（同項第一号に規定する特例事業年度をいい、当該特例事業年度において生じた連結欠損金額のうちに超過控除対象額（同条第二項に規定する超過控除対象額をいう。以下この号において同じ。）又は個別超過控除対象額（同条第二項に規定する個別超過控除対象額をいう。以下この号において同じ。）がある場合における当該特例事業年度に限る。以下この号において同じ。）のうち最も新しい特例事業年度において生じた連結欠損金額に係る超過控除対象額（以下この号及び次号において「最終超過控除対象額」という。）の計算の基礎となった同条第二項第二号ロ、ニ及びホに掲げる金額の合計額（最終超過控除対象額がない場合には、当該連結欠損金額に係る当該認定事業適応法人の個別超過控除対象額並びにその計算の基礎となった同号ロ及びニに掲げる金額の合計額）
- 二 イに掲げる金額にロに掲げる金額がハに掲げる金額のうちに占める割合を乗じて計算した金額
- イ 最終超過控除対象額
- ロ 最終超過控除対象額の計算の基礎となった前号の認定事業適応法人の旧租税特別措置法第六十八条の九十六の二第二項第二号に規定する控除した金額
- ハ 最終超過控除対象額の計算の基礎となった旧租税特別措置法第六十八条の九十六の二第二項第二号に掲げる金額

2 |

改正法附則第二十条第一項の規定の適用がある場合における新租税特別措置法施行令第三十九条の二十三の二第九項の規定の適用については、同項中「第五十七条第二項」とあるのは、「第五十七条第二項又は所得税法

二項第一号ロの資本金等の額及び同号ロに規定する利益積立金額と、それぞれみなす。

等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号）附則第二十条第一項」とする。

（中小連結法人が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除等に関する経過措置）

第六十条 改正法附則第十四条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧租税特別措置法第六十八条の十一第五項、第六十八条の十三第四項若しくは第六十八条の十五の五第五項の規定、所得税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第七号）附則第五十五条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法第十五条の規定による改正前の租税特別措置法第六十八条の十第五項の規定又は所得税法等の一部を改正する法律（令和三年法律第十一号）附則第六十三条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法第七条の規定による改正前の租税特別措置法第六十八条の十五の四第五項の規定（以下この条において「経過税額加算規定」という。）の適用がある場合における新法人税法第二編第一章（第二節を除く。）及び新地方法人税法第四章の規定の適用については、次に定めるところによる。

一・二 省略

（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置）

第六十三条 改正法附則第三十六条第一項の規定により改正法附則第二十条第三項に規定する災害損失欠損金額に該当するものとみなされた金額がある場合における同項の災害損失欠損金額に係る旧法人税法施行令第三十六条第一項の規定の適用については、同項中「欠損金額の」とあるのは、「欠損金額（所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号）附則第三十六条第一項（第二十三条の規定による東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部改正に伴う経過措置）の規定により同法附則第二十条第三項（青色申告書を提出しなかつた事業年度の災害による損失金の繰越しに関する経過措置）に規定する災害損失欠損金額に該当するものとみなされた金額を除く。）の」とする。

2| 新震災特例法施行令第十八条の三第一項の規定の適用については、旧震災特例法第十八条の三第一項の指定があつた日を含む連結事業年度（旧震

（中小連結法人が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除等に関する経過措置）

第六十条 改正法附則第十四条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧租税特別措置法第六十八条の十一第五項、第六十八条の十三第四項、第六十八条の十五の四第五項若しくは第六十八条の十五の五第五項の規定又は所得税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第七号）附則第五十五条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法第十五条の規定による改正前の租税特別措置法第六十八条の十第五項の規定（以下この条において「経過税額加算規定」という。）の適用がある場合における新法人税法第二編第一章（第二節を除く。）及び新地方法人税法第四章の規定の適用については、次に定めるところによる。

一・二 同上

（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置）

第六十三条

新震災特例法施行令第十八条の三第一項の規定の適用については、旧震災特例法第十八条の三第一項の指定があつた日を含む連結事業年

災特例法第二条第三項第五号に規定する連結事業年度をいう。以下この条において同じ。）終了の時に旧租税特別措置法第六十八条の第九八項第六号に規定する中小連結法人（連結親法人（旧震災特例法第二条第三項第七号に規定する連結親法人をいう。第五項において同じ。）である旧租税特別措置法第四十二条の四第八項第九号に規定する農業協同組合等を含む。）に該当する法人は、新震災特例法施行令第十八条の三第一項に規定する該当する法人とみなす。

3| 改正法附則第三十六条第十九項に規定する減価償却資産に関する特例を定めている規定として政令で定める規定は、旧震災特例法施行令第二十条の四第一項各号に掲げる規定とする。

4| 改正法附則第三十六条第十九項の規定により改正法附則第一百八条第五項の規定を読み替えて適用する場合及び改正法附則第三十六条第二十条の規定により新租税特別措置法第五十二条の三の規定を適用する場合における附則第四十六条第六項の規定の適用については、同項中「規定を」とあるのは、「規定又は旧震災特例法施行令第二十三条の四第一項各号に掲げる規定を」とする。

5| 改正法第二十三条の規定による改正後の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「新震災特例法」という。）第十九条第三項（同条第九項において準用する場合を含む。）の規定を適用する場合において、同条第三項の届出には、当該法人（当該法人が旧震災特例法第二条第三項第三十三号に規定する連結子法人であった場合には、当該法人との間に同項第十三号に規定する連結完全支配関係がある連結親法人）により行われた旧震災特例法第二十七条第三項の規定による同項の規定の適用を受ける旨の届出を含むものとする。

6| 新震災特例法施行令第十九条の規定の適用については、同条第七項及び第八項に規定する買換資産には旧震災特例法第十九条第四項又は第二十条第十四項に規定する連結買換資産を含むものとし、新震災特例法施行令第十九条第八項に規定する増額をしなかつたときには同項に規定する当該買換資産の帳簿価額につき旧震災特例法施行令第二十四条第八項前段に規定する金額の増額をしなかつた場合を含むものとし、新震災特例法施行令第

度（旧震災特例法第二条第三項第十一号に規定する連結事業年度をいう。以下この条において同じ。）終了の時に旧租税特別措置法第六十八条の九第八項第六号に規定する中小連結法人（旧震災特例法第二条第三項第十二号に規定する連結親法人である旧租税特別措置法第四十二条の四第八項第九号に規定する農業協同組合等を含む。）に該当する法人は、新震災特例法施行令第十八条の三第一項に規定する該当する法人とみなす。

2| 改正法附則第三十六条第十九項に規定する減価償却資産に関する特例を定めている規定として政令で定める規定は、旧震災特例法施行令第二十条の四第一項に規定する規定とする。

3| 改正法附則第三十六条第十九項の規定により改正法附則第一百八条第五項の規定を読み替えて適用する場合及び改正法附則第三十六条第二十条の規定により新租税特別措置法第五十二条の三の規定を適用する場合における附則第四十六条第六項の規定の適用については、同項中「規定を」とあるのは、「規定又は旧震災特例法第二十六条の二第一項若しくは所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第四号）附則第一百一条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十五条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二十六条の二第一項の規定を」とする。

4| 新震災特例法施行令第十九条の規定の適用については、同条第七項及び第八項に規定する買換資産には旧震災特例法第十九条第四項又は第二十条第十四項に規定する連結買換資産を含むものとし、新震災特例法施行令第十九条第八項に規定する増額をしなかつたときには同項に規定する当該買換資産の帳簿価額につき旧震災特例法施行令第二十四条第八項前段に規定する金額の増額をしなかつた場合を含むものとし、新震災特例法施行令第

十九条第十項、第十一項及び第十七項に規定する買換資産には旧震災特例法第十九条第十一項又は第二十条第十六項に規定する連結買換資産を含むものとし、新震災特例法施行令第十九条第十一項に規定する増額をしなかつたときには同項に規定する当該買換資産の帳簿価額につき旧震災特例法施行令第二十四条第十一項前段に規定する金額の増額をしなかつた場合を含むものとし、新震災特例法第十九条第一項及び第八項並びに第二十条第七項及び第八項の規定の適用を受けた新震災特例法施行令第十九条第三十三項に規定する買換資産には同項に規定する譲渡事業年度以後の各事業年度において旧震災特例法第二十七条第一項及び第八項並びに第二十八条第八項及び第九項の規定の適用を受けた旧震災特例法第二十七条第一項に規定する買換資産を含むものとし、新震災特例法第二十条第七項及び第八項の規定の適用を受けた新震災特例法施行令第十九条第三十四項に規定する特別勘定に係る買換資産には旧震災特例法第二十八条第八項及び第九項の規定の適用を受けた当該特別勘定に係る旧震災特例法第二十七条第一項に規定する買換資産を含むものとし、新震災特例法施行令第十九条第三十八項に規定する適用がある場合には旧震災特例法第二十七条から第二十九条までの規定の適用がある場合を含むものとする。

7| 新震災特例法施行令第十九条の規定の適用については、旧震災特例法第二

二十七条第一項（旧震災特例法第二十八条第八項において準用する場合を含む。）の規定により損金の額に算入された金額及び旧震災特例法施行令第二十四条第十五項の規定により計算された金額と同条第十六項の規定により計算された金額との合計額は新震災特例法施行令第十九条第七項第一号に規定する損金の額に算入された金額とみなし、旧震災特例法第二十七条第一項（旧震災特例法第二十八条第八項において準用する場合を含む。）又は旧震災特例法第二十七条第八項（旧震災特例法第二十八条第九項において準用する場合を含む。）の規定により旧震災特例法施行令第十九条第十項に規定する連結買換資産につき旧震災特例法第二十七条第十一項に規定する被合併法人等において損金の額に算入された金額及び旧震災特例法施行令第二十四条第十五項の規定により計算された金額と同条第十六項の規定により計算された金額との合計額（旧震災特例法第二十七条第十一項（旧震災特例法第二十八条第十七項において準用する場合を含む。）の

十九条第十項、第十一項及び第十七項に規定する買換資産には旧震災特例法第十九条第十一項又は第二十条第十六項に規定する連結買換資産を含むものとし、新震災特例法施行令第十九条第十一項に規定する増額をしなかつたときには同項に規定する当該買換資産の帳簿価額につき旧震災特例法施行令第二十四条第十一項前段に規定する金額の増額をしなかつた場合を含むものとし、改正法第二十三条の規定による改正後の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「新震災特例法」という。）第十九条第一項及び第八項並びに第二十条第七項及び第八項の規定の適用を受けた新震災特例法施行令第十九条第三十三項に規定する買換資産には同項に規定する譲渡事業年度以後の各事業年度において旧震災特例法第二十七条第一項及び第八項並びに第二十八条第八項及び第九項の規定の適用を受けた旧震災特例法第二十七条第一項に規定する買換資産を含むものとし、新震災特例法第二十条第七項及び第八項の規定の適用を受けた新震災特例法施行令第十九条第三十四項に規定する特別勘定に係る買換資産には旧震災特例法第二十八条第八項及び第九項の規定の適用を受けた当該特別勘定に係る旧震災特例法第二十七条第一項に規定する買換資産を含むものとし、新震災特例法施行令第十九条第三十八項に規定する適用がある場合には旧震災特例法第二十七条から第二十九条までの規定の適用がある場合を含むものとする。

5| 新震災特例法施行令第十九条の規定の適用については、旧震災特例法第二

二十七条第一項（旧震災特例法第二十八条第八項において準用する場合を含む。）の規定により損金の額に算入された金額及び旧震災特例法施行令第二十四条第十五項の規定により計算された金額と同条第十六項の規定により計算された金額との合計額は新震災特例法施行令第十九条第七項第一号に規定する損金の額に算入された金額とみなし、旧震災特例法第二十七条第一項（旧震災特例法第二十八条第八項において準用する場合を含む。）又は旧震災特例法第二十七条第八項（旧震災特例法第二十八条第九項において準用する場合を含む。）の規定により旧震災特例法施行令第十九条第十項に規定する連結買換資産につき旧震災特例法第二十七条第十一項に規定する被合併法人等において損金の額に算入された金額及び旧震災特例法施行令第二十四条第十五項の規定により計算された金額と同条第十六項の規定により計算された金額との合計額（旧震災特例法第二十七条第十一項（旧震災特例法第二十八条第十七項において準用する場合を含む。）の

規定により益金の額に算入された金額がある場合には、当該合計額に旧震災特例法施行令第二十四条第十七項ただし書の規定により計算された金額を加算した金額）は新震災特例法施行令第十九条第十項第一号に規定する損金の額に算入された金額とみなし、旧震災特例法第二十七条第四項の規定により各連結事業年度の旧震災特例法第二条第三項第三十四号に規定する連結所得の金額の計算上益金の額に算入された金額は新震災特例法施行令第十九条第十五項に規定する益金の額に算入された金額とみなし、旧震災特例法第二十七条第七項（同条第九項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）において準用する旧租税特別措置法第六十八条の七十八第八項の規定により新震災特例法施行令第十九条第十六項に規定する当該買換資産の取得価額に算入された金額（旧震災特例法第二十七条第七項において準用する旧租税特別措置法第六十八条の七十八第八項に規定する益金の額に算入された金額を含む。）は新震災特例法施行令第十九条第十六項に規定する取得価額に算入された金額とみなし、旧震災特例法第二十七条第四項に規定する事情は新震災特例法施行令第十九条第十六項第二号に規定する事情とみなし、旧震災特例法第二十七条第七項において準用する旧租税特別措置法第六十八条の七十八第八項の規定により新震災特例法施行令第十九条第十七項に規定する当該買換資産の取得価額に算入されなかった金額（旧震災特例法第二十七条第七項において準用する旧租税特別措置法第六十八条の七十八第八項に規定する益金の額に算入された金額を含む。）は新震災特例法施行令第十九条第十七項に規定する取得価額に算入された金額とみなし、旧震災特例法第二十七条第十一項に規定する事情は新震災特例法施行令第十九条第十七項第二号に規定する事情とみなし、旧震災特例法施行令第二十四条第二十項において準用する旧租税特別措置法施行令第三十九条の百六第二十一項第二号から第五号までに掲げる資産は新震災特例法施行令第十九条第二十項において準用する新租税特別措置法施行令第三十九条の七第二十四項各号に掲げる資産とみなし、旧震災特例法施行令第二十四条第二十項において準用する旧租税特別措置法施行令第三十九条の百六第二十一項第二号から第五号までに定める日は新震災特例法施行令第十九条第二十項において準用する新租税特別措置法施行令第三十九条の七第二十四項各号に定める日とみなし、旧震災特例法第二十八条第一項の特別勘定の金額の計算の基礎となつた同項に規定する取得に充てようとする額は新震災特例法施行令第十九条

規定により益金の額に算入された金額がある場合には、当該合計額に旧震災特例法施行令第二十四条第十七項ただし書の規定により計算された金額を加算した金額）は新震災特例法施行令第十九条第十項第一号に規定する損金の額に算入された金額とみなし、旧震災特例法第二十七条第四項の規定により各連結事業年度の旧震災特例法第二条第三項第三十六号に規定する連結所得の金額の計算上益金の額に算入された金額は新震災特例法施行令第十九条第十五項に規定する益金の額に算入された金額とみなし、旧震災特例法第二十七条第七項（同条第九項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により新震災特例法施行令第十九条第十六項に規定する当該買換資産の取得価額に算入された金額（旧震災特例法第二十七条第七項に規定する益金の額に算入された金額を含む。）は新震災特例法施行令第十九条第十六項に規定する取得価額に算入されなかった金額とみなし、旧震災特例法第二十七条第四項に規定する事情は新震災特例法施行令第十九条第十六項第二号に規定する事情とみなし、旧震災特例法第二十七条第七項において準用する旧租税特別措置法第六十八条の七十八第八項の規定により新震災特例法施行令第十九条第十七項に規定する当該買換資産の取得価額に算入されなかった金額（旧震災特例法第二十七条第七項において準用する旧租税特別措置法第六十八条の七十八第八項に規定する益金の額に算入された金額を含む。）は新震災特例法施行令第十九条第十七項に規定する取得価額に算入された金額とみなし、旧震災特例法第二十七条第十一項に規定する事情は新震災特例法施行令第十九条第十七項第二号に規定する事情とみなし、旧震災特例法施行令第二十四条第二十項において準用する旧租税特別措置法施行令第三十九条の百六第二十一項第二号から第五号までに掲げる資産は新震災特例法施行令第十九条第二十項において準用する新租税特別措置法施行令第三十九条の七第二十六項各号に掲げる資産とみなし、旧震災特例法施行令第二十四条第二十項において準用する旧租税特別措置法施行令第三十九条の百六第二十一項第二号から第五号までに定める日は新震災特例法施行令第十九条第二十項において準用する新租税特別措置法施行令第三十九条の七第二十六項各号に定める日とみなし、旧震災特例法第二十八条第一項の特別勘定の金額の計算の基礎となつた同項に規定する取得に充てようとする額は新震災特例法施行令第十九条第二十八項に規定する取得に充てようとする額とみなし、旧震災特例法第二十七条第一項に規定する買換資産で旧震災特例法

第二十八項に規定する取得に充てようとする額とみなし、旧震災特例法第二十七條第一項に規定する買換資産で旧震災特例法第二十八條第八項及び第九項の規定の適用を受けたものは新震災特例法施行令第十九條第二十八項に規定する他の買換資産で新震災特例法第二十八條第七項及び第八項の規定の適用を受けたものとみなし、旧震災特例法第二十八條第五項の規定により引継ぎを受けた特別勘定の金額を有する同項に規定する合併法人、分割承継法人又は被現物出資法人は新震災特例法施行令第十九條第二十九項に規定する合併法人、分割承継法人又は被現物出資法人とみなし、旧震災特例法第二十八條第五項の規定により引継ぎを受けた特別勘定の金額の計算の基礎となった同條第一項、第三項又は第五項第二号に規定する取得に充てようとする額は新震災特例法施行令第十九條第二十九項に規定する取得に充てようとする額とみなし、旧震災特例法第二十七條第一項に規定する買換資産で旧震災特例法第二十八條第八項及び第九項の規定の適用を受けたものは新震災特例法施行令第十九條第二十九項に規定する他の買換資産で新震災特例法第二十八條第七項及び第八項の規定の適用を受けたものとみなし、旧震災特例法第二十八條第一項の特別勘定の金額及び同條第三項に規定する期中特別勘定の金額のうちに同條第五項に規定する適格合併、適格分割又は適格現物出資により同項に規定する合併法人、分割承継法人又は被現物出資法人に既に引き継いだものがある場合は新震災特例法施行令第十九條第三十三項に規定する引き継いだものがある場合とみなし、旧震災特例法第二十八條第五項の規定により引継ぎを受けた特別勘定の金額のうちに同項に規定する適格合併、適格分割又は適格現物出資により同項に規定する合併法人、分割承継法人又は被現物出資法人に既に引き継いだものがある場合は新震災特例法施行令第十九條第三十四項に規定する引き継いだものがある場合とみなす。

省 略

9 | 8 |

10 | 新震災特例法施行令第十九條第二十六項の規定は、前項の税務署長の承認を受けようとする法人の申請について準用する。この場合において、同條第二十六項中「同項」とあるのは「法人税法施行令等の一部を改正する政令（令和二年政令第二百七号。第四号及び第五号において「令和二年改正令」という。）附則第六十三條第九項」と、同項第四号及び第五号中「前項」とあるのは「令和二年改正令附則第六十三條第九項」と読み替える

第二十八條第八項及び第九項の規定の適用を受けたものは新震災特例法施行令第十九條第二十八項に規定する他の買換資産で新震災特例法第二十八條第七項及び第八項の規定の適用を受けたものとみなし、旧震災特例法第二十八條第五項の規定により引継ぎを受けた特別勘定の金額を有する同項に規定する合併法人、分割承継法人又は被現物出資法人は新震災特例法施行令第十九條第二十九項に規定する合併法人、分割承継法人又は被現物出資法人とみなし、旧震災特例法第二十八條第五項の規定により引継ぎを受けた特別勘定の金額の計算の基礎となった同條第一項、第三項又は第五項第二号に規定する取得に充てようとする額は新震災特例法施行令第十九條第二十九項に規定する取得に充てようとする額とみなし、旧震災特例法第二十七條第一項に規定する買換資産で旧震災特例法第二十八條第八項及び第九項の規定の適用を受けたものは新震災特例法施行令第十九條第二十九項に規定する他の買換資産で新震災特例法第二十八條第七項及び第八項の規定の適用を受けたものとみなし、旧震災特例法第二十八條第一項の特別勘定の金額及び同條第三項に規定する期中特別勘定の金額のうちに同條第五項に規定する適格合併、適格分割又は適格現物出資により同項に規定する合併法人、分割承継法人又は被現物出資法人に既に引き継いだものがある場合は新震災特例法施行令第十九條第三十三項に規定する引き継いだものがある場合とみなし、旧震災特例法第二十八條第五項の規定により引継ぎを受けた特別勘定の金額のうちに同項に規定する適格合併、適格分割又は適格現物出資により同項に規定する合併法人、分割承継法人又は被現物出資法人に既に引き継いだものがある場合は新震災特例法施行令第十九條第三十四項に規定する引き継いだものがある場合とみなす。

同 上

8 | 7 | 6 |

新震災特例法施行令第十九條第二十六項の規定は、前項の税務署長の承認を受けようとする法人の申請について準用する。この場合において、同條第二十六項中「同項」とあるのは「法人税法施行令等の一部を改正する政令（令和二年政令第二百七号。第四号及び第五号において「令和二年改正令」という。）附則第六十三條第七項」と、同項第四号及び第五号中「前項」とあるのは「令和二年改正令附則第六十三條第七項」と読み替える

12| 11|
省 省
略 略

ものとする。

(国税収納金整理資金に関する法律施行令の一部改正)

第七十五条 国税収納金整理資金に関する法律施行令(昭和二十九年政令第
五十一号)の一部を次のように改正する。

附 則

この政令は、令和三年四月一日から施行する。ただし、第三条の改正規定
(租税特別措置法施行令第三十二条の二の改正規定の次に次のように加える
部分及び同令第三十九条の二十の九の改正規定の次に次のように加える部分
に限る。)、第十四条の改正規定(租税特別措置の適用状況の透明化等に関
する法律施行令第二条第二号の改正規定に係る部分(一)、第四十二条の十二
の三(第五項を除く。))を削る部分を除く。)、附則第四十七
条の改正規定及び附則第五十六条の次に一条を加える改正規定は、産業競争
力強化法等の一部を改正する等の法律(令和三年法律第 号)の施行の
日から施行する。

10| 9|
同 同
上 上

ものとする。

(国税収納金整理資金に関する法律施行令の一部改正)

第七十五条 同 上

附則第二十項中「震災特例法第二十三条第四項において準用する法人
税法第八十条第六項、震災特例法第二十四条第二項」を削る。